

那珂川町地域防災計画

令和2年10月

那珂川町防災会議

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I 総論..... | 1 |
| 第1節 計画の目的等 | 2 |
| 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱..... | 3 |
| 第3節 本町の社会的条件 | 13 |
| II 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 | 16 |
| 第1章 総 則..... | 17 |
| 第1節 本町の水害・台風、竜巻等風害・雪害を取り巻く自然的条件..... | 17 |
| 第2節 主な災害の概要 | 19 |
| 第2章 災害予防..... | 21 |
| 第1節 防災意識の高揚 | 21 |
| 第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化..... | 25 |
| 第3節 防災訓練の実施 | 30 |
| 第4節 避難行動要支援者対策 | 32 |
| 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備..... | 36 |
| 第6節 災害に強いまちづくり | 37 |
| 第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策..... | 39 |
| 第8節 水防体制の整備 | 43 |
| 第9節 積雪害予防対策 | 48 |
| 第10節 農林水産業関係災害予防対策 | 49 |
| 第11節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備..... | 50 |
| 第12節 情報通信・放送網の整備 | 53 |
| 第13節 避難体制の整備 | 54 |
| 第14節 消防・救急・救助体制の整備 | 59 |
| 第15節 保健医療体制の整備 | 60 |
| 第16節 緊急輸送体制の整備 | 61 |
| 第17節 防災拠点の整備 | 63 |
| 第18節 建築物災害予防対策 | 65 |
| 第19節 公共施設等災害予防対策 | 67 |
| 第20節 危険物施設等災害予防対策 | 69 |
| 第21節 鉱山、採石場等災害予防対策 | 72 |
| 第22節 文教施設等災害予防対策 | 73 |
| 第23節 防災関係機関相互応援体制の整備..... | 77 |
| 第24節 孤立集落災害予防対策 | 79 |
| 第25節 災害廃棄物等の処理体制の整備 | 81 |
| 第3章 災害応急対策 | 82 |
| 第1節 活動体制の確立 | 82 |
| 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策..... | 86 |
| 第3節 災害拡大防止活動 | 92 |
| 第4節 相互応援協力・派遣要請 | 95 |
| 第5節 災害救助法の適用 | 98 |

| | | |
|----------|-----------------------|------------|
| 第6節 | 避難対策 | 100 |
| 第7節 | 広域一時滞在対策 | 110 |
| 第8節 | 救急・救助活動 | 113 |
| 第9節 | 医療救護活動 | 117 |
| 第10節 | 緊急輸送活動 | 119 |
| 第11節 | 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動 | 121 |
| 第12節 | 農林水産業関係対策 | 125 |
| 第13節 | 保健衛生活動 | 127 |
| 第14節 | 障害物等除去活動 | 132 |
| 第15節 | 廃棄物処理活動 | 134 |
| 第16節 | 文教施設等応急対策 | 136 |
| 第17節 | 住宅応急対策 | 139 |
| 第18節 | 労務供給対策 | 141 |
| 第19節 | 公共施設等応急対策 | 142 |
| 第20節 | 危険物施設等応急対策 | 146 |
| 第21節 | 広報活動 | 149 |
| 第22節 | 自発的支援の受入 | 152 |
| 第23節 | 孤立集落応急対策 | 154 |
| 第4章 | 災害復旧・復興 | 155 |
| 第1節 | 復旧・復興の基本的方向の決定 | 155 |
| 第2節 | 民生の安定化対策 | 157 |
| 第3節 | 公共施設等災害復旧対策 | 162 |
| Ⅲ | 震災対策編 | 170 |
| 第1章 | 総則 | 171 |
| 第1節 | 本町の震災を取り巻く自然条件 | 171 |
| 第2節 | 本町の主な地震活動 | 174 |
| 第3節 | 地震被害想定 | 176 |
| 第2章 | 災害予防 | 178 |
| 第1節 | 防災意識の高揚 | 178 |
| 第2節 | 地域防災の充実・ボランティア連携強化 | 184 |
| 第3節 | 防災訓練の実施 | 189 |
| 第4節 | 避難行動要支援者対策 | 191 |
| 第5節 | 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 | 195 |
| 第6節 | 災害に強いまちづくり | 196 |
| 第7節 | 地盤災害予防対策 | 198 |
| 第8節 | 農林水産業関係災害予防対策 | 199 |
| 第9節 | 地震情報観測・収集・伝達体制の整備 | 200 |
| 第10節 | 情報通信・放送網の整備 | 202 |
| 第11節 | 避難体制の整備 | 203 |
| 第12節 | 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備 | 209 |
| 第13節 | 医療救護体制の整備 | 212 |

| | | |
|------|-----------------------|-----|
| 第14節 | 緊急輸送体制の整備 | 213 |
| 第15節 | 防災拠点の整備 | 215 |
| 第16節 | 建築物災害予防対策 | 217 |
| 第17節 | 公共施設等災害予防対策 | 219 |
| 第18節 | 危険物施設等災害予防対策 | 221 |
| 第19節 | 鉱山、採石場等災害予防対策 | 224 |
| 第20節 | 文教施設等災害予防対策 | 225 |
| 第21節 | 防災関係機関相互応援体制の整備 | 229 |
| 第22節 | 孤立集落災害予防対策 | 231 |
| 第23節 | 災害廃棄物等の処理体制の整備 | 232 |
| 第3章 | 災害応急対策 | 233 |
| 第1節 | 活動体制の確立 | 233 |
| 第2節 | 情報の収集・伝達及び通信確保対策 | 237 |
| 第3節 | 相互応援協力・派遣要請 | 243 |
| 第4節 | 災害救助法の適用 | 246 |
| 第5節 | 避難対策 | 248 |
| 第6節 | 広域一時滞在対策 | 257 |
| 第7節 | 救急・救助活動 | 260 |
| 第8節 | 医療救護活動 | 265 |
| 第9節 | 二次災害防止活動 | 267 |
| 第10節 | 緊急輸送活動 | 269 |
| 第11節 | 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動 | 271 |
| 第12節 | 農地・農林水産業用施設等対策 | 275 |
| 第13節 | 保健衛生活動 | 276 |
| 第14節 | 障害物等除去活動 | 281 |
| 第15節 | 廃棄物処理活動 | 283 |
| 第16節 | 文教施設等応急対策 | 286 |
| 第17節 | 住宅応急対策 | 289 |
| 第18節 | 労務供給対策 | 291 |
| 第19節 | 公共施設等応急対策 | 292 |
| 第20節 | 危険物施設等応急対策 | 296 |
| 第21節 | 広報活動 | 299 |
| 第22節 | 自発的支援の受入 | 302 |
| 第23節 | 孤立集落応急対策 | 304 |
| 第4章 | 災害復旧・復興 | 305 |
| 第1節 | 復旧・復興の基本的方向の決定 | 305 |
| 第2節 | 民生の安定化対策 | 307 |
| 第3節 | 公共施設等災害復旧対策 | 312 |
| IV | 火災害対策編 | 319 |
| 第1章 | 総則 | 320 |
| 第1節 | 本町の火災を取り巻く環境 | 320 |

| | | |
|----------|------------------------|--------------|
| 第2節 | 本町に被害を及ぼした主な火災 | 3 2 1 |
| 第2章 | 災害予防 | 3 2 2 |
| 第1節 | 住民等の防災活動の促進 | 3 2 2 |
| 第2節 | 火災に強いまちづくり | 3 2 4 |
| 第3節 | 迅速かつ円滑な応急対策への備え | 3 2 6 |
| 第3章 | 災害応急対策 | 3 2 9 |
| 第1節 | 活動体制の確立 | 3 2 9 |
| 第2節 | 情報の収集・伝達及び通信確保対策 | 3 3 1 |
| 第3節 | 災害救助法の適用 | 3 3 3 |
| 第4節 | 消火活動及び救助・救急活動 | 3 3 4 |
| 第5節 | 災害拡大防止対策 | 3 3 6 |
| 第6節 | 施設、設備の応急対策 | 3 3 7 |
| 第7節 | 広報活動 | 3 3 8 |
| 第4章 | 災害復旧・復興 | 3 3 9 |
| V | 原子力災害対策編 | 3 4 0 |
| 第1章 | 総則 | 3 4 1 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 3 4 1 |
| 第2節 | 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 | 3 4 2 |
| 第3節 | 緊急事態区分及び緊急時活動レベル | 3 4 3 |
| 第4節 | 運用上の介入レベル | 3 4 5 |
| 第5節 | 計画の基礎とするべき原子力災害の想定 | 3 4 7 |
| 第6節 | リスクコミュニケーションの充実 | 3 4 9 |
| 第2章 | 災害予防 | 3 5 0 |
| 第1節 | 初動体制の整備 | 3 5 0 |
| 第2節 | 避難活動体制等の整備 | 3 5 1 |
| 第3節 | モニタリング体制の整備 | 3 5 4 |
| 第4節 | 住民等の健康対策 | 3 5 5 |
| 第5節 | 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備 | 3 5 6 |
| 第6節 | 幼児・児童・生徒等の安全対策 | 3 5 7 |
| 第7節 | 緊急輸送体制の整備 | 3 5 8 |
| 第8節 | 住民等に対する普及・啓発活動 | 3 5 9 |
| 第9節 | 防災訓練の実施 | 3 6 0 |
| 第3章 | 災害応急対策 | 3 6 1 |
| 第1節 | 活動体制の確立 | 3 6 1 |
| 第2節 | 情報の収集・連絡活動 | 3 6 6 |
| 第3節 | 住民等への情報伝達 | 3 6 7 |
| 第4節 | 屋内退避・避難誘導等 | 3 6 9 |

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 第5節 | モニタリング活動 | 372 |
| 第6節 | 医療救護活動等 | 373 |
| 第7節 | 農林畜水産物・加工食品等の安全の確保 | 374 |
| 第8節 | 児童生徒等の安全対策 | 376 |
| 第9節 | 緊急輸送活動 | 377 |
| 第4章 | 災害復旧・復興 | 378 |
| 第1節 | 住民等の健康対策 | 378 |
| 第2節 | 風評被害対策 | 380 |
| 第3節 | 除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理 | 381 |
| 第4節 | 損害賠償請求 | 383 |
| 第5節 | 各種制限の解除 | 384 |
| | 用語集 | 393 |

I 総論

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

那珂川町地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、那珂川町（以下「町」という。）における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町、栃木県（以下「県」という。）及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、その有する全機能を有効に発揮して、本町の地域及び施設並びに住民に係わる災害に備え、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に至る防災対策を定めることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 42 条の規定に基づき、那珂川町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、国の防災基本計画に基づき、栃木県地域防災計画を踏まえて、町及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

第 3 計画の構成

この計画は、本町の地域における防災活動の指針として次の各編から構成される。

- 1 総論
- 2 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
- 3 震災対策編
- 4 火災害対策編
- 5 原子力災害対策編

第 4 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

1 防災関連計画との関係（災害対策基本法第 42 条）

国の防災基本計画、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び栃木県地域防災計画との整合を図る。

2 総合振興計画等との関係

- (1) 那珂川町総合振興計画と整合を図り、諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を確立する。
- (2) 町が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図る。

第 5 計画の修正

町及び防災関係機関等は、引き続き調査研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第 6 計画の周知

町及び防災関係機関等は、常に防災に関する調査、研究及び教育、訓練を実施して防災計画の習熟に努めるとともに、住民に対する計画内容の周知徹底に努める。

〈資料編 1-1 那珂川町防災会議条例〉

〈資料編 1-2 那珂川町防災会議委員名簿〉

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

第1 防災関係機関等の責務

いづれどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等の地縁の助け合いによる「互助」、ボランティア等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要である。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う取り組みを展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 町・消防機関

町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町及び防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関（消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）は、町の責務が十分に果たすことができるよう協力する。

2 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 住民

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 町

| 処理すべき業務等の大綱 | |
|-------------|---|
| 1 | 災害予防対策 |
| (1) | 防災に関する組織の整備・改善 |
| (2) | 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 |
| (3) | 都市整備、災害に強いまちづくりの推進 |
| (4) | 災害危険個所の災害防止対策 |
| (5) | 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 |
| (6) | 食料、生活必需品等の備蓄 |
| (7) | 町防災行政ネットワークの整備、運用、点検 |
| (8) | 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 |
| (9) | 自主防災組織の育成支援 |
| (10) | ボランティア活動の環境整備 |
| (11) | 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 |
| (12) | 避難施設の確保・整備 |
| (13) | 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の障害となるべき状態等の改善 |
| (14) | その他法令及び那珂川町地域防災計画に基づく災害予防の実施 |
| 2 | 災害応急対策 |
| (1) | 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集、伝達並びにそのための通信手段の確保 |
| (2) | 活動体制の確立、他機関との連携による応援体制の確立 |
| (3) | 災害救助法の運用 |
| (4) | 避難情報の発令及び伝達並びに避難所の開設 |
| (5) | 消火、水防等の応急措置活動 |
| (6) | 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 |
| (7) | 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 |
| (8) | 緊急輸送体制の確保 |
| (9) | 緊急物資の調達・供給 |
| (10) | 災害を受けた児童、生徒の応急教育 |
| (11) | 施設、設備の応急復旧 |
| (12) | 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 |
| (13) | 住民への広報活動 |
| (14) | ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入・配分 |
| (15) | 町外避難者の受入れに対する総合調整 |
| (16) | 住民の避難・屋内退避、立ち入り制限 |
| (17) | 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する関係機関等への指示 |
| (18) | 県外からの避難者受入に係る県への協力、広域一時滞在の受入 |
| (19) | その他法令及び那珂川町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 |
| 3 | 災害復旧・復興対策 |
| (1) | 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 |
| (2) | 民生の安定化策の実施 |
| (3) | 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 |

- (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- (5) 損害賠償の請求等に係る支援
- (6) 風評被害による影響等の軽減
- (7) 各種制限の解除
- (8) その他法令及び那珂川町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 消防機関

(1) 南那須地区広域行政事務組合消防本部（那珂川消防署）

| 処理すべき業務等の大綱 | |
|-------------|---------------------------|
| 1 | 災害予防対策 |
| | (1) 消防力の維持・向上 |
| | (2) 町と共同での地域防災力の向上 |
| 2 | 災害応急対策 |
| | (1) 災害情報の収集、伝達 |
| | (2) 救助救急活動・消火活動 |
| | (3) 浸水被害の拡大防止 |
| | (4) 避難誘導活動 |
| | (5) 行方不明者等の搜索 |
| | (6) 危険物施設等の災害拡大防止活動 |
| | (7) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策 |

(2) 那珂川町消防団

| 処理すべき業務等の大綱 | |
|-------------|---------------------------|
| 1 | 災害予防対策 |
| | (1) 団員の能力の維持・向上 |
| | (2) 町及び消防本部等が行う防災対策 |
| 2 | 災害応急対策 |
| | (1) 災害情報の収集、伝達 |
| | (2) 消火・水防活動 |
| | (3) 救助活動 |
| | (4) 避難活動 |
| | (5) 行方不明者等の搜索 |
| | (6) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策 |

3 栃木県

| 処理すべき業務等の大綱 | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 | 災害予防対策 |
| | (1) 防災に関する組織の整備・改善 |
| | (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 |
| | (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 |
| | (4) 災害危険箇所の災害防止対策 |
| | (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 |

- (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検
- (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検
- (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検
- (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備
- (10) 自主防災組織等の育成支援
- (11) ボランティア活動の環境整備
- (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表
- (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善
- (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施

2 災害応急対策

- (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保
- (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立
- (3) 専門家等の派遣要請
- (4) 災害救助法の運用
- (5) 消火・水防等の応急措置活動
- (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施
- (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置
- (8) 緊急輸送体制の確保
- (9) 緊急物資の調達・供給
- (10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育
- (11) 施設、設備の応急復旧
- (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持
- (13) 県民への広報活動
- (14) ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入
- (15) 県外避難者の受入れに対する総合調整
- (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限
- (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示
- (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施

3 災害復旧・復興対策

- (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
- (2) 民生の安定化策の実施
- (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
- (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- (5) 損害賠償の請求等に係る支援
- (6) 風評被害による影響等の軽減
- (7) 各種制限の解除
- (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

4 那珂川警察署

| |
|---|
| <p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 災害警備計画の策定</p> <p>(2) 災害装備資機材の整備</p> <p>(3) 危険物の保安確保に必要な指導、助言</p> <p>(4) 防災知識の普及</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害情報の収集・伝達</p> <p>(2) 被災者の救出及び負傷者等の救護</p> <p>(3) 行方不明者の調査・捜索</p> <p>(4) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導</p> <p>(5) 被災地、避難場所、重要施設の警戒</p> <p>(6) 緊急交通路の確保</p> <p>(7) 交通の混乱防止及び交通秩序の維持</p> <p>(8) 犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持並びに広報活動</p> <p>(9) 死体の検分・検視</p> |
|---|

5 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき業務の大綱等 |
|---------------------|--|
| 関東管区警察局 | <p>1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>3 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>4 警察通信の確保及び統制に関すること</p> |
| 関東財務局 (宇都宮財務事務所) | <p>1 災害における金融上の措置に関すること</p> <p>2 地方公共団体に対する融資に関すること</p> <p>3 国有財産の管理、処分に関すること</p> |
| 関東信越厚生局 | 健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告・指導・助言し、その他適切な措置をとること |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>関東農政局</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するための施設整備に関すること 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の需給調整に関すること (4) 生鮮食品等の供給に関すること (5) 農作物、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出や動員に関すること (7) 農作物等の安全性の確保に関すること 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生後の査定実施に関すること (2) 被害農林漁業者等への資金融通に関すること (3) 風評被害対策に関すること |
| <p>関東森林管理局</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材の供給に関すること 3 国有林産物等の安全性の確保に関すること |
| <p>関東経済産業局</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること |
| <p>関東東北産業保安監督部</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害の防止に関すること 2 鉱山における災害時の応急対策に関すること 3 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること |
| <p>関東運輸局 (栃木運輸支局)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 運輸事業の災害予防に関すること 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送等に関する指導、調整に関すること 3 輸送事業の復旧、復興に関すること |
| <p>宇都宮地方気象台</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測やその成果の収集発表に関すること 2 気象、地象及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること |

| | |
|--------------------|---|
| 関東総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保及び非常通信協議会の運営に関する事 2 災害対策用の移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関する事 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施に関する事 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事 |
| 栃木労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全に関する事 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事 |
| 国土交通省 常陸河川国道事務所 | <p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事 3 災害復旧等 <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること</p> |
| 東京航空局 (東京空港事務所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事 2 遭難航空機の捜索、救難に関する事 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 |
| 関東地方環境事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 |
| 国土地理院 関東地方測量部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視 |

6 自衛隊

| | |
|-------------|--|
| 陸上自衛隊第12特科隊 | 天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のために派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること |
|-------------|--|

7 指定公共機関

| | |
|----------------------|--|
| 日本郵便(株) | <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3 災害特別事務取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除 |
| 日本赤十字社 栃木県支部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集、配分に関すること 4 日赤医療施設等の保全に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること |
| 日本放送協会 宇都宮放送局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 |
| 東日本高速道路(株) (関東支社) | <ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること |
| 東日本旅客鉄道(株) (大宮支社) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処理を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと |
| 東日本電信電話(株) 栃木支店 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の |

| | |
|---|---|
| | <p>向上に関すること</p> <p>3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること</p> <p>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること</p> <p>5 災害復旧及び報道機関等との連携に関すること</p> |
| 日本通運(株) (宇都宮支店) | 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること |
| 東京電力パワーグリッド(株) (栃木総支社) | 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること |
| 東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) | <p>1 原子力施設の防災管理に関すること</p> <p>2 従業員等に対する教育、訓練に関すること</p> <p>3 関係機関に対する放射線量の情報提供に関すること</p> <p>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</p> <p>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること</p> <p>7 町、関係機関等の実施する原子力防災活動に対する協力に関すること</p> <p>8 除染、放射線物質により汚染された廃棄物に関すること</p> |
| KDDI(株) ソフトバンク(株) (株)NTTドコモ | <p>1 通信施設の運用と保全に関すること</p> <p>2 災害時における通信のそ通の確保に関すること</p> |

8 指定地方公共機関

| | |
|---|---|
| 関東自動車(株) | <p>1 施設等の安全・保全に関すること</p> <p>2 災害時における車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</p> |
| 土地改良事業団体連合会<土地改良区> | 水門、水路の操作に関すること |
| (株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ | <p>1 県民に対する防災知識の普及に関すること</p> <p>2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集</p> <p>3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知</p> <p>4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供</p> <p>5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</p> <p>6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p> |
| (一社)栃木県LPガス協会 | <p>1 ガス施設の安全・保安に関すること</p> <p>2 災害時におけるガスの供給に関すること</p> |
| 栃木県道路公社 | <p>1 有料道路の保全及び復旧に関すること</p> <p>2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること</p> |
| (一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会 | 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること |

| | |
|--|--------------------------------------|
| (一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県柔道整復師会 | 災害時における医療救護活動に関すること |
| (福) 栃木県社会福祉協議会 | 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること |
| 栃木県石油商業組合 | 災害時における燃料調達への協力に関すること |
| (一社) 栃木県建設業協会 | 被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること |

9 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

| | |
|----------------------|--|
| 那須南農業協同組合 那須南森林組合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資又はそのあっせん 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧 5 飼料、肥料等の確保対策 6 農林水産物等の出荷制限等への協力 |
| 那珂川町商工会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん |
| 那珂川町社会福祉協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアセンターの設置・運営 2 災害救助金品（義援金、義援物資）の募集 3 災害時の避難所運営の協力に関すること 4 その他町が実施する応急対策の協力 |
| 病院等経営者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院患者等の安全確保 3 災害時における負傷者等の医療と助産 4 被ばく医療への協力 5 被災した病院等の入院患者の受入れ |
| 社会福祉施設経営者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難等の訓練 2 災害時における入所者の安全確保 3 被災した社会福祉施設入所者の受入れ 4 福祉避難所としての施設の提供 |
| 行政区等自治組織 | 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、伝染病予防物資の配給、防犯その他町が実施する応急対策の協力 |
| 社会教育関係団体 | 町が実施する応急対策の協力 |
| 一般運輸業者 | 災害時における緊急輸送の協力 |
| 一般建設業者 | 災害時における応急復旧の協力 |
| 危険物施設の管理者 | 災害時における危険物等施設の安全確保 |

<資料編 1-3 防災関係機関一覧>

第3節 本町の社会的条件

第1 自然条件

1 位置

本町は、県の東北東に位置し、北部は大田原市、南部は那須烏山市、茨城県常陸大宮市、西部はさくら市、東部は茨城県久慈郡大子町と接している。

東西約23km、南北約19kmで、総面積は192.78km²である。

・那珂川町役場：本庁舎 東経140度10分 北緯36度44分 標高111.7m

2 地勢

本町の地形は、八溝山地の最高峰の八溝山（1,022m）から南西方向に連なる山地が大半を占め、高倉山（501m）を中心とする丘陵地帯、鷲子山（468m）の北西斜面の丘陵地帯、さくら市から続く西部の喜連川丘陵地帯、那珂川沿いに広がる平坦地帯などで構成されている。

関東の四万十川と言われる清流那珂川が南流し、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野がひらけ、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在している。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川沿いに集落が点在している。

土壌は、比較的肥沃であり、生産性は中位にあたる。耕地は、山間部では中小河川に沿って狭い水田と畑地が点在し、那珂川沿岸には河岸段丘にまとまった水田地帯が形成されている。総耕地面積は30.46km²で町総面積の15.8%にあたり、林野面積は123.53km²で町総面積の64.0%を占めている。

第2 社会条件

1 沿革

古墳時代においては、関東地方で最も古い古墳が造られるなど特色ある文化が生まれ、奈良、平安時代には、那須官衙（那須郡役所）が置かれるなど、古代那須地方において政治、文化の中心地となっていた。中世以降は、武茂（タケム）荘（馬頭地区）を除く那須郡ほぼ全域が那須氏に支配されていた。馬頭地区は、戦国時代には常陸佐竹氏領、江戸時代には水戸徳川領となり、小川地区は江戸時代中頃から烏山藩領、旗本領、天領として治められた。

明治政府成立後、廃藩置県により宇都宮県を経て栃木県の管轄下となり、多くの村に分かれていたが、昭和の大合併により馬頭町、小川町が誕生し、平成17年10月1日、両町が合併して現在の那珂川町が誕生した。

2 人口の状況

本町の人口は、昭和22年のピーク時には31,729人であったが、昭和30年代からの高度経済成長期の若年労働人口の流出により、約20年後の昭和45年には24,138人となり23.9%の人口減少となった。

昭和40年代後半から、わが国の経済安定成長は一極集中から地方分散へと移行し、県内主要都市の企業立地や町の積極的な企業誘致などで就業の場が拡大し、人口減少は鈍化傾向に移った。

平成27年国勢調査における本町の人口は16,964人で、平成22年と比較すると8.0%減少しており、年々人口が減少し続けている。また、平成27年国勢調査での年齢区分による人口構成比は、0歳～14歳が9.7%、15歳～64歳が56.2%、65歳以上が34.1%となっており、少子高齢化が進行している。

○総人口・世帯数

(単位：人・世帯)

| 区 分 | S 5 0 | S 6 0 | H 7 | H 1 2 | H 1 7 | H 2 2 | H 2 7 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 口 | 23,061 | 22,671 | 21,774 | 20,999 | 19,865 | 18,446 | 16,964 |
| 世 帯 数 | 5,369 | 5,488 | 5,732 | 5,806 | 5,870 | 5,877 | 5,840 |
| 一世帯当たり人数 | 4.30 | 4.13 | 3.80 | 3.62 | 3.38 | 3.14 | 2.90 |

(国勢調査)

○年齢階層別人口

(単位：人)

| 区 分 | S 5 0 | S 6 0 | H 7 | H 1 2 | H 1 7 | H 2 2 | H 2 7 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 0～14歳 (年少人口) | 5,255 | 4,834 | 3,877 | 3,184 | 2,547 | 2,003 | 1,648 |
| 15～64歳 (生産年齢人口) | 15,057 | 14,523 | 13,184 | 12,508 | 11,885 | 11,058 | 9,538 |
| 65歳以上 (高齢人口) | 2,749 | 3,314 | 4,713 | 5,307 | 5,433 | 5,385 | 5,778 |

(国勢調査)

3 産業構造

本町の就業者は8,629人(平成27年国勢調査)で、産業別従事者は第1次産業が1,203人(13.9%)、第2次産業が2,957人(34.3%)、第3次産業が4,469人(51.8%)となっており、県全体と比較し第1次産業の従事者比率が高い状況となっている。就業者数は人口と比例して減少している。

○産業別人口

(単位：人)

| 区 分 | S 5 0 | S 6 0 | H 7 | H 1 2 | H 1 7 | H 2 2 | H 2 7 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総 数 | 12,379 | 12,255 | 11,755 | 10,987 | 10,640 | 9,345 | 8,629 |
| 第1次産業 (就業人口比率) | 4,858 (39.2) | 3,389 (27.7) | 2,186 (18.6) | 1,809 (16.5) | 1,802 (16.9) | 1,320 (14.1) | 1,203 (13.9) |
| 第2次産業 (就業人口比率) | 3,964 (32.0) | 4,644 (37.9) | 4,689 (39.9) | 4,324 (39.4) | 3,833 (36.0) | 3,316 (35.5) | 2,957 (34.3) |
| 第3次産業 (就業人口比率) | 3,541 (28.6) | 4,221 (34.4) | 4,866 (41.4) | 4,800 (43.7) | 4,909 (46.1) | 4,688 (50.2) | 4,469 (51.8) |

(国勢調査)

第3 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、要配慮者利用施設における災害に対する安全性の向上を図る。

2 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すと

ともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。

このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

3 人的ネットワークの促進

都市化、核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通して防災意識の高揚を図る。

4 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

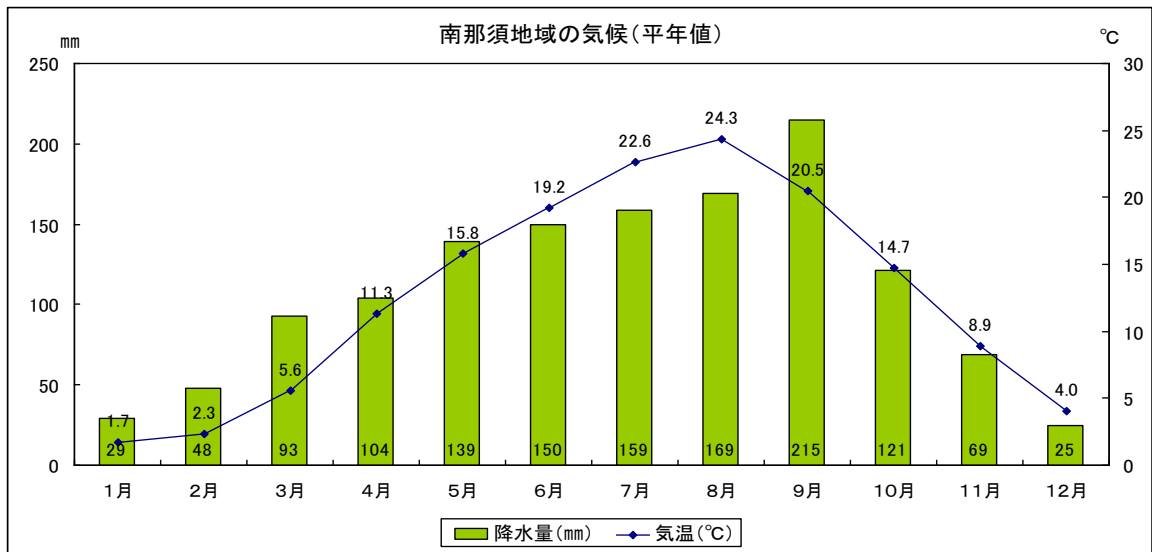
Ⅱ 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 本町の水害・台風、竜巻等風害・雪害を取り巻く自然的条件

第 1 気象の状況

本町は、典型的な内陸型の気候であり、年間平均気温は13℃前後で、寒暖の差はあるものの年間を通して比較的生活しやすい環境となっている。また、年間降水量は約1,500mm、初雪は12月下旬、終雪は3月下旬で積雪は年間5日前後となっている。気象の特徴としては、夏は県北部の高山地帯で上昇気流によって発生した熱雷が、南下してきて強い雷雨となることが多く、冬は「那須おろし」と呼ばれる、冷たい北西の季節風が強く吹き乾燥する。



「宇都宮地方気象台」

第 2 地勢の状況

1 本町の地形の概要と災害を引き起こす可能性のある地勢の状況

本町には、茨城県との県境に沿って南北方向に続く「八溝山地」がある。町の中央部を那珂川が南北方向に横切り、本町から茨城県久慈郡大子町にかけて浅い谷が東西方向に入り込んでおり侵食が進んでいる。

また、本町の大部分を占める山間部は、地形が急峻であるため、山地災害危険地区が多数あり豪雨、台風等に見舞われると、土砂災害を引き起こすとともに、多量の土砂を下流に流送し、河床を上昇させる原因となっている。

2 災害危険箇所の状況

本町における山地災害危険地区並びに急傾斜地、地すべり、土石流等の危険箇所については、町内全域に分布しており、令和2年7月現在以下のとおり確認されている。

(1) 栃木県環境森林部所管の山地災害危険地区の状況

| 山地災害危険地区数 | 山地災害危険地区の種類 | | |
|-----------|-------------|--------|------|
| | 山腹崩壊 | 崩壊土砂流出 | 地すべり |
| 286 | 141 | 143 | 2 |

(2) 栃木県県土整備部所管の急傾斜地、地すべり及び土石流危険箇所の状況

| 土砂災害警戒区域等 (急傾斜地) | 土砂災害警戒区域等 (地すべり) | 土砂災害警戒区域等 (土石流) |
|---------------------|---------------------|--------------------|
| 248 | 19 | 287 |

- <資料編2-1 災害危険箇所(総括)一覧表>
- <資料編2-2 地すべり防止区域指定状況一覧表>
- <資料編2-3 土砂災害警戒区域等(地すべり)一覧表>
- <資料編2-4 山地災害危険地区一覧表>
- <資料編2-5 土砂災害警戒区域等(急傾斜地)一覧表>
- <資料編2-6 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表>
- <資料編2-7 土砂災害警戒区域等(土石流)一覧表>

第3 河川の状況

1 本町の河川の概要

町中央には那須岳を水源とする一級河川であり、町名の由来ともなっている那珂川が南北に流れ、大田原市との境界には県管理河川である箒川が流れている。那珂川及び箒川沿いの地区では洪水浸水想定区域が設定されている。

また、大山田上郷から馬頭市街地南部を通り、久那瀬地内にて那珂川に接続している武茂川は河道幅に対して流域面積が広く、大小様々な小河川・沢が接続していることから、流域の雨水が集中し急激に水位が上昇する恐れがある。

2 重要水防箇所指定の状況

本町の県管理及び国管理の河川における重要水防箇所については、令和2年4月現在以下のとおり指定されている。

| 県の管理区間 | | | 国の管理区間 | | | 合計 | | |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 重要度 (A) | 重要度 (B) | 計 | 重要度 (A) | 重要度 (B) | 計 | 重要度 (A) | 重要度 (B) | 計 |
| 1箇所 260m | 2箇所 2,240m | 3箇所 2,500m | 9箇所 6,895m | 8箇所 7,052m | 17箇所 13,947m | 10箇所 7,155m | 10箇所 9,292m | 20箇所 16,447m |

(注) 管理区間には大田原市、那須烏山市の一部も含まれている。

- <資料編2-8 重要水防箇所一覧表>

第 2 節 主な災害の概要

第 1 風水害・雪害の種類と特性等

風、雨、雪等をもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害、雪害に分け、それぞれについて発生状況、主な原因等を挙げると概ね下表のとおりとなる。

| 災害の種類 | | 発生状況等 | 主な原因 |
|-------|------------|---|---|
| 洪水 | 外水氾濫 | 河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり(越水)、堤防が切れたり(破堤)して浸水する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風による大雨 ・狭い地域に集中して降る大雨 ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震 |
| | 内水氾濫 | 河川の水位が上昇し、堤内地の水が本河川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。 | |
| 土砂災害 | 山崩れ 崖崩れ | 地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切土斜面から突然崩壊する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う大雨 ・地震 |
| | 地すべり | 比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨期や台風に伴う大雨 ・気温上昇や降雨による融雪 |
| | 土石流 | 谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う大雨 |
| 風害 | 共 通 | 強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊 | |
| | 暴風・強風 | 風の原因である熱帯低気圧の移動に伴い、広域(数百～数千km)に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風(最大風速が約17m/s(34ノット)以上の熱帯低気圧)や発達した低気圧の通過 |
| | 突 風 | <p>風の影響は、局所的な範囲(数十m～数十km)に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることもある。</p> <p>粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニルハウスの損壊等の軽微な被害を及ぼすことがある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻、ダウンバースト、ガストフロント(寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生) ・じん旋風(主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生) |
| 雪害 | 雪 崩 | 山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する | <ul style="list-style-type: none"> ・多量の新雪 ・気温急上昇、大雨 |
| | 積雪害 | 多量の積雪による鉄道・道路の不通等の通途絶により孤立集落が発生する | <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪 ・多量の降雪 |
| | 雪圧害 | 雪の重さや積雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪 ・多量の降雪 |
| | 融雪害 | 雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・気温急上昇、大雨 |

〈参考資料：防災白書(内閣府編)、地域防災データ総覧(消防科学総合センター編)等〉

第 2 本町の災害等の概要

1 台風第10号及びその後の低気圧と前線による大雨<茂木水害>(昭和61年8月4日～5日)

8月1日にルソン島の東で発生した台風第10号は、4日の21時に石廊崎の南約120kmの海上で温帯低気圧に変わりさらに北上を続け、5日早朝には房総半島から茨城県を縦断した。その後、進行速度が極めて遅くなり、6日朝には三陸沖で殆ど停滞状態となった。

このため、町内では4日から5日にかけて大雨となり、町内の総雨量は、244mmに達し、河川

が相次いで増水、氾濫し、家屋、農地、道路など町内いたるところで多大な被害が出た。県内では、茂木町の市街地が水没するなど県南東部を中心に大災害となった。

○被害概要

人的被害：軽傷1名

住家被害：全壊2棟、半壊2棟、一部破損12棟、床上浸水20棟、床下浸水85棟

り災者：121世帯、450人

被災農地：1343ha

2 平成10年8月末豪雨<那須水害>（平成10年8月26日～31日）

8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風第4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった。

那須町では26日から5日間連続して130mm以上の日降水量を観測し、総降水量が1,254mmに達し、多大な被害が出た。町内でも、総降水量が214mmに達し、人的、住家被害は無かったものの農地に被害が出た。

このとき、箒川の増水により浄法寺柳林地区において、水位が堤防を越えるおそれがあったため、同地区9世帯54人に対し、避難のための立ち退きを指示した。

3 平成16年6月突風・豪雨・降ひょう<ダウンバースト>

6月29日午後8時15分から午後9時前にかけて、当時の小川町と馬頭町で、局地的に突風や降ひょう、集中豪雨があり、住家や納屋の屋根が飛ばされるなどの被害が発生した。

日中から夜にかけて南から暖かい空気が関東北部に流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、県内では昼過ぎから活発な積乱雲が次々と発生したことから、この積乱雲からの冷気が、強い下降気流となって吹きつける「ダウンバースト」ではないかとみられている。

小川地区では、住家の瓦の飛散、窓ガラスの損傷、倒木、電柱や信号機が傾くなどの被害が発生した。カボチャや大豆などの農作物にも被害が出た。小口地区では、沢の水があふれ、2戸が床下浸水した。

○被害概要 住家被害：一部損壊（住家）37棟、床下浸水4棟

4 平成23年台風第15号（平成23年9月21日～22日）

9月21日14時頃静岡県浜松付近に上陸した台風15号は、東海地方から関東地方を足早に縦断し、19時頃本県を通過して北東に進み、福島県沖に抜けた。この影響により西日本から北日本にかけての広い範囲で記録的な大雨や暴風となり、住家損壊、土砂災害、浸水害等が発生するなど甚大な被害が発生した。

本町でも、台風の接近、通過に伴い大雨となり、那珂川で避難準備水位、箒川、武茂川で氾濫注意水位に達するなど河川が増水した。片平地区では住宅の裏山が崩落し住家1棟が全壊するなど、町内のいたるところで、農地、道路などに多大な被害がでた。

5 令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）（令和元年10月12日～13日）

10月12日19時前に大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。この影響により東海～東北地方にかけての広い範囲で大雨・暴風となり、荒川、蛇尾川、那珂川などで堤防の決壊等による洪水被害が発生した。

本町でも、台風の接近、通過に伴い12日昼過ぎから13日未明にかけて大雨・暴風となった。健武地区では住宅の裏山が崩壊し住家1棟が全壊、富山地区では住家1棟が床下浸水、その他農地、道路などに多数の被害が発生した。

<資料編2-9 過去における主な災害一覧>

第2章 災害予防

第1節 防災意識の高揚

町及び防災関係機関は、災害発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、幼児・児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

平常時には、県、町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町及び地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

【生命・身体を守る方法】：内閣府(防災担当)「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」から

(共通)

- ◆ラジオやテレビの気象情報に注意する。
- ◆インターネットや携帯電話等から気象情報を入手する方法を知っておく。
- ◆停電に備えて、懐中電灯を用意する。
- ◆非常時の持ち出し用の荷物を用意し、点検しておく。
- ◆日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

(水害)

- ◆河川や用水路、圃場や低地などを見に行くなどの外出を控える。
- ◆地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部で短時間の大雨が発生したときは、地下街や地下室等の水没に注意する。

(土砂災害)

- ◆次のような土砂災害の前触れが発生したときは、すぐに周りの人たちと安全な場所に避難し、町や消防、警察署等に通報する。
 - ・川の流れが濁り、流木が混ざり始める。【土石流】
 - ・雨は降り続けているのに川の水位が下がる。【土石流】
 - ・山鳴りがする。【土石流】
 - ・沢や井戸の水が濁る。【地すべり】

- ・斜面から水が噴き出す。【地すべり】
- ・崖から小石がパラパラと落ちてくる。【崖崩れ】
- ・崖から水がわき出ている。【崖崩れ】
- ・崖に割れ目が見える。【崖崩れ】

(竜巻等の突風)

◆次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

◆屋内では次のような行動をとる。

- ・雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
- ・窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
- ・1階の窓のない部屋の中央に移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

◆屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。

- ・頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ・物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- ・身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

2 防災知識の普及啓発推進

町及び防災関係機関は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- ・電話帳(防災タウンページ・N T Tハローページ)における避難場所等防災知識の普及
- ・ホームページやメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

イ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県で設置した「県消防防災総合センター（栃木県防災館）」を利用し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実施訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

ウ 消防団員（水防団員）等による防災普及啓発活動の促進

町及び消防本部は、消防団員等による地域の巡回指導を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、食料・飲料水の備蓄、風水害等発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識

の普及を図る。

エ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたっては、町は、インターネット等の情報通信技術（ICT）を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・ 防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)
- ・ 水防月間(5月1日～5月31日)
- ・ 山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)
- ・ がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)
- ・ 土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)
- ・ 防災週間(8月30日～9月5日)
- ・ 雪崩防災週間(12月1日～12月7日)
- ・ とちぎ防災の日(3月11日)

(3) 避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及啓発を実施する際は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に十分に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町（教育委員会）は、本章第22節第1の3記載のとおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図り、これを以て学校教育を通じた児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・ 病院、社会福祉施設
- ・ ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施をし、防災教育の徹底に努める。

- ・ 気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風或いは、災害危険箇所等災害に関する知識
- ・ 災害に対する予防、応急対策に関する知識

- ・災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割(職員の初動体制と役割分担等)
- ・防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第7 言い伝えや教訓の継承

町及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

1 自主防災組織

町には、消防団OBの協力を得て自主防災組織が結成されている。また、既存の行政区を単位とする自主防災組織も結成されている。しかし、地域間で組織の格差がみられることから、町が積極的に支援等を行うなどにより、格差を解消することが課題となっている。

また、活動に対する住民意識の格差も発生しているため、町は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するように働きかける必要がある。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は年々減少しており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されている。今後の団員の確保と活性化が課題となっており、機能別団員制度等を活用し、団員の確保に努める必要がある。

<資料編2-10 那珂川町消防団の概要>

3 ボランティア団体等

困ったときに共に助け合う「共助」の精神に基づき、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細やかな支援が期待できるボランティア団体や社会福祉協議会等と、被災者のニーズをスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

○住民が行う主な災害対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ・天気予報や気象情報
- ・気象注警報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- ・過去に発生した風水害被害状況
- ・ハザードマップ等による近隣の土砂災害危険箇所の把握
- ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等)等
- ・土砂災害警戒情報等

(2) 家族防災会議の開催

- ・避難場所・経路の確認
 - ・非常持出品、備蓄品の選定
 - ・家族の安否確認方法(N T Tや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等)
 - ・災害時の役割分担(非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等)等
- (3) 非常用品等の準備、点検
- ・飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
 - ・飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
 - ・土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検
- (4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
- (5) 応急救護方法の習得(心肺蘇生法、止血法、自動体外式除細動器(A E D)の使用方法等)
- (6) 町、県又は地域(行政区、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (7) 地域(行政区、自主防災組織等)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

〈資料編 2 - 1 1 個人の防災心得〉

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割(従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生)を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)※を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。

また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

県および町は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

※事業継続計画

事業継続計画(B C P: Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第3 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、自発的な防災組織(以下、「自主防災組織」という)を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連携して活動を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険箇所、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これら資機材の使用方法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

町及び県が実施する研修会・講演会の参加や、消防本部等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の避難行動要支援者の把握

町、消防機関（消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

3 自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

町は、消防団員OB、行政区等を積極的に活用し、結成推進及び育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時に行う防災活動は楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

<資料編 2-12 栃木県自主防災組織育成方針>

(2) 商工会等の地域団体の活用

町は、行政区等の他、商工会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、県とともに、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

1 県の事業

- ・町が行う消防団活性化事業に対する助成
- ・女性団員の加入促進事業に対する経費、機能別団員・機能別分団制度の導入に対する経費助成
- ・消防団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈
- ・消防団活性化の広報事業 等

2 町の事業

- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

第5 女性防火クラブの育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

- ・クラブ運営に必要な資金の援助
- ・クラブ員に対する各種訓練・研修の開催
- ・地域住民に対するクラブ活動に関する知識の普及

第6 災害関係ボランティアの環境整備

町及び町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 ボランティアの育成、環境整備

町及び町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ボランティア団体の育成・支援
- ・災害救援ボランティア活動マニュアルの策定

2 行政とボランティア団体との連携

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

第7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動

に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として那珂川町防災会議に提案することができる。

町は、那珂川町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、那珂川町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、応急対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

町は、これらの様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要がある、これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

なお、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

第2 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、過去の災害の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、町は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止し、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

- ア 職員の動員、災害対策本部設置訓練
- イ 情報収集・伝達訓練(通信訓練)、広報訓練
- ウ 水防訓練
- エ 土砂災害防災訓練
- オ 救出・救助訓練
- カ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- キ 防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
- ク ヘリコプターを活用した訓練(航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練)
- ケ ライフライン応急復旧訓練
- コ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- サ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- シ 広域応援訓練
- ス 避難行動要支援者避難支援訓練

なお、町で開催できない場合は、県等が実施する総合防災訓練等に住民が参加するよう努める。

第3 防災図上訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的実施するよう努める。

なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、町と県との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実働訓練を併せて実施するなど、更に実績的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施にあたっては、訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定等を考慮し、より実績的な内容となるよう努める。

第4 非常招集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施するよう努める。

第5 通信訓練・情報伝達訓練

町及び防災関係機関は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施するよう努める。

第6 水防訓練

水防管理団体(町)は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団(消防団)の参加を得た水防訓練を毎年度実施するよう努める。

第7 土砂災害全国訓練

町は、土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練の実施を促進し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

第8 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加する訓練の実施などを通して、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。

ア 情報伝達訓練

イ 避難訓練、避難誘導訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難行動要支援者避難支援訓練等

第4節 避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険による要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

第2 地域における安全性の確保

高齢者や障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、平成25（2013）年6月の災害対策基本法の改正により、町は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供することとなった。

このため、町は、避難行動要支援者対応マニュアルを改定し、行政区や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 町における計画

町は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、那珂川町地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難するために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- (8) その他必要事項

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、庁内の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者と定義し、次に掲げる者

とする。

ア 65歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯

イ 重度身体障害者（身体障害者手帳1級及び2級所持者）

ウ 重度知的障害者（療養手帳A所持者）

エ 重度精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）

オ 要介護認定者（要介護3以上の認定者）

カ 難病患者

キ 上記以外で避難支援を希望する者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

3 地域支援体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、行政区、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 関係機関による名簿情報の共有

町は、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、平常時から名簿情報を外部提供することについて、名簿掲載者から同意を得るか、または、町の条例にあらかじめ定めるものとする。関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保するよう努める。

(2) 名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(3) 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を個別計画として定めるよう努める。

(4) 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう相談窓口を設置する。

(5) 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報装置及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において避難支援等関係者は、自身と周囲の安全確保を最優先する。避難行動要

支援者は、避難支援等関係者が支援できない可能性があることを十分理解し、平常時から災害発生に備えておくことが望ましい。

(7) 幼児対策

町は、認定こども園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(8) 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設の整備

町は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努めるよう指導を行う。

また、施設内部や周辺のバリアフリー化及び非常用通報装置の設置についても指導を行う。

2 非常災害に関する計画の作成

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保のための体制を整備し、定期的に当該計画及び体制を従業者と利用者へ周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 緊急連絡体制の確保

町は、社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

4 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5 夜間体制の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、障害者支援施設については、管理宿直員を配置するよう指導する。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は県と連携・協力して、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

7 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導

する。

〈資料編 2 - 1 3 社会福祉施設一覧〉

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、県と連携・協力し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、浸水想定区域内の自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するよう努める。

第5 外国人に対する対策

1 外国人への防災知識の普及

町は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用する事等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公布されたピクトグラム）の共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

町は、災害時に外国人に対し、適切な情報提供及び適切な支援を行うため、県とともに通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1のとおり、自らの身は自ら守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行う。

町は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期するよう努める。

○備蓄品目

- ・食料・・・水、アルファ米、かゆ、ソフトパン 等
- ・生活必需品・・・毛布、簡易トイレ 等

3 備蓄体制の整備

町は、食料及び生活必需品の現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

4 調達体制の整備

町は、要配慮者や女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、過去の災害における経験を踏まえ、関係機関や事業者と協定を締結し、必要な品目について調達体制を整備する。なお、町内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、町内外にある機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

また、平常時における在庫数量又は流通量について定期的な把握を行い、災害時の物資調達量の目安としておく。更に、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連絡体制の強化を図る。

第2 防災用資機材の備蓄

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。備蓄対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを行うため、町は、県等の関係機関とともに、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画である「那珂川町国土強靱化地域計画」の策定を推進する。

2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、過去の災害により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランを推進するとともに、これらのマスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第2 災害に強い都市構造の形成

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である、市街地再開発事業等の面的整備事業を推進する。

2 防災機能を有する施設の整備

県、町等の関係機関は相互連携により、市街地再開発事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 要配慮者に配慮した施設の整備

本章第4節第4の1のとおり整備を推進する。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、離着陸場、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第4 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは、枯渇の恐れがなく、災害時にも発電の継続が可能なことから、町は、再生可能エネルギーの積極的な導入を行うとともに、さらに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入も展開し、災害に強い地域づくりを推進する。

第5 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の現況

本町には、那珂川をはじめ、箒川、武茂川など多数の河川が流れている。近年は異常気象が

多く、台風や集中豪雨の際には、特に川幅が狭い河川では、短時間で増水する。

(2) 河川の整備

過去の災害による被害を考慮して、町は、水害に対応するための河川整備を国及び県に対し働きかける。

〈資料編 2－8 重要水防箇所一覧表〉

2 砂防対策

(1) 砂防の現況

本町は、町域の約64%が山林であり、一時的な集中豪雨が多いため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生じた土砂は、勾配の急な谷間に多量に堆積され、豪雨によって下流に氾濫し被害を与えることが少なくない。

(2) 予防対策

町内には、砂防河川、土砂災害警戒区域が数多くあるので、国及び県に対し、これらの堰堤、流路工等の工事の推進を働きかけ、土砂の生産及び流出を抑制し河川状態の安定を図る必要がある。

(3) 砂防事業

治水上有害となる土砂を防止し、下流河道に対し無害な流送土砂量にすることを目的として、県事業により、事業の実施を図っている。

3 治山対策

(1) 治山の現況

本町は、急峻な地形を多数有しているため、山腹崩壊危険地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備する必要がある。

(2) 予防対策

町は、国及び県に対して治山ダム工等の山地整備の推進を働きかける。

第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等 予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害からまちを保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、災害危険箇所・区域を設定し、計画的な予防対策を実施する。

第1 現状と課題

土砂災害・山地災害(がけ崩れ、地すべり、土石流、山崩れ)については、毎年のように全国各地で発生しており、近年、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、その発生する頻度や規模が増大しており、尊い人命が失われている。このような状況を踏まえ、土砂災害・山地災害の対策として、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備と警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害(がけ崩れ・地すべり・土石流)から住民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、町は県と連携して次の対策を実施する。

〈資料編2-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表〉

〈資料編2-5 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表〉

〈資料編2-7 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表〉

1 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という）として指定するにあたり、県に対して協力を行う。
- (2) 町は、警戒区域の指定があった場合、那珂川町地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項を定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
 - オ 救助に関する事項
 - カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

〈資料編2-21 避難勧告等の判断基準及び伝達手段〉

- (3) 町は、土砂災害等に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警

戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設等に配布する。

(4) 町は、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

2 土砂災害特別警戒区域の指定

町は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が「土砂災害特別警戒区域」として指定するにあたり、県に対して協力する。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、町は、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

町は、那珂川町被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第4 地すべり等の対策

1 住民への周知

町は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
- ・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
- ・擁壁や舗装道路等のクラック
- ・落石や小崩落の発生等

2 防止対策等

本町では、東部の山間部に特に集中している。

県は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき指定した地すべり防止区域及び、当該区域内に設置した地すべり防止施設の管理を行う。

〈資料編2-2 地すべり防止区域指定状況一覧表〉

〈資料編2-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表〉

第5 山地災害等の対策

1 防止対策等

本町の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、町内全域に分布している。これらの地区については、県が地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施している。

2 住民への周知

町は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県が認定した山地防災ヘルパーや山地防災推進員と連携しながら広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生 of 未然防止及び被害の軽減を図る。

〈資料編 2 - 4 山地災害危険地区一覧表〉

第6 急傾斜地崩壊対策

1 危険箇所の実態調査

町及び県は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 住民への周知

町は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

また、町及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧出の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面にはらみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険区域（以下「災害危険区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

4 急傾斜地崩壊防止工事

県は、災害危険区域について、当該区域の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

〈資料編 2 - 5 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表〉

〈資料編 2 - 6 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉

第7 土石流防止対策

1 住民への周知

町は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び

要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。

また、町及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報をするよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・ 溪流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。)
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

2 砂防工事の推進等

県は、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき指定した砂防指定地及び、当該指定地内における砂防施設の工事及び維持管理を行う。

〈資料編2-7 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表〉

第 8 節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第 1 水防管理団体の義務

1 水防管理団体等の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体(町)は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者は、平常時から消防団(水防団)による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長(水防団長)及び消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

第 2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

町(水防管理団体)は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

2 水防施設の整備

町(水防管理団体)は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

3 観測・伝達体制の強化

町は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位・雨量情報を収集する。

また、異常気象時は、防災行政無線(同報系)、広報車(消防団車両含む)等を利用し、住民に対して雨量・水位情報等の提供を行う。

<資料編 2-15 雨量・基準水位観測所一覧>

4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 町(水防管理団体)及び消防本部は、平常時から消防団(水防団)に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 町(水防管理団体)及び消防本部は、計画的に水防訓練を実施する。

(3) 町(水防管理団体)及び消防本部は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第 3 洪水予報伝達体制の整備

1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川ごとに、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を

整備する。

町は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

(1) 本町関係の指定河川

| 河川名 | 区 域 | 基準水位 観測所 | 発 表 者 |
|-----|--|-------------|-----------------------|
| 那珂川 | 左岸：大田原市亀久字大平419番4地先から海まで 右岸：大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先から海まで | 小口 | 常陸河川国道事務所 宇都宮地方气象台 |

(2) 洪水予報の種類並びに発表基準

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおり。

| 洪水の危険レベル | 水位 (小口) | 洪水予報の標題 [洪水予報の種類] | 発表の基準 | 町・住民に求められる 行動等 |
|----------|------------|----------------------|---|-------------------------------------|
| レベル 5 | | 那珂川氾濫発生情報 [洪水警報] | 氾濫が発生した後速やかに発表する | ・逃げ遅れた住民の救出等 ・新たに氾濫が及ぶ地域の住民の避難誘導 |
| レベル 4 | 5.5m | 那珂川氾濫危険情報 [洪水警報] | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した場合に、速やかに発表する。 | ・町は避難勧告等の発令を判断 |
| レベル 3 | 5.0m | 那珂川氾濫警戒情報 [洪水警報] | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位に達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、さらに、水位の上昇が見込まれる場合に発表する。 | ・町は避難準備情報（高齢者等避難開始）の発令を判断 |
| レベル 2 | 5.0m | 那珂川氾濫注意情報 [洪水注意報] | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。 | ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動 |
| レベル 1 | 4.0m | (発表なし) | 水防団待機水位。 | ・水防団待機 |

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

2 県が指定して洪水予報を実施する河川

(1) 県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が広く相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川ごとに、洪水予報を宇都宮气象台と共同して実施する。

| 河川名 | 区 域 | 基準水位 観測所 | 水防団待機水位 (通報水位) | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|-----|---|-------------|-------------------|------------------|--------|--------|
| 箒川 | 左岸：大田原市薄葉かさね橋から 大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋から 那珂川町那珂川合流点まで | 佐久山 | 1.90 | 2.50 | 3.50 | 4.00 |

(2) 洪水予報の種類並びに発表基準

水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報の発表基準・種類は次のとおりである。洪水予報は河川ごとにその地点の水位又は流量をして発表される。

| 洪水の危険レベル | 水位 (佐久山) | 洪水予報の標題 [洪水予報の種類] | 発表の基準 | 町・住民に求められる行動等 |
|----------|-------------|----------------------|---|-------------------------------------|
| レベル 5 | | 箒川氾濫発生情報 [洪水警報] | 氾濫が発生した後速やかに発表する | ・逃げ遅れた住民の救出等 ・新たに氾濫が及ぶ地域の住民の避難誘導 |
| レベル 4 | 4.0m | 箒川氾濫危険情報 [洪水警報] | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した場合に、速やかに発表する。 | ・町は避難勧告等の発令を判断 |
| レベル 3 | 3.5m | 箒川氾濫警戒情報 [洪水警報] | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位に達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、さらに、水位の上昇が見込まれる場合に発表する。 | ・町は避難準備情報（高齢者等避難開始）の発令を判断 |
| レベル 2 | 2.5m | 箒川氾濫注意情報 [洪水注意報] | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。 | ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動 |
| レベル 1 | 1.9m | (発表なし) | 水防団待機水位。 | ・水防団待機 |

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

第 4 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第 5 洪水浸水想定区域における対策

現在町内の河川については、那珂川と箒川が洪水浸水想定区域に指定されている。町は、水防法第 15 条の規定により洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を町地域防災計画に定めるとともに、住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

- ・町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地また、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。さらに、町は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。
- ・町は、町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

〈資料編 2-14 要配慮者利用施設一覧〉

〈資料編 2-16 洪水浸水想定区域における避難〉

〈資料編 2-17 那珂川町防災マップ〉

第6 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川ごとに確保する。

1 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

| 河川名 | 区 域 | 基準水位観測所 | 発 表 者 |
|-----|--|---------|-----------|
| 那珂川 | 左岸：大田原市亀久字大平419番4地先から海まで 右岸：大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先から海まで | 小口 | 常陸河川国道事務所 |

2 知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

| 河川名 | 区 域 | 基準水位観測所 | 発 表 者 |
|-----|---|---------|-------|
| 箒川 | 左岸：大田原市薄葉かさね橋から 大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋から 那珂川町那珂川合流点まで | 佐久山 | 栃木県知事 |

3 水防警報の内容及び発表基準

| 種類 | 内 容 | 発表基準 | |
|----|--|------------------------------|---|
| | | 国管理河川 | 県管理河川 |
| 待機 | 1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 | 気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。 | 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。 |

| 種類 | 内 容 | 発表基準 | |
|--------|---|---|---|
| | | 国管理河川 | 県管理河川 |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 洪水注意報等により氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。 | 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき。 |
| 指示及び情報 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。 | 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こる恐れがあるとき。 | 水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。 |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

〈資料編 2 - 15 雨量・基準水位観測所一覧〉

第7 河川管理施設等の水害予防対策

1 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

2 事業計画

ア 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

イ 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

第9節 積雪害予防対策

積雪害による被害の軽減を図るため、交通の確保・除雪体制の整備のための対策を実施する。

第1 積雪対策

1 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県、町、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ・積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- ・路盤改良

2 除雪体制の整備

積雪害等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、県、町、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・除雪機械の整備充実
- ・除雪要員等の動員体制
- ・所管施設の点検
- ・除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- ・備蓄品の保管庫の整備

3 異常降雪時への備え

異常な降雪に伴う交通障害が発生、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に交通障害に対処するため、県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、平成23年11月1日に締結した「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、連絡体制の確保に努める。

4 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

5 道路除雪の優先付け

道路管理者は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

6 豪雪地域以外における除雪体制

豪雪地域以外では除雪体制が脆弱であるため、除雪機械や除雪要員等について、豪雪地域からの応援体制づくりに努める。

7 住民に対する広報

町やライフライン関係機関は、県と連携し、停電等の復旧情報について迅速に住民に対する広報に努めるものとする。

第 1 0 節 農林水産業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、町及び関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

第 1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業等により改善するよう指導する。

1 共通的な対策

(1) 管理体制の整備

農業用ため池、頭首工等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保等管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 農業用ため池施設対策

農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに農業用ため池として利用されていないものについては管理移管や統廃合を進める。

3 用排水施設対策

頭首工等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第 2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農事組合法人、森林組合及び町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設(農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等)の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保等により、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第 1 1 節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

台風、集中豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、町は、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第 1 気象情報等の収集

1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集

町は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。発表される気象注意報、警報は次のとおりである。

○主な防災気象情報

| 防災気象情報 | 概 要 | 発表時刻、利用上の効果等 |
|--|---|---|
| 栃木県気象情報 (府県情報) <大雨に関する 情報/台風に関する 情報 等> | 警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」という情報を発表。 | 台風など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。 |
| 竜巻注意情報 | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。 | 事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間(注意が必要な期間)は、発表してから1時間。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様を注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。 |
| 注意報 【(2)参照】 | 災害の発生するおそれがある旨を注意して発表。 | 警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合にはその旨を予告することがある。 |
| 警報 【(2)参照】 | 重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表。 | 避難準備情報や避難勧告など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。 |
| 特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧等で、暴風、大雪等が予想されたり、集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表。 *大津波3m、噴火警報レベル4 以上は特別警報相当とする。 | 住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市町長はただちに避難勧告や避難指示などを行う。 |

| 防災気象情報 | 概 要 | 発表時刻、利用上の効果等 |
|---------------------|--|--|
| 土砂災害警戒情報 【(2)参照】 | 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県(県土整備部)と宇都宮地方気象台が共同で発表。 | 市町長の防災活動や住民等への避難勧告等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。 |
| 記録的短時間大雨情報 | 数年に1度程度にしか発生しないような短時間の大雨(1時間雨量110mm以上)を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、発生時刻、場所、雨量を直ちに気象台が発表。 | 大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。 |

○宇都宮地方気象台が発表する水害・台風、竜巻等風害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分

| 一次細分区域 | | 南 部 | |
|-------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 市町村等をまとめた地域 | | 南東部 | |
| 市町村 | | 那珂川町 | |
| 警 報 | 大 雨 | 浸水害 | 表面雨量指数基準 21 |
| | | 土砂災害 | 土壌雨量指数基準 133 |
| | 洪 水 | 流域雨量指数基準 | 武茂川流域=19.3 |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | 那珂川[小口]、箒川[佐久山] |
| | 暴 風 (平 均 風 速) | 20m/s以上 | |
| | 暴 風 雪 (平 均 風 速) | 20m/s以上 雪を伴う | |
| 大 雪 | 12時間降雪の深さ 15cm | | |
| 注 意 報 | 大 雨 | 浸水害 | 表面雨量指数基準 12 |
| | | 土砂災害 | 土壌雨量指数基準 97 |
| | 洪 水 | 流域雨量指数基準 | 武茂川流域=15.4 |
| | | 複合基準 | 武茂川流域=(10、15) |
| | 指定河川洪水予報による基準 | 那珂川[小口]、箒川[佐久山] | |
| 強 風 | 12m/s以上 | | |

| | | | |
|---------------------|-----------|-------------------------------------|---|
| 風 | 雪 | 12m/s以上で、雪を伴う | |
| 大 | 雪 | 12時間降雪の深さ 5cm | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| 濃 | 霧 (視 程) | 100m | |
| 乾 | 燥 | 最小湿度30%、実効湿度60% | |
| な | だ | れ | ①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上 |
| 低 | 温 | 夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下 | |
| | 霜 | 早霜・晩霜期に最低気温4℃以下 | |
| 着 | 氷 ・ 着 | 雪 | 著しい着氷 (雪) が予想される場合 |
| 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報 | | 1 時 間 雨 量 110mm | |

2 県と宇都宮地方気象台とが共同して発表する土砂災害警戒情報の収集

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、栃木県防災行政ネットワーク等を利用し、土砂災害警戒情報に係る詳細な情報を入手し土砂災害による被害防止に万全を期す。

3 河川水位・雨量データの収集

町は、重要水防河川に設けられている水位観測所及び雨量観測所から、栃木県防災行政ネットワーク等を通じて水位情報・雨量情報を入手し水防体制に万全を期す。

<資料編 2 - 1 5 雨量・基準水位観測所一覧>

第 2 気象情報等の伝達

町は、災害に結びつくと思われる気象情報については、次の手段等をもって関係住民への周知に努める。

- (1) 音声告知放送、屋外拡声システム等による周知
- (2) 広報車(町職員、消防職員、消防団員、警察官)による周知
- (3) 行政区、自主防災組織等への連絡
- (4) 町ホームページによる周知
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(公式FaceBook等)による周知

第 1 2 節 情報通信・放送網の整備

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

第 1 現状と課題

災害時において被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有が大変重要となる。また、住民の安全確保には、避難勧告等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達する必要があることから、屋内の音声告知放送が有効である。このほか、屋外拡声システムや文字放送など、町の特色であるケーブルテレビ網を活かして、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等伝達体制の確立が必要であり、全住民への有効な情報伝達手段を確保しなければならない。

第 2 通信体制の整備

災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。

1 町防災行政無線（移動系）

災害時における、迅速かつ的確な情報の収集、伝達の確保を図るため、本庁舎を基地局として、町内各地に移動できる移動局（車載・携帯）との間の相互通信が可能な無線設備であり、災害時に有効な通信手段として整備されている。

2 栃木県防災行政ネットワーク等

町は、県、県内市町及び防災関係機関と迅速かつ的確な情報連絡を行うため、栃木県防災行政ネットワークの活用を図る。このネットワークにより、衛星系無線及び移動系無線により通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報の受伝達をはじめ、画像の受伝達が行えるとともに、地震情報や気象情報が自動配信され、避難情報や避難所情報などの重要な情報を地上波のデータ放送と連動させるLアラートと連携している。

また、洪水情報・土砂災害警戒情報発表時には緊急速報メールを配信している。

3 広報車・消防自動車

町及び消防団は、防災行政無線(同報系)の聞こえにくい場所についての、避難勧告、指示等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の機器が最良の状態を維持するよう努める。

4 音声告知放送・屋外拡声システム

町は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難勧告・指示の伝達手段として、音声告知放送及び屋外拡声システムを整備している。保守点検、設備の更新及び高機能化について検討を行い、体制の充実・強化を図る。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

5 ケーブルテレビ放送

町は、独自のケーブルテレビ網を活用して動画・画像・音声放送を行うことができる施設・設備を整備している。上記4と合わせて災害時に最も有効な情報伝達・収集手段の一つであることから、システムの基盤となる各種設備・ケーブル網の保守点検及び機能強化に努める。

第 3 消防・救急無線施設

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

第 1 3 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民、帰宅困難者、スーパーマーケット、宿泊施設等不特定多数の人が集まる施設の利用者や路線バス等の緊急停止による乗客を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

町は、発生しうる災害の想定や過去の災害における経験を踏まえ、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、町地域防災計画に定めておく。

また、特別な配慮を要する要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、4に記載の事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

(2) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

(1) 町は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。

(2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 福祉避難所の指定

(1) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な

配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

(2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である高齢者、障害者福祉施設等の施設を活用すること。

<資料編 2 - 2 0 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

- ・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公布されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を設置できるように、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・福祉避難所の指定には、原則として社会福祉施設等、耐震、耐火、鉄筋構造を整え、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適していること。
- ・通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めおくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における竜巻被害対策としての避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難勧告等の住民に行動を促す情報等の意味等、避難に必要な知識等の住民の周知徹底に努め、企業、事業所等にもこれらを周知し、協力を得られるよう努める。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 主な周知方法

- ・音声告知放送、屋外拡声システム等による周知
- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・避難場所マップ配布による周知
- ・広報紙、インターネットによる周知

2 避難住民への注意事項及び携行品

(1) 注意事項

- ・避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。
(会社、工場等にあつては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置)
- ・携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

(2) 携行品の内容

- ・貴重品(保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書)
- ・食料品(水、応急食料、高齢者や幼児用食品)
- ・応急医療品
- ・衣類(肌着、防寒着等)
- ・その他(ラジオ、懐中電灯)

3 適切な避難行動

- ・那珂川町防災マップを利用した現在地の確認、避難先の確認、避難経路上の危険箇所の確認
- ・避難に時間を要する人(高齢の方、障がいを持つ方、乳幼児等)及びその支援者は早めに避難を開始
- ・早期立退き避難区域内である場合には区域外への水平避難
- ・安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する垂直避難

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難勧告等の発令及び避難基準の設定

町は、土砂災害警戒区域や指定河川等の浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を設定するものとする。その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水

予報に加え、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。

対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要支援者関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

〈資料編 2 - 2 1 避難勧告等の判断基準及び伝達手段〉

2 避難勧告等の伝達手段の整備

町は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第1 2節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、要配慮者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる被害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・各地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

町は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

イ 帰宅困難者対策

路線バス運行事業者は、大規模風水害等によりバスが通常の経路が通行不能となる場合に備え、代替輸送経路等の計画を策定しておく。また、町の定める避難場所へ避難させることも想定しておくよう努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、消防本部（局）及び県警察とともに、スーパーマーケット、宿泊施設等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

町は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成するとともに

に、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元行政区との協力体制等も毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、行政区、社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第5 町外避難者受入対策

町外避難者を受け入れる場合は第1の4に準ずる。

第 1 4 節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町及び消防本部は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第 1 組織の充実強化

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を導入して団員の確保と資質の向上を図る。

〈資料編 2－10 消防団の概要〉

第 2 救急・救助用車両、資機材等の整備

町及び消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

第 3 地域防災力の向上

町及び消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第 4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第 1 5 節 保健医療体制の整備

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、町及び医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制等の整備・充実を図る。

第 1 保健医療体制の整備

町は、県及び医療機関等と連携し、次のような保健医療体制の整備を図る。

1 保健医療対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材(天幕、テント等)の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 被災在宅補助呼吸器装着者、透析患者への対応

神経難病等により、在宅で人工呼吸器を使用している患者が被災した場合の救急収容を容易にする連絡体制を整備する。

3 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備する。

第 2 連絡体制等の整備

救護所で対応できない重症患者等を収容するため、公的・民間病院医療機関の被災状況、受入能力、負傷者の身元確認等の情報を町、消防機関、医療機関相互で交換できるよう連絡体制を整備する。

第 3 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 年間 2 回以上避難訓練を実施し、そのうち 1 回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。
また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第 1 6 節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、町、県、警察、その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送道路の周知

県、その他の道路管理者は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、平成 8 年度に指定し、平成 2 8 年度に見直しを行った緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

○県内の緊急輸送道路の状況

県で緊急輸送道路に指定している路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章内で定める防災拠点や主要公共施設、警察、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

| 区 分 | 設 定 基 準 |
|-------------|---|
| 第 1 次緊急輸送道路 | ・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路 |
| 第 2 次緊急輸送道路 | ・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路 |
| 第 3 次緊急輸送道路 | ・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路 |

第 2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

県、町及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

2 情報収集・連絡体制の整備

県、町及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

3 道路パトロールの実施

県、町及びその他の道路管理者は、道路の維持管理の万全を期するとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、道路パトロールを実施する。

第 3 空中輸送体制の整備

町は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し定める。

また、町は、本章第 1 7 節第 3 のとおり、必要な措置を実施する。

第 4 物資集積所の整備等

町は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割などを担う災害対策活動

拠点について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

県は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

町は、県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確認できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、県及び町は、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

町は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、平常時から栃木県建設業協会烏山支部等と連携体制の強化に努める。

第 1 7 節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく。

第 1 災害対策活動拠点の種類

1 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達、広報、防災関係機関との連絡調整、災害救助法の適用に係る県への情報提供、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中核機関として極めて重要である。このため、町は、町災害対策本部となる本庁舎について、必要な整備を実施していく。

また、被災により本庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

2 広域災害対策活動拠点

県が県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。

3 地域災害対策活動拠点

県が県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。

また、道の駅については、避難場所や被災した住民等への支援物資供給拠点など地域における防災拠点として位置づけ、町は関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

4 広域物流拠点（一次集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定し、公共施設を使用した県の物資集積拠点を補完する一時集積拠点として確保するよう努める。

5 地域物資拠点（二次集積拠点）

町は、町有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

第 2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。

特に、災害時において中核の役割を担う町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 職員の休憩場所の整備
- (4) 職員の食料、飲料水、非常用トイレ等の備蓄
- (5) (飲料水兼)耐震性貯水槽、防火水槽
- (6) 備蓄倉庫

第3 離着陸場の整備

消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定し、定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

町は、離着陸場の選定に関して消防本部に協力する。

〈資料編2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 防災機能を有する公園等の整備

市街地のオープンスペースである公園や幹線道路に付設された道の駅などは、防災上果たす役割も大きいことから、町地域防災計画に位置づけられた行政施設と一体となって防災拠点となるような公園等を中心に、防災機能の整備を促進していく。

第 1 8 節 建築物災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害時における建築物の安全性の確保を促進するため、町及び施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

第 1 一般建築物に対する予防対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

町及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

2 特殊建築物の検査、指導

町及び県は、旅館、ホテル、百貨店、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

第 2 市街地再開発事業等の促進

町及び県は、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、必要があると認めるときは「都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）」に基づく市街地再開発事業を推進する。

第 3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点(災害対策活動拠点等)〈本章第 1 7 節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設(病院、保健福祉センター等)
- (3) 応急対策活動の拠点(警察署、消防署等)
- (4) 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
- (5) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障害者支援施設等)

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)」、「消防法(昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号)」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 食料、飲料水、非常用トイレ等の確保
- イ 通信設備及びインターネット接続環境の整備
- ウ 非常用電源の確保
- エ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

- オ 配管設備類の固定・強化
 - カ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
 - キ その他防災設備の充実
- (3) 施設の維持管理
- 施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検を実施するなどの維持管理に努める。
- ア 点検結果の記録等
 - イ 建築物の構造図、平面図及び防災関連図面
 - ウ 施設の維持管理の手引

第 19 節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道その他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第 1 道路施設対策

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため、施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 災害時における道路機能を確保するため、道路、橋梁の整備に当たっては、災害に強い施設の整備に努める。
- (2) 落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。
- (3) 災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
- (4) 道路の維持管理の万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、必要に応じて道路のパトロールを実施する。

第 2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

水道事業者は、水が住民の生命維持に必要な不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 書類等の整備
施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。
- (2) 防災体制の編成等
防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。
- (3) 貯留水の確保
配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるよう努める。
- (4) 二次災害防止
ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
- (5) 施設の維持管理
点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、災害発生の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。
- (6) 配水管路等の改良
老朽管及び耐震適合性の低い管路の布設替えを計画的に行い、管路の強靱化に努めるとともに、埋設箇所の地盤の特性を考慮し、水道管使用材料の選定を行う。
- (7) 応援体制の整備
給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。また、町は、県と連携し被災市町村から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。
- (8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋及び放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第3 廃棄物処理施設

南那須広域行政事務組合は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

(1) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(2) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制(メーカーからの技術者の応援体制を含む)を整備する。

(3) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(4) 廃棄物の最終処分場(平成10年6月以降許可分)の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。また、町は、施設が被災した際は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第 20 節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町、県及び事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

第 1 消防法上の危険物

消防本部及び「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

第 2 火薬類

県及び関係機関は、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。町及び消防本部はこれに協力する。

1 保安確保の強化

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

2 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

3 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実、及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

第3 LPガス

「LPガス」とは、「高圧ガス」のうち、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」により規制される一般消費者等に供給される液化石油ガスのことをいう。

1 販売事業者等が実施する対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ア 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
- イ 出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。
- ウ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 販売事業者等の災害予防体制の強化

- ア 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ウ 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流出防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第4 高圧ガス

1 高圧ガス事業者が実施する対策

(1) 災害予防措置の実施

- ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不動沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- イ 防消火設備、除外装置及び緊急遮断装置の確実な作動を確保する。
- ウ 多数の容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、チェーン掛等により容器の転倒・転落防止を図る。
- エ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
- オ 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

(2) 災害予防体制の強化

- ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。
- イ 自主防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。また、消防署並びに警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化及び他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第5 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これを飛散、漏洩等させないように措置を講じなければならないとされている。町は、消防本

部、医療機関等と連携して、有毒物資による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第6 放射性物質

- 1 放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、国に対する通報連絡体制を整備する。
- 2 県・町・消防機関等の対策
 - (1) 県、町及び消防本部は、県が平成27年3月に策定した「原子力災害対策の手引き」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
 - (2) 県、町、消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
 - (3) 県及び町は、応急普及活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関の連携を図る。
 - (4) 県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療が可能な施設・整備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
 - (5) 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第 2 1 節 鉱山、採石場等災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時の鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

第 1 岩石採取場災害予防対策

当町における「採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）」に基づく岩石採取場は、令和元年 3 月末現在、松野地内に 1 箇所存在する。

県及び採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から、次により岩石採取場の安全確保に努める。

町は、必要に応じて県及び事業者等が行う予防対策に協力する。

1 採石業者等が実施する対策

(1) 採取計画の遵守

採石業者等は、岩石採取場における災害を防止するため、自身が作成した採取計画に定められた災害防止のための方法等に従って岩石の採取を行い、災害発生の予防に努めるものとする。

(2) 自主災害防止体制の確保

採石業者等による安全パトロールの実施や、関係団体の災害防止に関する普及啓発事業等により、自主災害防止体制を確保する。

2 県が実施する対策

(1) 災害発生予防に関する啓発等

採石業者等を対象とした関係団体の講習会等に協力し、災害発生の防止に関する意識の高揚を図る。

(2) 指導・監督

ア 緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

イ 災害発生時に速やかに対応し得るよう関係団体と連携を密にし、連絡体制の充実強化を図る。

第 2 2 節 文教施設等災害予防対策

学校等は、水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時の幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第 1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校、認定こども園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（平成 20 年法律第 73 号改題）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

また、町は、学校等に対して、学校安全計画の策定及び状況に応じた改訂を行うよう指導し、随時その内容を点検する。

○「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

① 教育に関する事項

- ・学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項
- ・特別活動、部活動等における指導事項

② 災害管理に関する事項

- ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

③ 災害に関する組織活動

- ・家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修
- ・災害発生時における児童・生徒等の一時保護及び保護者等への引渡し方法等の体制整備

〈資料編 2 - 2 3 学校安全計画の概要〉

○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実態や特性に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・日常の安全指導
- ・大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策
- ・時間外における教職員の参集体制
- ・保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制
- ・施設設備の被害状況の把握等

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、豪雨、降雪時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、

部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。

また、災害発生時の授業等の中止を決定した際の関係機関や保護者等への連絡体制についてあらかじめ整備しておく。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例等を理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

“周りの状況を予測し、即座に「行動につなげる態度」の育成”

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回の地震でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

“防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実”

知識と行動は単純に連動するものではない。危険感受性や危険予測を知識として与えただけでは、行動に対して責任をもてないことから行動に結びつきにくい。行動につなげるためには、知識を主体的に学び、児童生徒等が自ら気づきを得るよう指導していく。

また、今回の東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神等に支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行う等災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらう等訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史資料館等の社会教育施設の管理者(以下「施設管理者」という。)は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

○ 施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

① 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

② 災害に関する組織活動

- ・ 地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
- ・ 職員を対象とした防災に関する研修
- ・ 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設管理者は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設管理者は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関、情報手段、水道や電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設管理者は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域

の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行う等災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらい等訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 文化財災害予防対策

住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の予防対策を図る。

- 1 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- 2 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- 3 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第 2 3 節 防災関係機関相互応援体制の整備

町、消防本部及び県の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに警察、自衛隊、国、ライフライン関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

第 1 被災自治体に対する相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定の適切な見直し

町は、町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」をその後の市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、その運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、町は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化に努める。

(1) 県内市町との協定

町は、1 に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

(2) 県外市町村との協定

町は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

〈資料編 2-24 災害時における市町村相互応援関係〉

〈資料編 2-25 那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書〉

〈資料編 2-26 災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書〉

第 2 大規模災害に備えた受援計画

被害の規模が甚大で、県内のみでは十分な応急対応が実施できない大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な応援が想定される。

県は、大規模災害発生により県内市町において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

町は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定するよう努め、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

県及び町は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第 3 県内消防相互応援体制の整備

1 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和 56 年に締結し

た特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

2 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県と県消防長会で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

〈資料編2-27 広域消防相互応援協定〉

第4 消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化

町は、大規模災害発生時において、消防本部、警察及び自衛隊の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

第5 協定先機関等との連携

町は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、住民の安全と住民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第6 その他の協定の締結推進

災害発生時において必要な応援、支援等を実施又は要請するため、次に掲げるような項目についての協定を締結するよう推進するものとする。

- (1) 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定
- (2) 災害時における食糧、生活必需品等の確保に関する協定
- (3) 土木・建設重機、建設資材等に関する協定
- (4) その他災害対策に必要な協定

第24節 孤立集落災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区については、事前に地区の状況を把握し、孤立集落発生未然防止及び発生に備えた取り組みを実施する。

第1 現状と課題

町では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）で、交通等の途絶が生じた場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、県及び町は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

第2 孤立可能性地区の実態把握

町は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平常時から現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

県、町及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

第4 発生時に備えた取組の実施

1 連絡体制の整備

町は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

2 避難場所等の確保

町は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

3 離着陸場用地の確保

町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリコプターの離着陸に適した土地の確保に努める。

4 孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

町は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進を支援する。

5 住民への普及啓発

町は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

6 住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第5節第1に記載の住民の備蓄量3日分に加え、1週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・行政区・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第 2 5 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る。

第 1 現状と課題

東日本大震災、平成 2 7 年 9 月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

第 2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 町の対策

町は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、「災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に大量に発生すると見込まれる災害廃棄物の処理について、発生量・集積場・処理費用などを想定し、初動体制を整備する。

2 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「災害時の廃棄物処理対応マニュアル」（平成 2 9 年 3 月 栃木県）に基づき訓練等を行うなど、必要な支援を行う。

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 活動体制の確立

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害の規模に応じた災害対策の中核となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第 1 町の活動体制

災害の規模に応じた町の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

| 体 制 | 設置基準 | 体制の概要 | 備 考 (勤務時間外の配備) |
|----------|---|--|--|
| 注意体制 | 1 気象警報等が発令され、 ①小規模な災害が発生するおそれがある場合 ②小規模な災害が発生した場合 | 小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課・建設課・産業振興課・上下水道課の職員のうち各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施 |
| 警戒体制 | 1 気象警報等が発令され、 ①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等） | 災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課職員と建設課・産業振興課・上下水道課職員のうち各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施 |
| 第 1 非常体制 | 1 大規模な災害が発生するおそれがある場合 2 大規模な災害が発生した場合 | 災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制 | 応急対策を実施する各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施 |
| 第 2 非常体制 | 1 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合 | 災害対策本部を設置して、町の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 | 全職員 |

第 2 注意体制

町は、気象警報が発表されたとき、小規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき、注意体制をとる。総務課・建設課・産業振興課職員のうち、各課長が必要とする職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

(1) 災害に関する情報の収集

(2) 被害情報の把握

ア 被害が発生した日時、場所

イ 被害の程度

ウ 被害に対してとられた措置

エ その他必要な事項

- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて町長、副町長、教育長への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置（警戒体制）

町は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき
- イ その他総務課長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、那珂川町災害警戒本部要領の定めるところによる。

4 代決者

本部長(総務課長)不在時等の意思決定は総務課長補佐が、総務課長補佐が不在の場合は総務課消防交通係長が行う。

<資料編2-28 那珂川町災害警戒本部設置要綱>

第4 災害対策本部の設置（第1非常体制・第2非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 町内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、災害発生のおそれがある

る場合

- イ 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合
- エ その他町長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県
- (2) 警察
- (3) 消防本部、消防署
- (4) 陸上自衛隊第12特科隊
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (6) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、那珂川町災害対策本部条例（平成17年那珂川町条例第17号）及び別に定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容に応じて警察、消防署等に職員派遣を要請する等、柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

〈資料編2-29 那珂川町災害対策本部条例〉

〈資料編2-30 那珂川町災害対策本部組織及び業務〉

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害予防及び災害応急対策の実施、調整に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること
- (4) 本部の活動体制に関すること
- (5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (6) 県、他の市町村への応援要請に関すること
- (7) 応援に関すること

- (8) 災害広報に関すること
 - (9) 災害対策本部の解散に関すること
 - (10) その他重要な事項に関すること
- 5 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は副本部長（副町長）が、本部長、副本部長ともに不在時の場合は総務部長が行う。

第5 業務継続計画

町は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、「業務継続計画（BCP）」を策定し、全庁体制で業務を実施・継続する体制を整える。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

町及び関係機関は、気象予警報、水防警報等を関係機関、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。

また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、町は、ケーブルテレビ網を最大限活用した情報収集を行う。

その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、防災行政無線（移動系）、音声告知・屋外拡声システム・ケーブルテレビ放送、Jアラート、ソーシャル・ネットワークキング・サービス、携帯アプリ等の各種通信手段の確保を図る。

特に、町ケーブルテレビ網を活用した各種通信は、災害時に最も有効な情報収集・伝達手段の一つであることから、システムの基盤となる各種設備・ケーブル網の保守点検及び機能強化に努める。

第1 情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（総務課長、建設課長、産業振興課長、上下水道課長）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、災害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

町は、県、消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。また、災害等の状況に応じ、県に対し、栃木県火災・災害等即報要領に基づき災害の状況を報告する。

第2 警戒情報等の伝達

1 気象予警報

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報(本編第2章第1.1節参照)は以下により速やかに通知する。

《気象注意報・警報の伝達系統》

宇都宮地方気象台 ⇒ 栃木県(危機管理課) ⇒ 那珂川町 ⇒ 住民

〈資料編2-18 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(2) 土砂災害緊急情報

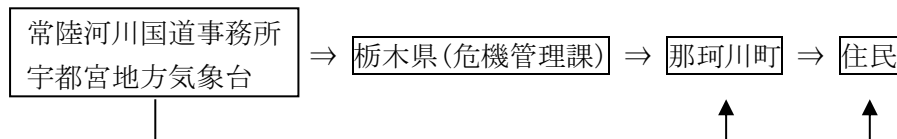
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結

果、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、町長に通知するとともに、一般に周知する。

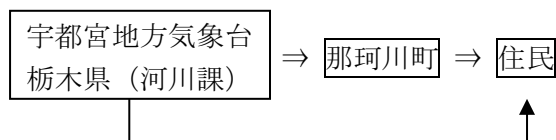
3 指定河川の洪水予報

水防法(昭和24年法律第193号)、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川(那珂川)について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について県と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況(本編第2章第8節参照)を水位、流量とともに発表する。

○国土交通大臣の指定する河川



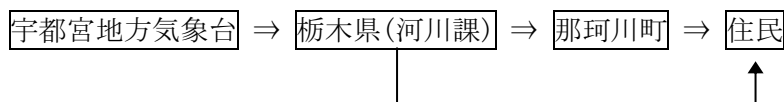
○知事の指定する河川



4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川(那珂川)について、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が水防の必要がある状況(本編第2章第8節参照)を発表する。

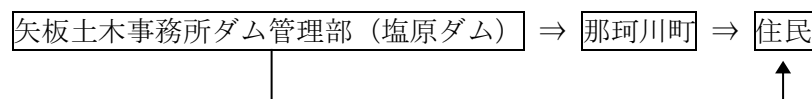
○指定河川の水防警報等の伝達系統



5 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

<ダム放流通報の伝達系統>



6 住民からの通報

(1) 発見者(住民)の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、町又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく烏山土木事務所、町又は警察に通報する。

(2) 町、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた町は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 町の情報収集

町は、次の方法により情報の収集を行い、主管課である総務課が中心となり情報の一元管理に努めるとともに、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

- (1) 職員の登庁途中での情報収集
- (2) 現地調査による情報収集
- (3) 住民、消防団等からの通報による情報収集
- (4) 行政区等への照会による情報収集
- (5) 消防署、警察署、ライフライン関係機関等からの情報収集
- (6) 町独自のケーブルテレビ網を活用した通信による情報収集

3 消防本部の情報収集

消防本部は、住民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報の収集を行う。

第4 被害状況の報告

1 町及び消防本部の報告

- (1) 町及び消防本部は、町内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

<資料編2-31 栃木県火災・災害等即報要領>

<資料編2-32 即報基準一覧>

第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、町等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

| 区分 | 通信手段 | 説明 |
|---------------------|------------|---|
| 県防災行政ネットワーク | | 県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。 |
| 中央防災無線 | | 内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク |
| 消防防災無線 | | 消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。 |
| 市町防災行政無線 | | 市町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備 |
| 町ケーブルテレビ | | 町の区域内に敷設されたケーブルテレビ網を活用した情報収集・伝達手段 町の情報を逐次発信・受信でき、動画・画像・音声を用いた放送が可能であるほか、ライブカメラ等に接続しての情報収集が可能 |
| エリアメール (緊急速報メール) | | 町内に存在するNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等のキャリアに対して一斉にメールを配信する。 前出の県防災行政ネットワークシステムと一部連携し、避難情報や避難所の情報を発信することが可能 |
| N T T | 災害時優先電話 | 災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定） |
| | 非常・緊急通話用電話 | 災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要） |
| NTT ドコモ | 災害時優先電話 | 災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む） |
| KDDI | 災害時優先電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機 |
| ソフトバンク | | |
| その他 | 消防無線 | 消防機関の設置する無線設備 |
| | 警察通信 | 県警察専用電話及び無線通信 |
| | 企業局無線 | 県企業局の設置する無線通信 |
| | 非常通信 | 関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信 |
| | 防災相互通信用無線機 | 国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機 |

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部（局）へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部（局）へ配信する。
- 2 町防災行政無線（移動系）
町公用車、消防団車両に搭載、消防団に配備されている移動系無線機により、災害情報の収集、災害現場との交信を行う。
- 3 音声告知方法・屋外拡声システム
ケーブルテレビの放送網を活用した音声により情報を伝達するシステム。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。
- 4 ケーブルテレビ放送
光ケーブル等の専用ケーブルにより各家庭まで動画・画像・音声を届けるシステム。町の正確な情報を画像で提供し、迅速・確実に伝達する。現状、災害時に最も効果的な情報伝達手段であり、今後の利用促進、活用検討を行う。
- 5 公衆電気通信設備の利用
町及び防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」等をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。
- (1) 災害時優先電話の利用
災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。
- (2) 非常・緊急通話用電話の利用
防災関連機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。
- 6 消防無線の共通波の利用
消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。
- 7 警察通信設備の利用
町、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。
- 8 非常通信の利用
防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。
- (1) 非常通信の発信・受信
非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。
- (2) 非常通信の依頼
非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。
- (3) 依頼の方法
ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名(職名)を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名(職名)、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュア等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておくものとする。

(5) 非常通信の経路

町と県との間の有線電話等が不通となった場合、警察、消防、県出先機関等を中継して通信を行う。那珂川町の発信依頼局は下記のとおりである。

| 発信依頼機関 | | | 中継機関 | 着信機関 |
|--------|--------------|--------------|-------------------|-------|
| 機関名称 | 電話番号 | FAX番号 | | |
| 那珂川消防署 | 0287-92-2800 | 0287-92-2844 | 南那須地区広域行政事務組合消防本部 | 危機管理課 |
| 那珂川警察署 | 0287-92-0110 | 0287-92-0110 | 栃木県警察本部警備第二課 | |

第7 通信施設の応急復旧

町の通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、住民への情報伝達手段の確保及び県と町、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

第8 放送要請

町が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

第9 住民への伝達手段

住民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- (1) 音声告知放送及び屋外拡声システムによる伝達
- (2) ケーブルテレビ放送による伝達
- (3) サイレン等の使用による伝達
- (4) 消防団車両の使用による伝達
- (5) 町広報車の使用による伝達
- (6) 消防団員による個別訪問による伝達
- (7) 消防関係機関による個別訪問による伝達
- (8) 町ホームページによる周知
- (9) ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる伝達
- (10) 緊急速報メールによる伝達

第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂崩れ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 監視、警戒

1 町及び消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員（水防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他災害の抑止に必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

2 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 町の活動

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団（水防団）及び消防本部に対し出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団（水防団）の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

- (1) 水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者が管下の消防団（水防団）を、非常配備体制をとるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- a 消防団（水防団）の団員は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

○第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所早期水防等を行う。

○第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

○第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下した場合、又は氾濫注意水位以上であつても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長（水防団長）、消防団（水防団）及び消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

水防管理者は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避

難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止

1 洪水調節

県は、発生のおそれがある洪水災害を未然に防止するため、ダム毎に定めた操作規則・細則により洪水調節を行い、下流河川の洪水の軽減を図る。

2 事前放流

県は、ダムの計画規模を上回る大規模な台風等に備え、利水容量の一部を活用しより多くの洪水調節容量を確保するため、ダム上流域の予測降雨量が基準値以上の場合に事前放流を実施し、洪水被害の拡大防止に努める。

3 情報伝達

町は、必要に応じて住民へダム放流の情報を伝達するとともに、行政区・関係機関と連携して住民の避難行動を支援する。

第4 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町及び県は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

町災害対策本部長は、降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、那珂川町被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、建設課長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営並びに業務は、那珂川町被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

3 避難対策

町、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じて本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

第5 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。

風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第6 異常降雪時の対策

道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第4節 相互応援協力・派遣要請

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し、災害派遣の要請を行う。

第1 市町村相互応援協力等

1 市町村間の相互応援協力

町は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応援対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

町は、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

<資料編2-24 災害時における市町村相互応援関係>

<資料編2-25 那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書>

<資料編2-26 災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書>

(3) 県への応援要請

町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

2 県の応援協力

県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

3 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、町長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第8節の定めるところによる。

第2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

(1) 町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。

(2) 町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する(あつせんを求める)理由
- イ 派遣を要請する(あつせんを求める)職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 ライフライン関係機関との連携

町は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 町の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第4 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請すべき公共性、緊急性、非代替性な事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|-----------------|--|
| 1 被害状況の把握 | 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 2 避難の援助 | 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。 |
| 3 避難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 |
| 4 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。 |
| 5 消防活動 | 火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。 (消火剤等は、県が提供するものを使用する。) |
| 6 道路、水路の啓開 | 道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。 |
| 7 診察、防疫、病虫害の防除 | 被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。) |
| 8 人員、物資の緊急輸送 | 救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 9 被災者生活支援 | 被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。 |
| 10 救援物資の無償貸付、譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。 |
| 11 危険物の | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。 |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 保安、除去 | |
| 12 その他臨機の措置等 | その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 |

3 災害派遣要請の依頼方法

- (1) 要請先 知事(県民生活部危機管理課経由)
- (2) 事務手続

町は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

| | |
|---|--|
| <p>様式</p> <p style="text-align: center;">栃木県知事 様</p> <p style="text-align: center;">陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考事項 | <p style="text-align: right;">那珂総第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">那珂川町長名</p> |
|---|--|

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舍のあっせん

町は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

町は、災害救助活動の必要がなくなったと判断した場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議のうえ、県に対して撤収の要請を依頼する。

<資料編2-33 自衛隊の災害派遣の態勢>

第5節 災害救助法の適用

町は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、必要により県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 町内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数（那珂川町の場合：50世帯）以上のとき。（1号基準）
- (2) 町内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数の2分の1（那珂川町の場合：25世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 町内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 町内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 災害救助法の適用に係る報告

- (1) 町は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、町は県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 災害救助法所管課は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のな

いよう留意する。

- (4) 町は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 町は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合は直接内閣府に対して情報提供を行う。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）に基づき、次の救助を実施する。

（救助の種類）

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、町及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 町は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、県からの通知により、その事務を県に代わり行う。
 - ア 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること
 - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること
- (2) (1)により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。

この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

さらに、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 実施体制

町長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。また、県からの緊急な支援が必要と判断した場合は県に対して要請を行う。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示（緊急）を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示（緊急）を行った者は、速やかにその旨を町に通知するものとする。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示（緊急）、災害発生情報及び警戒区域の設定の内容

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示（緊急）及び災害発生情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び指示（緊急）及び災害発生情報の基準

災害に係る避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告指示（緊急）及び災害発生情報は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示（緊急）を行う。また、既に災害が発生している状況である場合又は発生していると推定される場合に災害発生情報を発令する。

また、発令にあたっては、河川洪水予報、水位情報、今後の気象予測、上流の降雨状況や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

なお、町長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 洪水のおそれがあるとき

イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

ウ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき

エ その他特に必要があると認められるとき

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示（緊急）及び災害発生情報の内容

町及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示（緊急）及び災害発生情報の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令

する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

| 警戒レベル | 住民が取るべき行動 | 避難情報 |
|----------|---|---------------------------------|
| (警戒レベル1) | (災害への心構えを高める。) | (早期注意情報) |
| (警戒レベル2) | (避難に備え自らの避難行動を確認する。) | (大雨・洪水注意報等) |
| 警戒レベル3 | 高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 避難準備・高齢者等避難開始 |
| 警戒レベル4 | 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 | 避難勧告 |
| | 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 | 避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 |
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 | 災害発生情報 ※可能な範囲で発令 |

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）の種類

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）の種類は下表のとおり。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

| 区分 | 実 施 者 | 措 置 | 実 施 の 基 準 |
|--------------------------|------------------------------------|--|---|
| 避難の勧告 | 町 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項 | 立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき |
| | 知 事 災害対策基本法 第60条第6項 | 立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示 | 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき |
| 避難の指示（緊急）等 | 町 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項 | 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき |
| | 知 事 災害対策基本法 第60条第6項 | 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 | 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき |
| | 知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条 | 立ち退きの指示 | 地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき |
| | 知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 水防法第29条 | 立ち退きの指示 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき |
| | 警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項 | 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 | 町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき |
| | 警 察 官 警察官職務執行法 第4条 | 警告、避難の措置 | 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき |
| 自 衛 官 自衛隊法 第94条第1項 | 警告、避難の措置 | 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる | |

〈資料編2-21 避難勧告等の判断基準及び伝達手段〉

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示（緊急）は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。

また、警戒区域の設定には、避難の指示（緊急）にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危

険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。警戒区域の設定の種類は次のとおり。

| | 実 施 者 | 措 置 | 実 施 の 基 準 |
|-----|--|---------------------|--|
| (1) | 町 長 災害対策基本法 第63条第1項 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき |
| (2) | 水防団長、水防団員、消防職員 水 防 法 第21条第1項 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | 水防上緊急の必要がある場合 |
| (3) | 消防吏員、消防団員 消 防 法 第28条第1項、第36条 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | 火災の現場、水災を除く災害 |
| (4) | 警 察 官 災害対策基本法 第63条第2項 他 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | (1)、(2)、(3) の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合 |
| (5) | 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | (1)、(4) の実施者がその場にい ない場合に限り、自衛官は災害対 策基本法第63条第1項の措置を とる |

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 避難準備・高齢者等避難開始

町は、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する住民が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合っ
て状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 住民への周知

避難の勧告、指示（緊急）を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 音声告知放送による伝達
- (2) 屋外拡声システムによる伝達
- (3) サイレン等の使用による伝達
- (4) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (5) 広報車の使用による伝達
- (6) ケーブルテレビ放送等による伝達
- (7) 緊急速報エリアメール(NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル等)による伝達

- (8) Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送等による伝達
- (9) 町ホームページによる伝達
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス等による伝達

3 県への報告

町は、避難の勧告、指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

町及びその他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

町及びその他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

スーパーマーケット、宿泊施設等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

6 案内標識の設置

町は、避難に際しては、避避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、密閉、密集、密接を避けられるような避難所の設営や、収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

(4) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(5) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。

(6) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

(7) 町は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県防災行政ネットワークの入力などにより県に報告する。

- ア 避難所開設（移転）の日時、場所
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 町は、自主防災組織、行政区、社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画等に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供するには確実に被災者に伝達できるよう、活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において多言語表示シートの提示等により配慮するよう努める。
- (3) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 町は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 町は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。
- (7) 町は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。
 - ア 収容者名簿の作成
 - イ 収容の状況
 - ウ 転出先の把握
 - エ 食料・物資の配給状況
- (8) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (9) 町は、通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 町は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難所となっている施設の管理者及び当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (11) 町は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに災害対策本部と避難所との連携体制を確立する。

- (12) 町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第5 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

町及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医療品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

町及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

町及び県は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 こころのケア対策

町は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

また、県は町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

第8 町における計画

町は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。

なお、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を

行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第9 帰宅困難者対策

1 避難所への誘導

町は、帰宅困難者がいると予想される場合には、音声告知放送、屋外拡声システム、町ホームページ等により、開設した避難所を周知し、帰宅困難者に対して情報を提供する。

2 避難所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

第10 住民の広域避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、町長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

第11 町外避難者の受入

1 初動対応

町は、大規模災害の発生等により町外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、町と調整の上、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所」という)の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難場所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

- イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理
- ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応
- エ 県外広域避難所に関する情報提供
- オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ア 県営住宅、町営住宅
- イ ホテル、旅館等
- ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)
- エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県及び町は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県及び町は、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 2－34 災害救助法施行細則〉

第 7 節 広域一時滞在対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、市町、県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第 1 制度概要

町は、その町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。

協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第 2 県内市町における一時滞在

1 被災市町の実施事項

(1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

(2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町からの通知の内容の公示

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 県への報告

(3) 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町への通知

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

エ 県への報告

2 協議先市町の実施事項

(1) 被災市町から 1 の(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること

イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと

ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 協議先市町は、被災市町から1の(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外広域一時滞在（以下「県外一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 県への報告
 - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - ウ 内閣府令で定める者への通知

2 県の実施事項

- (1) 県(県民生活部、以下この項において同じ。)は、第4節第1の4に掲げる「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援統括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 他都道府県からの協議

1 県の実施事項

- (1) 県(県民生活部、以下この項において同じ。)は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議

元の都道府県に通知しなければならない。

- (3) 県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1の(1)の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
- ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市町は、1の(3)の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行

県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を内閣総理大臣が当該市町村に代わって行う。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、県に代わって内閣総理大臣が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第6 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

(1) 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第8節 救急・救助活動

被災した者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、警察及び自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 地域住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 町及び消防機関の活動

町及び消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員（水防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 町は、直ちに救護所を開設し、傷病者の救護にあたり、救護所の場所、傷病者の状況等を県災害対策本部及び県北健康福祉センターに報告し、必要に応じ医療救護班等の派遣を要請する。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

町は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請

を行う。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

- (ア) 被災地等からの救急患者の搬送
- (イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況等の調査、情報収集活動
- (イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
- (ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

- (ア) 林野火災等における空中消火活動
- (イ) 被害状況調査、情報収集活動
- (ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 町等からの緊急運航の要請

町長又は消防本部消防長は、本町において災害等が発生した場合は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

3 ヘリコプター活動体制

町は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。

また、町は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

<資料編 2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧>

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、ブロック代表消防機関の長に連絡する。

イ 第二次応援体制

上記アによってもなお消防力が不足する場合、一つの消防機関を県内の他の地区の消防機関が応援する体制

- 要請手続：① 被災地消防本部は当該地幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に対して要請
- ② 県が各消防本部へ連絡し、出動可能隊数を確認
- ③ 県と代表消防機関にて出動隊を編成し、被災地消防本部及び各消防本部に報告

〈資料編 2-27 広域消防応援等計画〉

(2) その他の協定

(1)によるほか、町が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

〈資料編 2-24 災害時における市町村相互応援関係〉

〈資料編 2-25 那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書〉

〈資料編 2-26 災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書〉

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報(必要資材、装備等)

※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う。

イ 町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

第5 警察の活動

警察は、町等からの救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施するとともに、関係機関に協力して負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

また、消防機関等の救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第7 各機関との連携

町は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救出救助活動を実施する。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、生きていることが明瞭であるようなとき

(3) 災害の発生が継続しているとき

〈資料編2-34 災害救助法施行細則〉

第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 町の実施体制

町は、災害の状況により南那須医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。
町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。医療救護活動の実施にあたり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に県災害医療本部を、被災地に現地災害医療本部を設置する。県災害医療本部には、県医師会長の指揮のもと、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。現地災害医療本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の医療ニーズを把握し、現地災害医療対策の総合調整を行う。

さらに、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

県北健康福祉センターは、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、町の要請を受けて活動する。

県は多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害時の状況を判断し、DMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。

2 災害拠点病院の救護班の編成

拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、県との協定に基づき、救護班を編成する。

4 DMAT指定病院のDMAT

DMAT指定病院においては、1チーム以上のDMATを編成する。

※DMAT 「医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム[Disaster Medical Assistance Team]

第3 救護所の設置

町は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

第4 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

(4) 期間

分娩した日から7日以内

<資料編2-34 災害救助法施行細則>

第 1 0 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、町、県、国、防災関係機関等は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第 1 実施体制

町は、被災者の輸送を行う。

町は、町での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第 3 輸送手段の確保

1 町の確保体制

(1) 町は、町有車両を動員するものとするが、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

(2) 町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、次のものに対して応援を依頼し、確保を図るものとする。

ア 町内輸送業者

イ ア以外の一般個人・法人

ウ 官公署又は公的団体

- ・消防・防災ヘリコプターを県に要請する。
- ・鉄道事業者に協力を要請する。
- ・ブロック内市町村に協力を要請する。

エ 自衛隊

(3) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量(重量)

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

4 緊急通行車両の確認

町は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

第4 輸送体制の確保

町及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保する。

1 物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所を確保する。

2 緊急輸送路の確保

町は、県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、災害時の緊急輸送路として確保に努める。なお緊急輸送路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポート等を確保する。

<資料編2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧>

第5 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費。

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の 調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。町単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

町は、被災者等の支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物質の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児・妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第 2 給食

1 実施体制

町は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

町は食料の供給を実施するにあたり、町内に分散備蓄している食料及び町内外の小売業者との協定等により、食料を調達するものとする。

なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

(1) 備蓄物資の放出

県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。

(2) 主要食料の調達

ア 主要食料として、アルファ米、乾パン、ソフトパン等を備蓄する。

イ 備蓄で不足する場合は、直ちに応急食料の供給を知事に要請する。

(3) 副食の調達

原則として、関係業者から調達し、主食とともに供給する。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に収容された者

- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であつて、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木支局地方参事官等管下の担当課長に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することができる。

イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

ア 主食費(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)

イ 副食費(調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない)

ウ 燃料費(品目、数量について制限はない)

エ 雑費(炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費)

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水

1 供給の対象

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があつた場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

2 飲料水の確保対策

(1) 町は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。

(2) 町は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

(3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。

(4) 町は、災害の発生に備え、災害用浄水機の整備に努める。

(5) 町は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

3 給水活動

(1) 町は、水道施設が被災した場合は、給水班を組織して給水活動を行い、水道事業者と共に水道施設の応急復旧活動を実施する。

ア 水源施設が被災した場合

(ア) 他の水源より配水区域を変えて給水する。

イ 一部区域の配水管が被災した場合

(ア) 他の配水管より給水する。

(イ) 消火栓から給水する。

(ウ) 備蓄用水を使用する。

(エ) 容器により給水・取水する。

(オ) 給水車等により搬送給水する。

(2) 町の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて県、他市町村に対して応援要請を行う。

4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があった場合又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

2 生活必需品等の確保

町は、町の物資供給に関して、生活必需品の供給についてあらかじめ町内外の小売業者との協定等を締結し、流通備蓄調達体制を確保するよう努める。

県は、町において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、物資を供給する。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住する

ことができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給(貸)与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具(タオルケット、毛布、布団等)
- (イ) 被服(洋服、作業衣、子供服、肌着等)
- (ウ) 身の回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)
- (エ) 炊事用具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- (オ) 食器(茶碗、皿、箸等)
- (カ) 日用品(石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等)
- (キ) 光熱材料(マッチ、プロパンガス等)
- (ク) 要配慮者(高齢者・障がい者・難病患者等)の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材(紙おむつ、ストーマ用装具等)

イ 支給方法

物資の確保は原則として県が行う。町までの物資の輸送については、本章第11節により行うものとする。被災者への支給は、主として町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

(4) 給(貸)与期間

給(貸)与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第 1 2 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林水産体制の再開を目指す。

第 1 農作物・林作物・水産物等の応急対策

1 農林水産被害防止対策

- (1) 町は、水害・台風、竜巻等風害、雪害等による農林水産被害を防止するため、必要に応じ状況を把握し、関係機関と連携しながら対策を講じる。
- (2) 町は、宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときは、関係機関と連携して、農家に対する指導の徹底を図る。

2 家畜伝染性疾病予防体制

町は、県と連携して、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

町は、被災地における予防対策を行う。

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、関係法令等により適切に行う。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、農業用ため池、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町（消防機関を含む）、警察に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については県北環境森林事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある

場合は、速やかに町、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) 農業用ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ 復旧対策の実施

町は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

3 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

(1) 施設の点検・監視等

ア 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

農林水産業共同利用施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

ア 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、所管農業振興事務所及び森林事務所等に報告する。

イ 復旧対策の実施

町は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

第 1 3 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

第 1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、被災者の健康管理を担当する医療救護班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う環境対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

町だけでは対応が困難である場合、県に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

2 食品衛生監視

町は、災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題について、県、関係団体と連携して、被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

3 栄養指導対策

(1) 実施体制

県は、栄養指導体制を確立し、市町、関係団体と連携して、避難場所等での巡回指導・相談、支援などを行う。

(2) 実施方法

ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて県北健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化をはかる。

(イ) 災害対策本部及び被災地を所管する県北健康福祉センターからの要請に応じて、部内及び災害対策本部と協議のうえ必要と認められた場合には、被災地外の広域健康福祉センターなどに対して人材等の派遣要請を行う。

(ウ) 人材及び特別用途食品（低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食など乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

イ 被災地を所管する県北健康福祉センターが実施する対策

(ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

(イ) 被災者の栄養指導

被災地を所管する県北健康福祉センターは、市町と連携して被災者の栄養指導を行う。

(ウ) 栄養指導班の編成

被災地を所管する県北健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、所内に栄養指導班を編成する。

(エ) 食事提供(炊出し等)の栄養管理指導

市町などが設置した炊出し実施現場を巡回して炊出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(オ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(カ) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(キ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、飲食の早期平常化を支援する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者)の搜索は、原則として町が警察、消防機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索は、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案(検視)

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案(検視)にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 町が実施する対策

- (ア) 南那須医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- (イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。
また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- (ウ) 捜索により発見された遺体について警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

町で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行なわれるよう調整を要請する。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、町営墓地の中に所要の地積を確保する。町営墓地に地積の確保

が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

(ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担）する。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 町が実施する対策

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。ただし、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県が町と協力して適切な処置を実施する。

(2) 町が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

ウ 家畜伝染病の恐れがある場合には、県の定めによる。

第 1 4 節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第 1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第 2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第 3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

第4 放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。

この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

1 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

2 県公安委員会との連携

(1) 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

(2) 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

3 国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

第5 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第6 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

町は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 1 5 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

第 1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、町のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、町へ災害廃棄物対策に関する技術的助言を行うとともに、町から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、町が推計した災害廃棄物の発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

県は、仮置場として県有地や国有地が必要な場合には、関係機関と調整を行う。

5 収集運搬

(1) 町は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 災害時に大量に排出される粗大ごみ等については、一時期に処理施設への大量搬入された場合は、その処理が困難となるおそれがあるので、町は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、町が収集処理を行う。

(4) 町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」

（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混

合を防止し適切に取り扱う。

第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、町のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、町へ災害廃棄物対策に関する技術的助言を行うとともに、町から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、町が推計したし尿、避難所ごみの発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

5 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

第3 国庫補助制度の積極的活用

町は、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）の積極的な活用を行い、災害廃棄物の適切な処理を図る。

第4 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域にのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

町及び県は、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、町に対し必要な情報の提供を行う。

2 留意事項

町及び県は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第 1 6 節 文教施設等応急対策

災害時の幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、町及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

第 1 応急措置

校長等は予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- 1 児童・生徒・教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- 2 災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は町教育委員会に報告する。
- 3 教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

第 2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 町教育委員会及び県教育委員会は教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

| 災 害 の 程 度 | 応急時の教育の実施の予定場所 |
|--------------------------|---|
| 学校等の一部の校舎が災害を受けた場合 | 特別教室、体育館、講堂 |
| 学校等の校舎が全部災害を受けた場合 | 1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎 |
| 特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合 | 1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎 |
| 県内大部分についての災害を受けた場合 | 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設 |

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

町教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 災害の状況により、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、町教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 県教育委員会及び町教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を、栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、（中等教育学校の前期課程の生徒を含む、以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。））、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう、以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、町教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第5 文化財の保護

1 災害発生の際の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町に通報する。所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被

害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

第6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第7 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し町教育委員会又は県教育委員会に報告する。

第 17 節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、町は関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第 1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として町が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、県は関係団体、町と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、必要数に不足する場合は応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給するものとする。

第 2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内で確保できない場合、町は、県に県営住宅等の供給の要請を行う。

第 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

本節第 2 に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

町において決定するものとする。なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化するよう努めるとともに、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1 戸当たり 29.7 平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常(緊急)災害対策本部に協力を要請する。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

4 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

5 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。

ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用され、同法30条により県がその事務を町に委任した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 内容

県が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を町と連携し被災者に提供する。

第 1 8 節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第 1 労務供給計画

1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

(1) 町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

ア 相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請

イ 県への要員確保依頼

ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

(2) 町及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担を軽減するため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するようにする。

第 2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県、町の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、町又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町又は県が雇用する者

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の搜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

(8) 炊出しその他による食品の給与

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第 19 節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 輸送関係施設の対策

1 道路施設

(1) 被害情報の収集

町及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

町は、巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

町は、交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第 47 条の 4 に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

町は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

町は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

町は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第 2 ライフライン関係施設の対策

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により町の工事業者等へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、防災拠点に向けて進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓を設置の際は、那珂川消防署に連絡し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

エ 通水作業

応急措置後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

(3) 広報

災害の発生に際し、給水場所は広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

町は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、町は、二次災害の発生のおそれがある箇所安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド株式会社は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド株式会社は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需要に不均衡が生じた場合は、各電力会社からの電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

県、県警察、町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講ずるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド株式会社は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行なうものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド株式会社は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

(ア) 発電施設

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド株式会社は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地区へ周知する。

第3 河川管理施設等の対策

町及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに烏山土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア 消防団（水防団）が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団（水防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 消防団（水防団）の団長及び部長は所定の場所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

町は、県とともにできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第 2 0 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

また、危険物施設の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域住民の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

第 1 災害の拡大防止活動

- 1 事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- 2 町、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第 2 危険物等の大量流出に対する応急措置

町は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第 3 避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本編第 3 章第 6 節に準じる。

第 4 石油類等

石油類等危険物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合は、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自主防災組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害の発生時には、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。また、危険物の流出防止のため、土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等に努める。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火などを行う。また、漏洩対策として、液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 町、消防機関の対策

- (1) 町は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

第5 火薬類

火薬類災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業所等の対策

- (1) 火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

2 町の対策

町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 LPガス・高圧ガス

ガス災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援、協力

ア 販売事業者等は、応援措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 町、消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第7 毒物・劇物

毒物・劇物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体とな

り応急対策を実施する。

1 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処置等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

2 町の対策

町は、状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第 2 1 節 広報活動

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第 1 広報活動内容

1 広報の内容

町及び消防本部は、県及び防災関係機関等と連携し、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

町及び防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

第 2 町の広報活動

1 災害時の広報体制

町は、次により災害時の広報活動を実施する。

(1) 災害情報等の提供窓口の一元化

災害情報等を住民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。

(2) 広報活動

町は、各種広報活動を実施するほか、災害対策本部が行う記者発表に関する諸調整を行う。

ア 各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

イ 情報センターの設置・運営、住民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等への対応

ウ 災害対策本部が行う報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整

(3) 相互連絡体制の確立

効率的な広報活動を期するため、町は、県、その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連

携を図る。

2 災害情報等の提供体制

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 災害情報や町の対策等を、その都度速やかに報道機関に提供する。

イ 一元的な情報の提供

災害情報の発表に当たっては、情報等の混乱を避けるため、本部情報発信班が一元的に窓口となり、災害対策本部が報道機関に対して発表する。

3 住民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 町は、収集した災害情報や町の応急対策等について、必要に応じて報道機関に提供する。

(2) 要配慮者等への配慮

ア 町は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 町は、視聴覚障がい者等、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援にあたっては、障がいの程度(全盲、弱視、聞こえの状態等)に応じた提供方法(点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等)による情報支援に努める。

ウ 町は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

町は、住民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難場所等へ町有車両(町広報車・消防自動車等)を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。

イ 音声告知放送、屋外拡声システムによる情報提供

ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

キ ボランティアの支援を得て、情報の収集や広報活動を実施

ク 消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

4 報道要請

大規模災害が発生した場合には、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、県に報道要請を依頼する。

(1) 警報の発令・伝達、避難の勧告、指示

(2) 消防、その他の応急措置

(3) 被災者の避難、救助その他の応急措置

(4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育

(5) 施設、設備の応急の復旧

(6) 保健衛生に関すること

(7) 交通の規制、緊急輸送の確保

- (8) 災害の拡大防止の措置
 - (9) その他災害応急に対策に関すること
- 5 記録写真の収集並びに記録集の作成
- (1) 災害に関する写真や映像等を整理・保管するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等を撮影したときは、その内容を速やかに広報班に連絡するとともに広報班は資料の収集に努める。
 - (2) 必要に応じ「災害写真集」、「記録ビデオ」等を作成するものとする。

第3 住民に対する広報活動

町は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する嚴重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、音声告知放送、屋外拡声システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

第4 その他の関係機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市町、その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第 2 2 節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第 1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

(1) 体制の整備

町及び町社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

(2) 町及び町社会福祉協議会等の活動

町は、地域防災計画に基づき、町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第 2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町及び県は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

町及び県は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

町及び県は連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

町及び県は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、那珂川町義援金配分委員会設置要綱に基づき、義援金配分委員会を構成し実施する。

〈資料編 2 - 3 7 那珂川町義援金配分委員会設置要綱〉

(2) 義援金の受入

義援金は、会計部で受け入れ、配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第 2 3 節 孤立集落応急対策

県及び町は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第 1 孤立実態の把握

町及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき、各地域と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡が取れない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の行政区長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第 2 救出・救助活動の実施

町及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第 3 通信体制の確保

町及び県は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第 4 食料等生活必需物資の輸送

町及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプター等による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第 5 道路の応急復旧

町及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本的方向の決定

1 実施体制

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとする。

3 国等職員の派遣要請

町及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

町、県及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町及び県は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は国の復興基本方針に則して県復興基本方針を、町にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

- (1) 県の定める復興基本方針については、以下の事項を定める。

ア 特定大規模災害からの復興の日標に関する事項

イ 特定大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針

ウ 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(2) 町の定める復興計画は、県の復興基本方針に則して、以下の事項を定めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体になってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、町及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

町及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 河川の治水安全度の向上

(イ) 土砂災害に対する安全性の確保

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

さらに、必要に応じて、県との連携で、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第2 リ災証明書の発行

町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 租税の減免等の措置

町は、災害の状況に応じて地方税法、条例に基づき、町税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長(県税条例第13条・那珂川町税条例第18条の2)

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日(災害のやんだ日から2月以内)を指定して、町が画一的に期限を延長する。

2 徴収猶予(地方税法第15条)

災害により町税を一時に納税することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除等を行う。

第4 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県は町長に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

| 補助の種類 | 対象農作物等 | 対象被害率 | 補助率 |
|--------------------|---------------------------------|-----------|-------|
| 病虫害防除用農薬購入費等補助 | 農作物 | 30%～70%未満 | 1/2以内 |
| | 果樹 桑樹 | 30%以上 | |
| 樹草勢回復用肥料購入費等補助 | 農作物 | 30%～70%未満 | |
| | 果樹 桑樹 | 30%以上 | |
| 蚕種購入費補助 | 桑樹 | 70%以上 | |
| 代替作付け用種苗等購入費補助 | 農作物、きのこと類 | 70%以上 | 1/2以内 |
| 種苗・桑葉等の輸送費補助 | 農作物、桑樹 | 30%以上 | |
| 被害農作物取り片付け作業費等補助 | 農作物、きのこと類 (収穫直前) | 70%以上 | |
| 被害果実の選果等作業費補助 | 果実 | 30%以上 | |
| 農作物育成管理用施設等撤去作業費補助 | 農作物、きのこと類 に係る農作物育成 管理用施設等 | 70%以上 | |

第5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援基金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 町内において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万人未満のものに限る。)
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- (6) (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯(人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯)以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位:万円)

| | 世帯 人員 | 合計 支給 限度額 | 基礎 支援金 | 加算支援金 | | |
|------------------|----------|-----------------|-----------|---------|-----|------|
| | | | | 住宅の再建方法 | | |
| | | | | 建設・購入 | 補修 | 賃借 |
| 全壊・解体・長期 避難世帯 | 単数 | 225 | 75 | 150 | 75 | 37.5 |
| | 複数 | 300 | 100 | 200 | 100 | 50 |
| 大規模半壊世帯 | 単数 | 187.5 | 37.5 | 150 | 75 | 37.5 |
| | 複数 | 250 | 50 | 200 | 100 | 50 |

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である(公財)都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

第6 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)が適用されたが、本県では支援法の要件を満たさなかったため、支援法が適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度(以下「支援制度」という。)を平成25年4月に創設した。なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって、被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第4の2と同じ

3 支援金額

本節第4の3と同じ

4 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、金額を支給する。

なお、支援金支給に要した町の費用については、町は申請書等の確認を行い、支援(公財)栃木県市町村振興協会から町に交付される。

第7 那珂川町災害復旧等支援金制度

自然災害により家屋等に被害を生じた場合に、その復旧に対し支援するもの。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じる災害。

2 支給対象

国、県、町等の負担により実施する災害復旧の採択基準に適合しない復旧工事等であり、ま

た、被災者生活再建支援制度等の対象とならないもので、災害により被災した家屋等の復旧工事等、復旧に必要な工事又は災害の発生を防止するために必要な工事を実施する場合。

3 支給条件

災害復旧工事等に10万円以上の費用を要した者に対して、復旧費用の2分の1以内の額で10万円を限度として支給する。

4 支給手続

被災者は、町に工事見積書及び災害箇所の写真等を添付して支給申請を行い、さらに、復旧工事終了後に領収書を提出する。町は、復旧工事完了の確認を行い支援金を支払う。

第8 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。町は、これらの制度を被災した住民に対し周知に努める。

融資・貸付・その他資金等の概要

| | 資金名等 | 対象者 | 窓口 | 県担当課 |
|--------|---|---------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 支 給 | 災害弔慰金 | 災害により死亡した者の遺族 | 町健康福祉課 | 危機管理課 |
| | 災害障害見舞金 | 災害により精神・身体に重度の障害を受けた者 | 町健康福祉課 | 危機管理課 |
| 貸 付 | 災害援護資金貸付金 | 災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり） | 町健康福祉課 | 危機管理課 |
| | 生活福祉資金 | 災害により被害を受けた低所得世帯 | 町社会福祉協議会 | 保健福祉課 |
| | 勤労者生活資金 | 災害により被害を受けた県内居住の勤労者 | 労働金庫 | 労働政策課 |
| | 中小企業融資 （県制度融資） | 災害により被害を受けた中小企業者 | 県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫 | 経営支援課 |
| | 災害復興住宅融資 | 災害により被害を受けた住宅の所有者 | 住宅金融支援機構 | 住宅課 |
| | 災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金） | 災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農漁業者 | 農業協同組合等 | 経済流通課 |
| | 農業近代化資金 （災害復旧支援資金） | 町長の認定を受けた被害農業者 | 農業協同組合等 | 経済流通課 |
| | 災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、農林漁業セーフティネット資金（災害） | 町長の認定を受けた被害農林漁業者 | 日本政策金融公庫 | 経済流通課 林業木材産業課 |

<資料編2-38 金融支援制度>

第9 被災者への制度の周知

県、町及び関係機関は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 防災行政無線、ラジオ放送
- (4) 町及び関係機関等のホームページ
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、町は県と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

| 災 害 復 旧 事 業 名 | 関 係 省 庁 | 担 当 課 |
|--|---|---|
| 1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河 川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道 路 (7) 下水道 (8) 公 園 | 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課 |
| 2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設 | 農林水産省 農林水産省 農林水産省 | 農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部 |
| 3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚災害法） (3) 公立社会教育施設（激甚災害法） (4) 文化財 | 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 | 施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化財課 |
| 4 保健衛生施設等災害復旧事業 | 厚生労働省 | 保健福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課 |

| | | |
|---|--|--|
| 5 社会福祉施設災害復旧事業 | 厚生労働省 | 保健福祉課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課 |
| 6 廃棄物処理施設災害復旧事業 | 環 境 省 | 廃棄物対策課 |
| 7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資） | 厚生労働省 厚生労働省 | 医療政策課 医療政策課 |
| 8 水道施設災害復旧事業 | 厚生労働省 | 生活衛生課 |
| 9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に 関する基本方針） (1) 街 路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業 | 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課 |
| 10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧 | 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 住宅課 住宅課 住宅課 |
| 11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 | 農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 |
| 12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手 戻り工事 (3) その他の復旧作業 | 国土交通省 " (関係省庁) | 交通政策課 (各事業所管課) (関係課) |

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

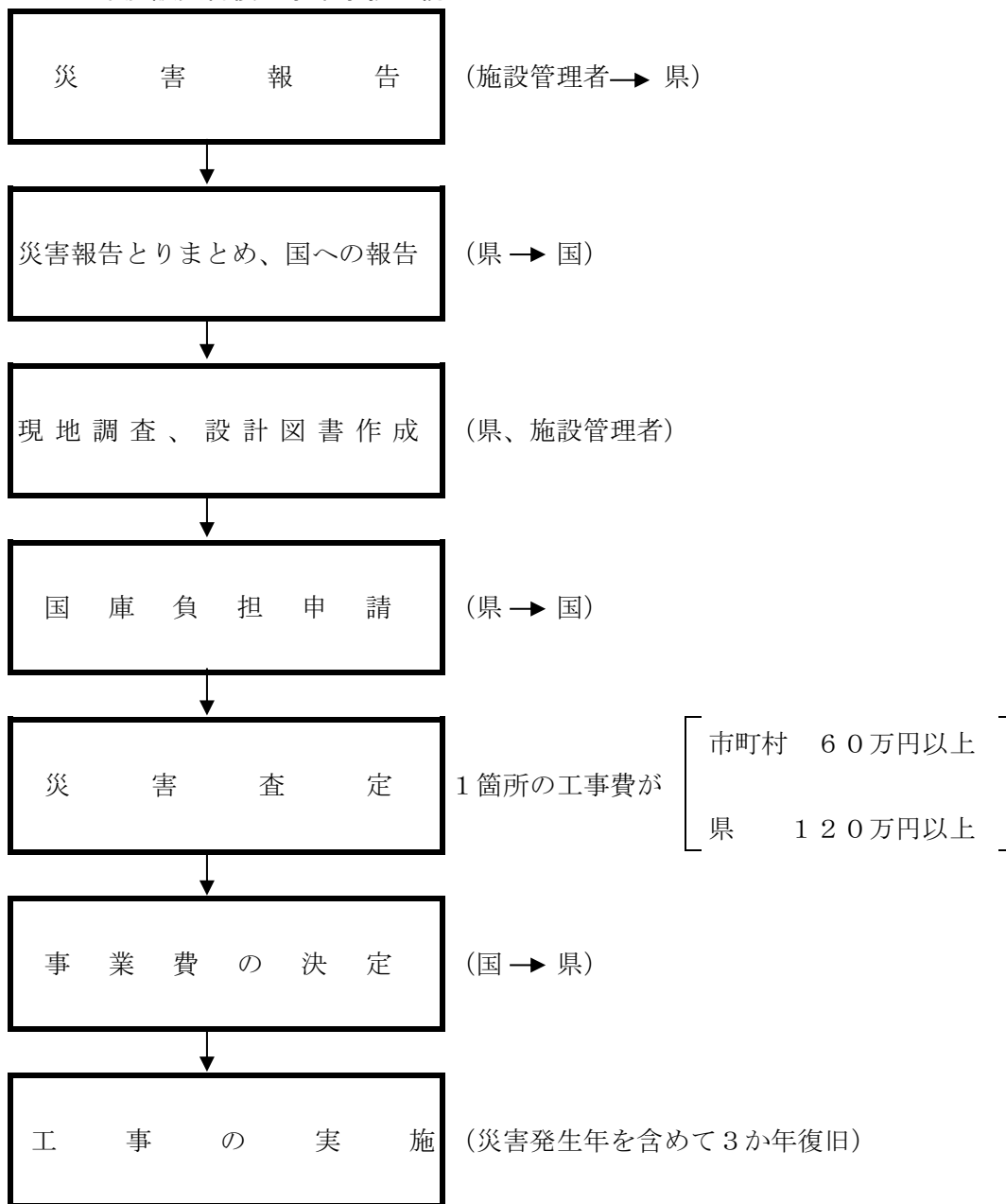
3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

<公共土木施設災害復旧事業事務手続き>



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

(1) 県

ア 県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害(本激)、局地激甚災害(局激)の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚

災害の指定を受けられるよう措置する。

(2) 町

町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

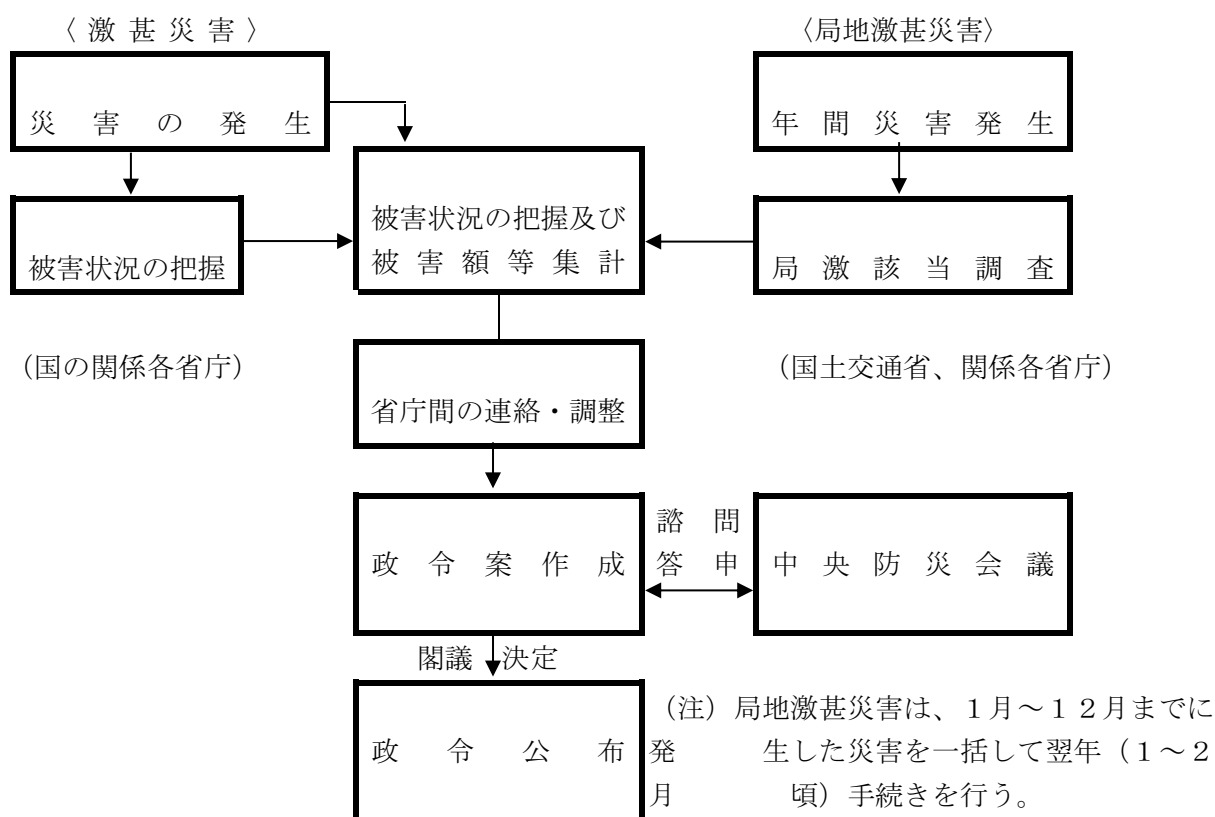
3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けると判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

4 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

| 適用措置 | 指定基準 |
|--|--|
| 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉 | 次のいずれかに該当する場合 [A基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% [B基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25% 2 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5% |
| 適用措置 | 指定基準 |

| | |
|--|---|
| <p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</p> | <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>〔A基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>〔B基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 2 都道府県の事業費査定見込額＞10億円 |
| <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害 |
| <p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>〔A基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>〔B基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p> |
| <p>森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね5%</p> <p>〔B基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0% |
| <p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>〔A基準〕 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ）×0.2%</p> <p>〔B基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円</p> |

| 適用措置 | 指 定 基 準 |
|--|---|
| <p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）</p> | <p>激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p> |
| <p>罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>滅失住宅戸数 > 4,000戸以上</p> <p>[B基準]</p> <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある</p> <p>1 被災地全域の滅失住宅戸数 > 2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 被災地全域の滅失住宅戸数 > 1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p> |
| <p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）</p> | <p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p> |
| <p>上記以外の措置</p> | <p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p> |

イ 局地激甚災害

| 適用措置 | 指 定 基 準 |
|--|--|
| <p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p> | <p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税収入×50% ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。 ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。</p> |
| <p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p> | <p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く)</p> |
| <p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p> | <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</p> <p>2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%</p> |
| <p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p> | <p>中小企業関係被害額 >当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合は除かれる。</p> |
| <p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p> | <p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p> |

Ⅲ 震災対策編

第1章 総則

第1節 本町の震災を取り巻く自然条件

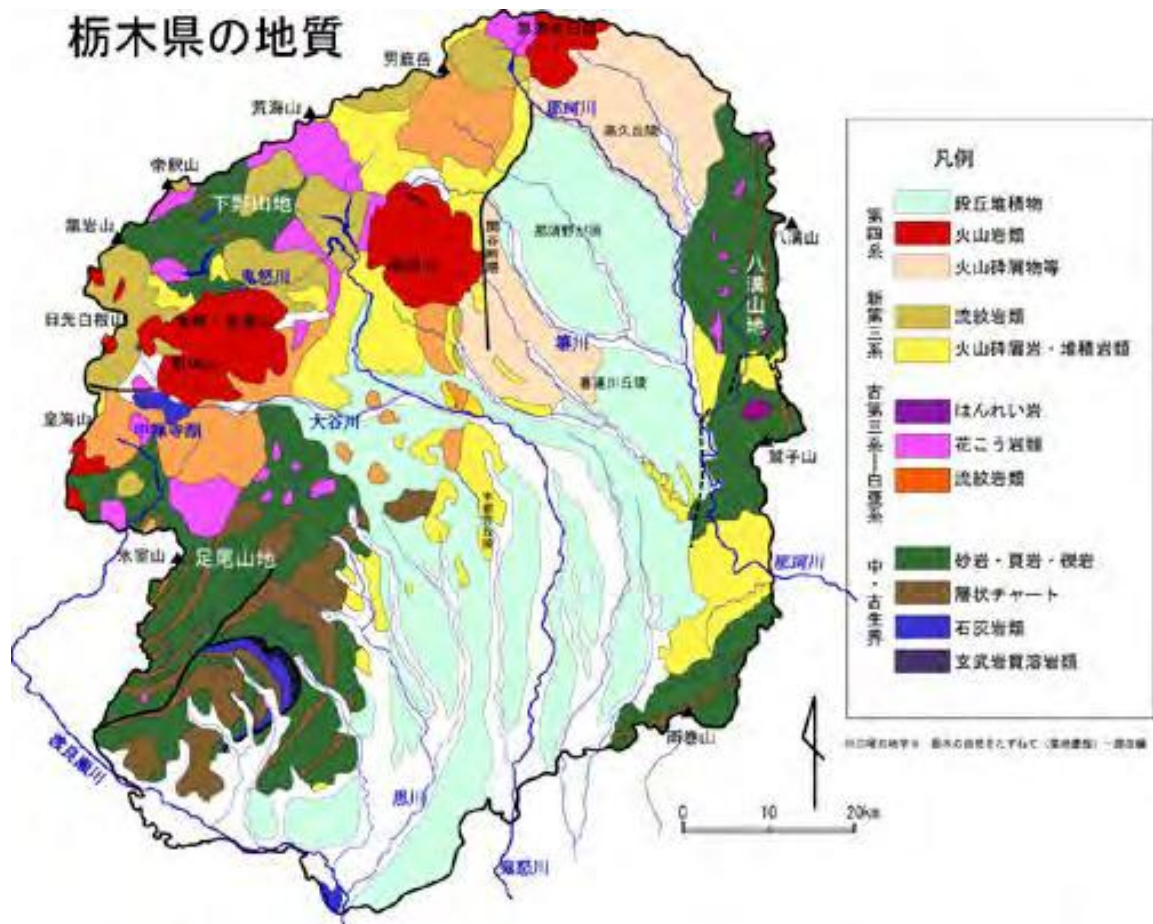
第1 本町の概要

本町の中心を流れる那珂川をはさみ、東側は八溝山地、西側は喜連川丘陵地帯である。

八溝山地は福島県・茨城県境に位置し、標高1,022mの八溝山を主峰とし、南方に行くに従い順次低くなっていく。これらの山地は主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地下には花崗岩類が広く伏在しており、また、新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。

喜連川丘陵は高原火山南東斜面にはじまり、矢板、喜連川を経て益子付近まで達している。主に礫層や火砕流堆積物よりなる。

一般に新しい時代の堆積層は未固結で軟弱であるため、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。



参考文献

阿久津純(2002)：栃木県自然環境基礎調査－栃木県の概要，栃木県の地形地質－，1-11

奥野充ほか(1997)：北関東，高原火山の約6500cal yr BPの噴火，火山，42巻，6号，393-402

第2 活断層

1 活断層の概要

日本列島の地下では、一般に東西方向、又は、北西 - 南東方向の強い圧縮の力がかかっており、そのため陸域において、大きな地震が発生することがある。国の調査研究によると、陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤は、地下15～20km程度であり、それより深いところでは、温度が高いため、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こらず流動的に変形してしまふと考えられている。したがって、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が浅いため、マグニチュード7.0程度以上の地震が発生した場合、断層運動が地表面まで達して、地表にずれが生じることが多い。地形や地質の調査から、地表をずらした断層では、少なくとも過去数10万年に渡って、そのようなずれが累積してきたことが分かっている。これは、そこで何度も大地震が発生してきたことを意味しており、今後も大地震が繰り返し発生すると考えられる。このように、過去の活動を繰り返し、今後もその可能性がある断層を活断層という。

2 活断層の状況

(1) 主要活断層の状況

日本の陸域及び沿岸域には約2,000の活断層が分布していると言われており、国はこれらの中で大地震を引き起こした場合に社会的、経済的に与える影響が大きい断層または断層帯を主要114断層帯として選定しているが、本県においては関谷断層が主要114断層帯の1つとして位置づけられている。

| 断層名 | 確実度 | 活動度 | 長さ (km) |
|---------|-----|-----|---------|
| 那須湯本北 | Ⅱ | | 10 |
| 関谷断層 | Ⅰ | A | 40 |
| 湯本塩原断層群 | Ⅰ | B | 5 |
| 五十里湖南 | Ⅲ | | 4 |
| 土呂部川下流 | Ⅲ | | 3 |
| 帝釈山南 | Ⅲ | | 7 |
| 中禅寺湖北西 | Ⅱ | C | 8 |
| 古峯原西方 | Ⅲ | B～C | 3 |
| 内ノ籠断層 | Ⅱ | B～C | 5 |
| 烏山町東方 | Ⅲ | | 5 |

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であることが推定されるもの

Ⅲ：活断層の可能性のあるもの

活動度 A：均変位速度 1～10 m/1000年

B：平均変位速度0.1～1 m/1000年

C：平均変位速度0.01～0.1 m/1000年

(2) 関谷断層の状況

本町から最も近い関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島-栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要114活断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から13年度にかけて(独)産業技術総合研究所によって実施された調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、文部科学省にある地震調査研究推進本部がこの断層の諸特性を次のように評価した(平成27年4月)。

ア 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動

間隔は約2,600～4,100年と推定される。

イ 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3～4m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。

将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

| 項 目 | 将来の地震発生確率 |
|-----------------|-------------|
| 今後30年以内の地震発生確率 | ほぼ0% |
| 今後50年以内の地震発生確率 | ほぼ0% |
| 今後100年以内の地震発生確率 | ほぼ0% |
| 今後300年以内の地震発生確率 | ほぼ0%～0.003% |

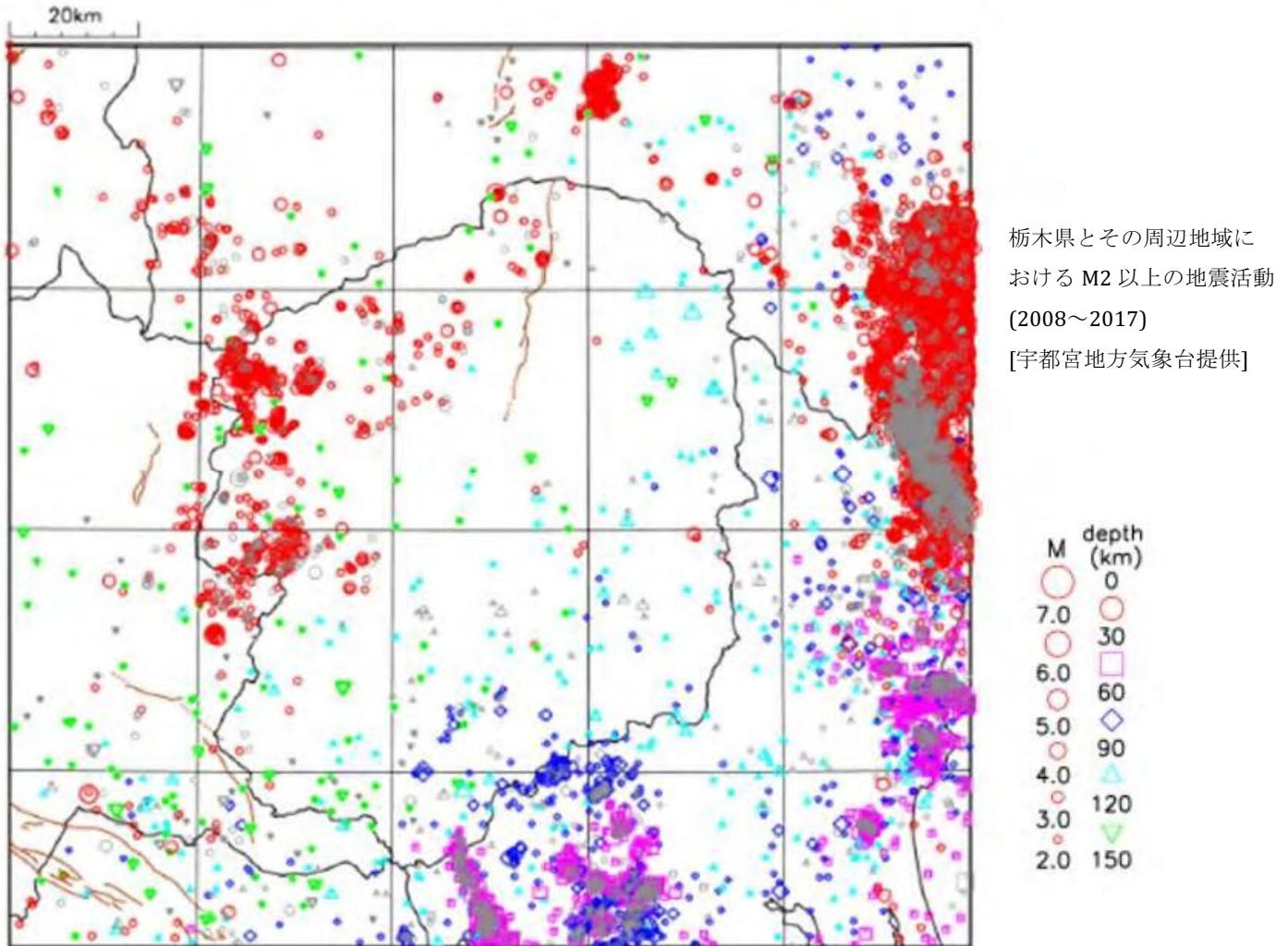
※今後30年間の地震発生確率が0.1%以上3%未満の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典 地震調査研究推進本部：関谷断層の長期評価（一部改定）（平成27年4月24日）

第2節 本町の主な地震活動

第1 地震の発生状況

栃木県周辺の過去10年（2008～2017年）のマグニチュード2以上の地震の発生状況は下図のとおりである。



第2 本町を取り巻く地震の環境

1 日光地震（1683（天和3）年①6月17日②6月18日③10月20日）

- ① マグニチュード6.0～6.5。1683年4月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6月17日には37回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また卯の刻から子の刻まで地震89回発生。東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。
- ② マグニチュード6.5～7.0。卯の刻から辰の刻まで地震7回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震196回発生。
- ③ マグニチュード7.0。下野三依川五十里村で発生した山崩れにより、川が塞がれ、湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稻荷川の水が流れなくなった。1～2日で地震760回余、また1日から晦日まで地震1,400回余発生。

2 関東大震災（1923（大正12）年9月1日）

マグニチュード7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度6（当時は6までしかなかった

が、一部地域では現在の7相当と推定)。栃木県内では震度5とされており、負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟の被害が発生。

3 今市地震(1949(昭和24)年12月26日①8時17分②8時24分)

ほぼ同程度の規模(①マグニチュード6.2②マグニチュード6.4)の地震が8分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶏鳴山付近。最大震度は今市付近で6相当。死者10名、負傷者163名の人的被害、全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟の住家被害が発生。地震の数日あるいは数ヶ月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12月26日から翌年1月25日にかけて、有感79回、無感1,534回観測。

参考文献 宇佐美龍夫編：「新編日本地震被害総覧」

4 東北地方太平洋沖地震(2011(平成23)年3月11日)

マグニチュード9.0。牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900年以降に発生した地震としては世界で4番目の規模の地震であった。最大震度7(宮城県栗原市)を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者19,335名、行方不明者2,600名、負傷者6,219名の人的被害、全壊124,690戸、半壊275,118戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生した。

県内では最大震度6強(宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町)が観測され、死者4名、負傷者133名の人的被害、全壊261棟、半壊2,118棟の住家被害が発生。

町内においても、最大震度6弱を記録し、住家、非住家あわせて、全壊95棟、半壊168棟、一部損壊4,289棟の被害が発生した。

総務省災害対策本部資料、栃木県災害対策本部資料から

<資料編2-9 過去における主な災害一覧>

第3節 地震被害想定

当町周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、当町に被害を及ぼす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

第1 那珂川町内最大の被害を及ぼす地震の想定

1 地震規模、震源等の設定

栃木県で実施した地震被害想定調査の結果を参考に、当町に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

| 想定地震名 | 地震規模 |
|------------|------|
| 想定那珂川町直下地震 | M6.9 |

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 当町に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、那珂川町直下で地震が発生すると仮定する。

※ 那珂川町で大地震が発生しやすいということではない。

(2) 国の首都圏直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。

(3) 県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定したM7.3としているが、本町では、被害規模の大きい那珂川町直下に震源を想定したM6.9を参考とした。

2 発災ケース（季節・時刻）

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくるのが考えられるが、被害が最大となる次のケース（季節・時刻）を設定した。

| 被害区分 | 季節 | 時刻等 | 風速 |
|-------|----|-----|-------|
| 建物被害 | 冬 | 深夜 | 10m/s |
| 人的被害 | 冬 | 深夜 | 10m/s |
| その他被害 | 冬 | 18時 | 10m/s |

【各ケースに（季節・時刻等）における被害の特徴】

冬深夜・・・一般的には、多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや商店等の滞留者や道路等の利用者が少ない。

冬18時・・・一般的には、住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。また、オフィスや商店等にも滞留者が多数存在する。

第2 被害想定結果

被害想定結果については、平成25年度栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考とした。

1 那珂川町直下地震M6.9の被害想定

(1) 建物被害

(単位：棟)

| 全壊棟数 | 液状化 | 地震動 | 土砂災害 | 火災 | 合計 |
|------|-----|-----|------|----|-----|
| | 13 | 530 | 0 | 0 | 543 |

(2) 人的被害

(単位：人)

| 区分 | 建物倒壊等 | 土砂災害 | 火災 | 合計 |
|--------|-------|------|----|-----|
| 死者数 | 34 | 0 | 0 | 34 |
| 負傷者数 | 509 | 0 | 0 | 509 |
| うち重傷者数 | 58 | 0 | 0 | 58 |

(3) ライフライン被害（直後）

| | |
|-----------------|--------|
| 上水道被害（断水人口） | 8,292人 |
| 下水道被害（支障人口） | 2,160人 |
| 停電被害（停電軒数） | 730軒 |
| 通信被害（固定電話不通回線数） | 324回線 |

(4) 避難者数（当日・1日後）

(単位：人)

| 避難所避難者 | 避難所外避難者 | 合計 |
|--------|---------|-------|
| 810 | 540 | 1,350 |

(5) 経済被害（直接被害額）

(単位：億円)

| 建物資産等 | ライフライン 交通施設等 | 災害廃棄物 |
|-------|-----------------|-------|
| 449 | 103 | 11.5 |

第2章 災害予防

第1節 防災意識の高揚

町及び防災関係機関は、災害発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、幼児・児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

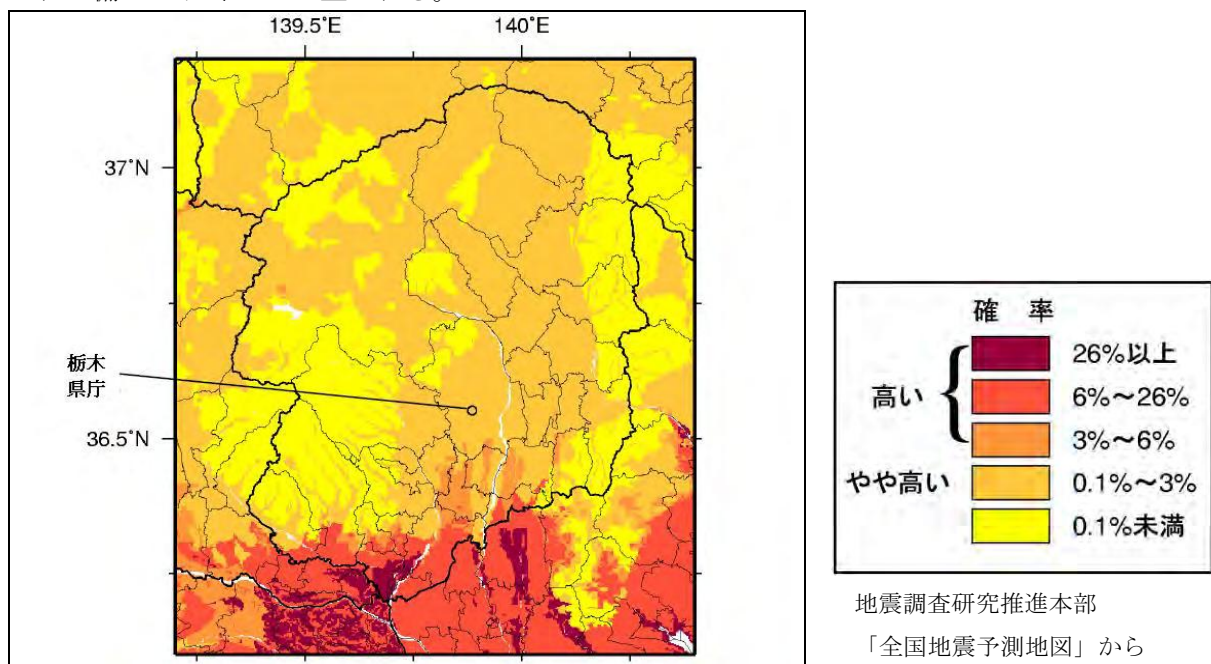
自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域において、町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは町及び地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

(1) 発生地震の想定(この項の図表は全て地震調査研究推進本部「全国地震予測地図」からの引用)地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされている。

このことから、住民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。

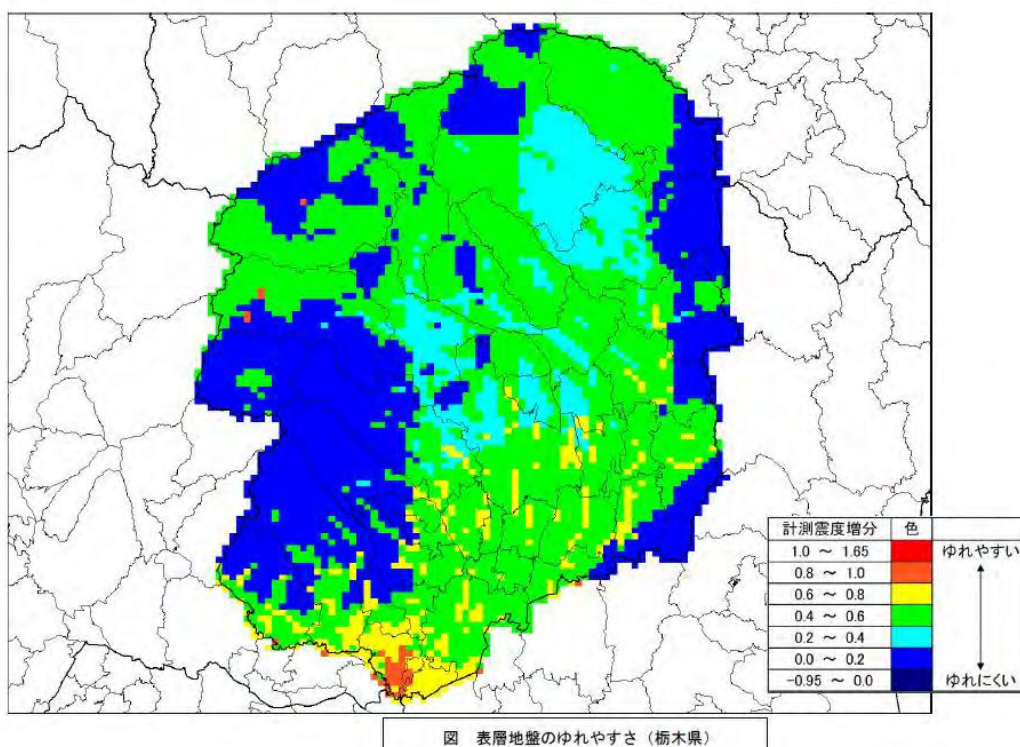


(2) 地盤の揺れやすさ

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きいほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、固い場所に比べてゆれは大きくなる。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、この揺れやすさを視覚的に表したのが下図の「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）である。栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっている。

自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことも、地震が起きた時にとっさに身を守る助けとなる。



(3) 緊急地震速報による事前覚知

第9節第1の2に記載する緊急地震速報を利用することにより、いち早く大きな地震の発生を知ることができる。

【緊急地震速報のしくみの概要】

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（P波）の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

【留意事項】

- ・情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極め

て短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。

- ・ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

2 防災知識の普及啓発促進

県、町及び防災関係機関は、県民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- ・電話帳(防災タウンページ・NTTハローページ)における避難場所等防災知識の普及
- ・ホームページやメール、ソーシャル・ネットワークキング・サービス等による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

イ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県で設置した「県消防防災総合センター（栃木県防災館）」を利用し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実施訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

ウ 消防団員等による防災普及啓発活動の促進

町及び消防本部は、消防団員等による地域の巡回指導を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、食料・飲料水の備蓄、風水害等発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

エ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたっては、町は、インターネット等の情報通信技術（ICT）を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)
- ・春季全国火災予防運動実施週間(3月1日～3月7日)
- ・山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)
- ・がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)
- ・土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)
- ・危険物安全週間(6月第2週、日曜日から土曜日までの1週間)
- ・防災週間(8月30日～9月5日)

- ・秋季全国火災予防運動実施週間(11月9日～11月15日)
- ・雪崩防災週間(12月1日～12月7日)
- ・とちぎ防災の日(3月11日)

(3) 避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及啓発を実施する際は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に十分に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(4) 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身体を守る方法として、(財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

- ◆自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- ◆家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・救急医薬品や火気などの点検
 - ・幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
 - ・避難場所、避難路はどこにあるか
 - ・避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - ・家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◆いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分が住む地域が、ゆれやすい土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す(石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する)。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたり

するので近寄らない。

- ◆崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◆不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◆海浜にいるときに強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。
- ◆テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、町、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町(教育委員会)は、本章第20節第1の3記載のとおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図り、これを以て学校教育を通じた児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して震災時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施をし、防災教育の徹底に努める。

- ・震度階級、マグニチュード、活断層、余震等災害に関する知識
- ・地震災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的役割(職員の初動体制と役割分担等)
- ・防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識
- ・その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

震災は、プレートの活動の影響、活断層の有無などの特性を有するとともに、その地域の建物構造、密集度等により被害状況の違いが予想される。このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について、基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第7 言い伝えや教訓の継承

町及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

1 自主防災組織

町には、消防団OBの協力を得て自主防災組織が結成されている。また、既存の行政区を単位とする自主防災組織も結成されている。しかし、地域間で組織の格差がみられることから、町が積極的に支援等を行うなどにより、格差を解消することが課題となっている。

また、活動に対する住民意識の格差も発生しているため、町は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するように働きかける必要がある。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は年々減少しており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されている。今後の団員の確保と活性化が課題となっており、機能別団員制度等を活用し、団員の確保に努める必要がある。

<資料編2-10 那珂川町消防団の概要>

3 ボランティア団体等

困ったときに共に助け合う「共助」の精神に基づき、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細やかな支援が期待できるボランティア団体や社会福祉協議会等と、被災者のニーズをスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

○住民が行う主な災害対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ・震度、マグニチュード等の地震に関する知識
- ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識
- ・過去に発生した地震被害状況
- ・近隣の災害危険箇所の把握
- ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動等)
- ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

(2) 家族防災会議の開催

- ・避難場所・経路の確認
 - ・非常持出品、備蓄品の選定
 - ・家族の安否確認方法（N T Tや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
 - ・災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等
- (3) 非常用品等の準備、点検
- ・飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
 - ・飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
 - ・消火器、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検
- (4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
- (5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、自動体外式除細動器（A E D）の使用方法等）
- (6) 町、県又は地域（行政区、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (7) 地域（行政区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

〈資料編 2 - 1 1 個人の防災心得〉

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）※を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育実施等防災活動の推進に努める。

また、地域社会の一員として、行政や地域が行う防災活動に協力できる体制を整える。

県および町は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

※事業継続計画

事業継続計画（B C P：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第3 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な震災が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連携して活動を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険箇所、ブロック塀の安全度等の

把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

町及び県が実施する研修会・講演会の参加や、消防本部等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の避難行動要支援者の把握

町、消防機関（消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

3 自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

町は、消防団員OB、行政区等を積極的に活用し、結成推進及び育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時に行う防災活動は楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

<資料編 2 - 1 2 栃木県自主防災組織育成方針>

(2) 商工会等の地域団体の活用

町は、行政区等の他、商工会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

第 4 消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、県とともに、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

1 県の事業

- ・町が行う消防団活性化事業に対する助成
- ・女性団員の加入促進事業に対する経費、機能別団員・機能別分団制度の導入に対する経費助成
- ・消防団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈
- ・消防団活性化の広報事業 等

2 町の事業

- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

第5 女性防火クラブの育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

- ・クラブ運営に必要な資金の援助
- ・クラブ員に対する各種訓練・研修の開催
- ・地域住民に対するクラブ活動に関する知識の普及

第6 災害関係ボランティアの環境整備

町及び町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 ボランティアの育成、環境整備

町及び町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ボランティア団体の育成・支援
- ・災害救援ボランティア活動マニュアルの策定

2 行政とボランティア団体との連携

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

第7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動

に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として那珂川町防災会議に提案することができる。

町は、那珂川町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、那珂川町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、震災時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、応急対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

町は、これらの様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要がある、これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

なお、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

第2 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、過去の災害の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、町は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止し、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

- ア 職員の動員、災害対策本部設置訓練
- イ 情報収集・伝達訓練(通信訓練)、広報訓練
- ウ 消火訓練
- エ 土砂災害防災訓練
- オ 救出・救助訓練
- カ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- キ 防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
- ク ヘリコプターを活用した訓練(航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練)
- ケ ライフライン応急復旧訓練
- コ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- サ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- シ 広域応援訓練
- ス 避難行動要支援者避難支援訓練

なお、町で開催できない場合、県等が実施する総合防災訓練等に住民が参加するよう努める。

第3 防災図上訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的実施するよう努める。

なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、町と県との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実働訓練を併せて実施するなど、更に実績的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップやより実際の被害想定等を考慮し、より実績的な内容となるよう努める。

第4 非常招集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施するよう努める。

第5 通信訓練・情報伝達訓練

町及び防災関係機関は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施するよう努める。

第6 消防訓練

町及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第7 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、土砂災害・全国防災訓練等に併せるなど、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加する訓練の実施などを通して、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。

ア 情報伝達訓練

イ 初期消火訓練

ウ 避難訓練、避難誘導訓練

エ 救出・救護訓練

オ 避難行動要支援者避難支援訓練等

第4節 避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険による要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

第2 地域における安全性の確保

高齢者や障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、平成25（2013）年6月の災害対策基本法の改正により、町は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供することとなった。

このため、町は、避難行動要支援者対応マニュアルを改定し、行政区や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 町における計画

町は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、那珂川町地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難するために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- (8) その他必要事項

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、庁内の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者と定義し、次に掲げる者

とする。

ア 65歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯

イ 重度身体障害者（身体障害者手帳1級及び2級所持者）

ウ 重度知的障害者（療養手帳A所持者）

エ 重度精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）

オ 要介護認定者（要介護3以上の認定者）

カ 難病患者

キ 上記以外で避難支援を希望する者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

3 地域支援体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、行政区、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 関係機関による名簿情報の共有

町は、消防機関、警察、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、平常時から名簿情報を外部提供することについて、名簿掲載者から同意を得るか、または、町の条例にあらかじめ定めるものとする。関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保するよう努める。

(2) 名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時から情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(3) 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を個別計画として定めるよう努める。

(4) 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう相談窓口を設置する。

(5) 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報装置及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において避難支援等関係者は、自身と周囲の安全確保を最優先する。避難行動要

支援者は、避難支援等関係者が支援できない可能性があることを十分理解し、平常時から災害発生に備えておくことが望ましい。

(7) 幼児対策

町は、認定こども園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(8) 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設の整備

町は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努めるよう指導を行う。

また、施設内部や周辺のバリアフリー化及び非常用通報装置の設置についても指導を行う。

2 非常災害に関する計画の作成

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 緊急連絡体制の確保

町は、社会福祉施設に市町村防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

4 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5 夜間体制の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、障害者支援施設については、管理宿直員を配置するよう指導する。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は県と連携・協力して、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

7 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の

協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

〈資料編 2-13 社会福祉施設一覧〉

〈資料編 2-14 要配慮者利用施設一覧〉

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

町は、県と連携・協力し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

第5 外国人に対する対策

1 外国人への防災知識の普及

町は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」でを使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公布されたピクトグラム）の共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

町は、災害時に外国人に対し、適切な情報提供及び適切な支援を行うため、県とともに通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模震災発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、大規模震災発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1のとおり、自らの身は自ら守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行う。

町は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期するよう努める。

○備蓄品目

- ・食料・・・水、アルファ米、かゆ、ソフトパン 等
- ・生活必需品・・・毛布、簡易トイレ 等

3 備蓄体制の整備

町は、食料及び生活必需品の現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

4 調達体制の整備

町は、要配慮者や女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、過去の災害における経験を踏まえ、関係機関や事業者と協定を締結し、必要な品目について調達体制を整備する。なお、町内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、町内外にある機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

また、平常時における在庫数量又は流通量について定期的な把握を行い、災害時の物資調達量の目安としておく。更に、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連絡体制の強化を図る。

第2 防災用資機材の備蓄

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。備蓄対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 災害に強いまちづくり

震災に強いまちづくりを行うため、町は、県等の関係機関とともに、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強い都市整備の計画的な推進

震災に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画である「那珂川町国土強靱化地域計画」の策定を推進する。

2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、過去の災害により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランを推進するとともに、これらのマスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第2 災害に強い都市構造の形成

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である、市街地再開発事業等の面的整備事業を推進する。

2 防災機能を有する施設の整備

県、町等の関係機関は相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。なお、施設については本章第15節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

3 火災に強い都市構造の形成

町は、県等関係機関と連携して建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

4 要配慮者に配慮した施設の整備

本章第4節第4の1のとおり整備を推進する。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、離着陸場、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第4 火災延焼防止のための緑地整備

町は、避難場所として利用される学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づ

くりを推進する。

第5 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは、枯渇の恐れがなく、災害時にも発電の継続が可能なことから、町は、再生可能エネルギーの積極的な導入を行うとともに、さらに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入も展開し、災害に強い地域づくりを推進する。

第6 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因するがけ崩れ、山崩れ等を防ぐため、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第5に準じて実施する。

第 7 節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・がけ崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第 1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、県が実施する治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等及び土砂災害防止法による警戒区域の設定に併せ、町は、県と協力して、周辺住民等を中心に広く危険箇所の周知及び点検を行う。また、住民に対し異常を察知した場合は町又は警察に速やかに通報を行うように周知を行う。

〈資料編 2-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表〉

〈資料編 2-5 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表〉

〈資料編 2-7 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表〉

第 2 被災宅地危険度判定制度の整備

町及び県は、地震等により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

町は、那珂川町被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第 3 軟弱地盤対策

町、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第 8 節 農林水産業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に抑えるために、町及び関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

第 1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業等により改善するよう指導する。

1 管理体制の整備

農業用ため池、頭首工、大規模排水機場等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

2 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

3 農業用ため池施設対策

農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

4 用排水施設対策

頭首工等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第 2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農事組合法人、森林組合、町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設(農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等)の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、県及び宇都宮地方気象台は、地震観測体制等の適切な整備を図る。

第1 地震情報の収集

1 宇都宮地方気象台から発表される情報の収集

町は、宇都宮地方気象台が発表する地震情報を「県防災行政ネットワーク」を通じてリアルタイムに把握し、その情報をもとに被害が予想される地域、規模等の推定を行う。

○気象庁の発表する地震情報の種類

| 情報の種類 | 発表基準 | 内 容 |
|-------------|--|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。) | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |

2 緊急地震速報の普及・啓発

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を得て住民等へ周知する。

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

○気象庁が発表する緊急地震速報の種類

| 種類 | 発表する条件 | 内 容 |
|--|---|--|
| 緊急地震速報 （警報） （地震動特別警報） （地震動警報） | 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名 震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる |
| 緊急地震速報 （予報） （地震動予報） | 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。 （機器制御などの高度利用者向けとして提供） | 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震の規模（マグニチュード）の推定値 *予測される最大震度が震度3以下 ○予測される揺れの大きさの最大予測震度 *予測される最大震度が震度4以上 ○地域名 ○震度4以上の地域の予測震度 ○大きな揺れ（主要動）の予測到達時刻 |

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第2 地震情報等の伝達

町は、災害に結びつくと思われる気象情報については、次の手段等をもって関係住民への周知に努める。

- (1) 音声告知放送、屋外拡声システム等による周知
- (2) 広報車(町職員、消防職員、消防団員、警察官)による周知
- (3) 行政区、自主防災組織等への連絡
- (4) 町ホームページによる周知
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(公式FaceBook等)による周知

第3 震度情報ネットワークシステムの管理

町は、県が県内各地の震度情報（検出時刻、計測震度、震度階級、最大加速度等）をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の対応策を実施する体制を確立するために整備した「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理について必要な協力を行う。

第 1 0 節 情報通信・放送網の整備

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

第 1 現状と課題

災害時において被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有が大変重要となる。また、住民の安全確保には、避難勧告等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達する必要があることから、屋内の音声告知放送が有効である。このほか、屋外拡声システムや文字放送など、町の特色であるケーブルテレビ網を活かして、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等伝達体制の確立が必要であり、全住民への有効な情報伝達手段を確保しなければならない。

第 2 通信体制の整備

災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。

1 町防災行政無線（移動系）

災害時における、迅速かつ的確な情報の収集、伝達の確保を図るため、本庁舎を基地局として、町内各地に移動できる移動局（車載・携帯）との間の相互通信が可能な無線設備であり、災害時に有効な通信手段として整備されている。

2 栃木県防災行政ネットワーク

町は、県、県内市町及び防災関係機関と迅速かつ的確な情報連絡を行うため、栃木県防災行政ネットワークの活用を図る。このネットワークにより、衛星系無線及び移動系無線により通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報の受伝達をはじめ、画像の受伝達が行えるとともに、地震情報や気象情報が自動配信される。

また、避難情報や避難所情報などの重要な情報を地上波のデータ放送と連動させるLアラートと連携している。

3 広報車・消防自動車

町及び消防団は、防災行政無線(同報系)の聞こえにくい場所についての、避難勧告、指示等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の機器が最良の状態を維持するよう努める。

4 音声告知放送・屋外拡声システム

町は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難勧告・指示の伝達手段として、音声告知放送及び屋外拡声システムを整備している。保守点検、設備の更新及び高機能化について検討を行い、体制の充実・強化を図る。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

5 ケーブルテレビ放送

町は、独自のケーブルテレビ網を活用して動画・画像・音声放送を行うことができる施設・設備を整備している。上記4と合わせて災害時に最も有効な情報伝達・収集手段の一つであることから、システムの基盤となる各種設備・ケーブル網の保守点検及び機能強化に努める。

第 3 消防・救急無線施設

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

第 1 1 節 避難体制の整備

震災発生時に危険区域にいる住民、帰宅困難者、スーパーマーケット、宿泊施設等不特定多数の人が集まる施設の利用者や路線バス等の緊急停止による乗客を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

町は、発生しうる災害の想定や過去の災害における経験を踏まえ、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、町地域防災計画に定めておく。

また、特別な配慮を要する要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、4に記載の事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

エ 地震を対象とする場合には、地震に対して安全な構造であることに加え、当該場所又は周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(2) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

(1) 町は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。

(2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。
- (2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
 - ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。
 - イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- (3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である高齢者、障害者福祉施設等の施設を活用すること。

〈資料編2-20 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧〉

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

- ・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公布されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を設置できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・福祉避難所の指定には、原則として社会福祉施設等、耐震、耐火、鉄筋構造を整え、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適していること。
- ・通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。

- ・必要に応じて家庭動物(ペット)のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

第2 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識等の住民の周知徹底に努め、企業、事業所等にもこれらを周知し、協力を得られるよう努める。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 主な周知方法

- ・音声告知放送、屋外拡声システム等による周知
- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・避難場所マップ配布による周知
- ・広報紙、インターネットによる周知

2 避難住民への注意事項及び携行品

(1) 注意事項

- ・避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。
(会社、工場等にあつては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置)
- ・携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

(2) 携行品の内容

- ・貴重品(保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書)
- ・食料品(水、応急食料、高齢者や幼児用食品)
- ・応急医療品
- ・衣類(肌着、防寒着等)
- ・その他(ラジオ、懐中電灯)

3 適切な避難行動

- ・那珂川町防災マップを利用した現在地の確認、避難先の確認、避難経路上の危険箇所の確認
- ・避難に時間を要する人(高齢の方、障がいを持つ方、乳幼児等)及びその支援者は早めに避難を開始
- ・早期立退き避難区域内である場合には区域外への水平避難
- ・安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する垂直避難

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難勧告等の発令及び避難基準の設定

町は、地震に起因するがけ崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な判断を適正に行うため、「避難勧告等の判断基準及び伝達手段」マニュアルを整備するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要支援者関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

〈資料編2-21 避難勧告等の判断基準及び伝達手段〉

2 避難勧告等の伝達手段の整備

町は、土砂災害等の発生が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第9節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、要配慮者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる被害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・各地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

町は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者(民生委員等)と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、消防本部(局)及び県警察とともに、スーパーマーケット、宿泊施設等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

町は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元行政区との協力体制等も毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、行政区、社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第5 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による公共交通機関等の運行停止のために外出先で止められ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

2 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・バス停周辺等の混雑を引き起こし、救急・救助活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害の発生のおそれがある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する対策を実施する。

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアルの作成に努める。

- ・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童・生徒等の安否確認の確保
- ・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 大規模集客施設等における利用者保護

大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

(3) 住民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知するとともに、(1)(2)の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、所管施設や関係施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要な物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、路線バス運行事業者や県警察、消防機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう努める。

5 徒歩帰宅者への支援

県は、民間事業者と協定を締結し、コンビニエンスストアなどの店舗を、徒歩帰宅者へ水やトイレ、交通情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションとして確保するなど、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

6 外国人への支援

町は、国際交流協会と連携し、外国人に多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体

制の確保に努める。

第6 町外避難者受入対策

町外避難者を受け入れる場合は第1の4に準ずる。

第 1 2 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、町、県、消防機関は連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、町及び消防機関は、県と連携して、平常時から災害に備えた体制の整備充実を図る。

第 1 現状と課題

県及び町が実施する火災予防運動や各種広報事業、民間防火組織の活動により火災予防思想の普及が図られているが、建物火災のうち、死者の割合が多くを占める住宅火災について、その予防対策が急務となっている。

町においては、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団が活動を休止する地区が発生するなど、消防活動に支障をきたすおそれもあることから、これらを解消し消防力の強化を図ることが課題となっている。

第 2 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

町及び消防機関は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブ、幼少年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を住宅火災から守るため、町、警察、消防本部、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、消防法等防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 町の協力

県は、既存建築物について、スーパーマーケット・旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第 1 2 条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、町はこれに協力する。

4 防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

5 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険のある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

6 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生への報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

7 防火地域・準防火地域の指定

町は、県と協議等し、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」に基づく防火地域又は準防火地域を指定するよう努め、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

第3 消防力の強化

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。

特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を活用して団員の確保と資質の向上を図る。

<資料編2-10 消防団の概要>

2 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町は、町中心部を流下する小河川を中心に、流水利用についての検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 化学消火剤の備蓄

消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

第4 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

第2の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

町及び消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

4 応援受入・連携体制の整備

消防本部は、本章第2 1 節第1のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、同節第3のとおり、警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第 1 3 節 医療救護体制の整備

大規模な震災発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、町及び医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制等の整備・充実を図る。

第 1 初期医療体制の整備

町は、県及び医療機関等と連携し、次のような保健医療体制の整備を図る。

1 初期医療対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材(天幕、テント等)の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備する。

また、被災地へ出動する救護班の編成や、トリアージセンター、応急救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

第 2 連絡体制等の整備

救護所で対応できない重症患者等を収容するため、公的・民間病院医療機関の被災状況、受入能力、負傷者の身元確認等の情報を町、消防機関、医療機関相互で交換できるよう連絡体制を整備する。

第 3 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 年間 2 回以上避難訓練を実施し、そのうち 1 回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第 1 4 節 緊急輸送体制の整備

大規模震災発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、町、県、警察、その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送道路の周知

県、その他の道路管理者は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、平成 8 年度に指定し、平成 2 4 年度に見直しを行った緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

○県内の緊急輸送道路の状況

県で緊急輸送道路に指定している路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章内で定める防災拠点や主要公共施設、警察、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

| 区 分 | 設 定 基 準 |
|-------------|---|
| 第 1 次緊急輸送道路 | ・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路 |
| 第 2 次緊急輸送道路 | ・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路 |
| 第 3 次緊急輸送道路 | ・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路 |

第 2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

(1) 県、町及びその他の道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 橋りょうの整備

県、町及びその他の道路管理者は、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与える橋りょうについて、東日本大震災の教訓に基づいた「道路橋仕方書 V 耐震設計編」（平成 2 4 年 2 月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

2 情報収集・連絡体制の整備

県、町及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

3 道路パトロールの実施

県、町及びその他の道路管理者は、道路の維持管理の万全を期するとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、道路パトロールを実施する。

第3 空中輸送体制の整備

町は、震災時に、道路が土砂崩れ、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し定める。

また、町は、本章第15節第3のとおり、必要な措置を実施する。

第4 物資集積所の整備等

町は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割などを担う災害対策活動拠点について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

町は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、平常時から那珂川町建設業協会との連携体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

町は、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されるよう、平常時から栃木県建設業協会烏山支部等と連携体制の強化に努める。

第6 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

町は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

2 情報収集・連絡体制の整備

町は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第 1 5 節 防災拠点の整備

大規模震災発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

第 1 災害対策活動拠点の種類

1 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達、広報、防災関係機関との連絡調整、災害救助法の適用に係る県への情報提供、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中核機関として極めて重要である。このため、町は、町災害対策本部となる本庁舎について、必要な整備を実施していく。

また、被災により本庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

2 広域災害対策活動拠点

県が県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。

3 地域災害対策活動拠点

災害応急活動に従事する自衛隊の駐屯場所などの拠点として、郊外の公立学校等を中心に、地域災害対策活動拠点として必要な整備を図る。

4 広域物流拠点（一次集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定し、公共施設を使用した県の物資集積拠点を補完する一時集積拠点として確保するよう努める。

5 地域物資拠点（二次集積拠点）

町は、町有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

第 2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。

特に、災害時において中核の役割を担う町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 職員の休憩場所の整備
- (4) 職員の食料、飲料水、非常用トイレ等の備蓄
- (5) (飲料水兼)耐震性貯水槽、防火水槽
- (6) 備蓄倉庫

第 3 離着陸場の整備

消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定し、定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

〈資料編 2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 防災機能を有する公園等の整備

市街地のオープンスペースである公園や幹線道路に付設された道の駅などは、防災上果たす役割も大きいことから、町地域防災計画に位置づけられた行政施設と一体となって防災拠点となるような公園等を中心に、防災機能の整備を促進していく。

第 1 6 節 建築物災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、町及び施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第 1 現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、町の公共建築物は、その程度の差異はあるものの、相当数が被災した。これら公共建築物は、子どもたちをはじめ多数の住民が利用する施設であるとともに、防災拠点施設や避難所となっていることから、耐震化を促進する必要がある。

第 2 民間建築物の耐震性の強化促進

1 耐震診断、耐震改修の促進等

町は、耐震改修促進法に基づき、県が策定した耐震改修促進計画を勘案し、耐震改修促進計画を策定するとともに、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。

2 耐震性に関する知識の普及

町及び県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

3 関係団体等の協力

町及び県は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ(一社)栃木県建築士会、(一社)栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、住民への耐震改修の普及啓発や民間建築物の耐震化を図る。

4 耐震診断、耐震改修の費用助成

耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、県及び町は、所有者の費用負担を軽減するため助成制度の創設・周知促進を図る。

第 3 公共建築物の耐震性等の強化促進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点(災害対策活動拠点)<本章第 1 5 節参照>
- (2) 医療救護活動の施設(病院、保健管理センター等)
- (3) 応急対策活動の拠点(警察署、消防署等)
- (4) 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
- (5) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障害者支援施設等)

2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

(1) 町庁舎等の整備

町は、本章第 1 6 節のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う本庁舎等の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

県及び町教育委員会事務局は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の耐震対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

町、その他の施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

町、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

町、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設の維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第 1 7 節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道その他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第 1 道路施設対策

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため、施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 災害時における道路機能を確保するため、道路、橋梁の整備に当たっては、災害に強い施設の整備に努める。
- (2) 落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。
- (3) 災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
- (4) 道路の維持管理の万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、必要に応じて道路のパトロールを実施する。

第 2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

水道事業者は、水が住民の生命維持に必要な不可欠なものであることから、水道施設の耐震化を図り、水道水の安定供給と2次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 書類等の整備
施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。
- (2) 防災体制の編成等
防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。
- (3) 貯留水の確保
配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるよう努める。
- (4) 二次災害防止
ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
- (5) 施設の維持管理
点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、災害発生の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。
- (6) 配水管路等の改良
老朽管及び耐震適合性の低い管路の布設替えを計画的に行い、管路の強靱化に努めるとともに、埋設箇所の地盤の特性を考慮し、水道管使用材料の選定を行う。
- (7) 応援体制の整備
給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。また、町は、県と連携し被災市町村から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。
- (8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害時の施設の破損及び停電による電力の喪失により汚水の溢水は被災箇所及びその周辺地域への衛生環境を悪化させるため、処理施設及び排水施設にあつては耐震化を図り、防災体制として次の事項について配備に努める。

(1) 台帳の整備

公共下水道管路及び農業集落排水管路の台帳の整備を適正に行うものとする。

(2) 防災体制の確保

災害時の緊急時体制を編成し、危機管理マニュアル、緊急連絡網図等を作成する。

(3) 処理施設及び排水施設の非常時電力の確保について

下水処理施設並びに幹線下水道管路のマンホールポンプにあつては、災害時に電力を2～3時間程度喪失した場合は必ず汚水の溢水につながるため、予め代替え電力の確保に努めるものとする。

(4) 処理施設及びマンホールポンプ施設等の維持管理

処理施設及び排水設備等においては、維持管理業務委託実績報告書等により、適宜適正に維持修繕を行うものとし、災害時に機能不能とならないよう委託業者に対しては緊急体制表及び緊急連絡網の提出をさせ、担当職員にも周知徹底するものとする。

(5) 破損危険箇所の緊急措置及び改善

災害時の破損箇所のパトロール調査及び住民からの通報により確認されたマンホール周辺の段差等の危険箇所においては、危険箇所の交通標識の設置を速やかに安全の確保をする事とともに、早急な改善に努めるものとする。

第3 廃棄物処理施設

南那須広域行政事務組合は、災害に強い施設の整備に努め、施設の耐震性・耐久性について調査・検討を行うとともに、災害時に備えて次の対策を講じておく。

(1) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(2) 廃棄物処理施設に被害があつた場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制(メーカーからの技術者の応援体制を含む)を整備する。

(3) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(4) 廃棄物の最終処分場(平成10年6月以降許可分)の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。また、町は、施設が被災した際は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第4 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

第 18 節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町、県及び事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

第 1 消防法上の危険物

消防本部及び「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

第 2 火薬類

県及び関係機関は、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。町及び消防本部はこれに協力する。

1 保安確保の強化

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

2 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

3 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実、及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

第3 LPガス

「LPガス」とは、「高圧ガス」のうち、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」により規制される一般消費者等に供給される液化石油ガスのことをいう。

1 販売事業者等が実施する対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ア 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
- イ 出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。
- ウ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 販売事業者等の災害予防体制の強化

- ア 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第4 高圧ガス

1 高圧ガス事業者が実施する対策

(1) 災害予防措置の実施

- ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないよう不動沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- イ 防消火設備、除外装置及び緊急遮断装置の確実な作動を確保する。
- ウ 多数の容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、チェーン掛等により容器の転倒・転落防止を図る。
- エ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
- オ 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

(2) 災害予防体制の強化

- ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。
- イ 自主防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。また、消防署並びに警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化及び他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第5 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。町は、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物資による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を

整備する。

第6 放射性物質

- 1 放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、国に対する通報連絡体制を整備する。
- 2 県・町・消防機関等の対策
 - (1) 県、町及び消防本部は、県が平成27年3月に策定した「原子力災害対策の手引き」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
 - (2) 県、町、消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
 - (3) 県及び町は、応急普及活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関の連携を図る。
 - (4) 県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療が可能な施設・整備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
 - (5) 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第 19 節 鉱山、採石場等災害予防対策

大規模な地震発生時の鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

第 1 岩石採取場災害予防対策

当町における「採石法（昭和 25 年法律第 291 号）」に基づく岩石採取場は、令和元年 3 月末現在、松野地内に 1 箇所存在する。

県及び採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から、次により岩石採取場の安全確保に努める。

町は、必要に応じて県及び事業者等が行う予防対策に協力する。

1 採石業者等が実施する対策

(1) 採取計画の遵守

採石業者等は、岩石採取場における災害を防止するため、自身が作成した採取計画に定められた災害防止のための方法等に従って岩石の採取を行い、災害発生の予防に努めるものとする。

(2) 自主災害防止体制の確保

採石業者等による安全パトロールの実施や、関係団体の災害防止に関する普及啓発事業等により、自主災害防止体制を確保する。

2 県が実施する対策

(1) 災害発生予防に関する啓発等

採石業者等を対象とした関係団体の講習会等に協力し、災害発生の防止に関する意識の高揚を図る。

(2) 指導・監督

ア 緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

イ 災害発生時に速やかに対応し得るよう関係団体と連携を密にし、連絡体制の充実強化を図る。

第 20 節 文教施設等災害予防対策

学校等は、地震発生時の幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第 1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校、認定こども園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（平成 20 年法律第 73 号改題）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

また、町は、学校等に対して、学校安全計画の策定及び状況に応じた改訂を行うよう指導し、随時その内容を点検する。

○「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

① 教育に関する事項

- ・ 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項
- ・ 特別活動、部活動等における指導事項

② 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

③ 災害に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修
- ・ 災害発生時における児童・生徒等の一時保護及び保護者等への引渡し方法等の体制整備

〈資料編 2 - 23 学校安全計画の概要〉

○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実態や特性に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・ 日常の安全指導
- ・ 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策
- ・ 時間外における教職員の参集体制
- ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制
- ・ 施設設備の被害状況の把握等

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、地震発生時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中

止など教育活動の事前対策を確立しておく。

また、災害発生時の授業等の中止を決定した際の関係機関や保護者等への連絡体制についてあらかじめ整備しておく。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例等を理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

“周りの状況を予測し、即座に「行動につなげる態度」の育成”

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回の地震でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

“防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実”

知識と行動は単純に連動するものではない。危険感受性や危険予測を知識として与えただけでは、行動に対して責任をもてないことから行動に結びつきにくい。行動につなげるためには、知識を主体的に学び、児童生徒等が自ら気づきを得るよう指導していく。

また、今回の東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神等に支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行う等災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらう等訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史資料館等の社会教育施設の管理者(以下「施設管理者」という。)は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

○ 施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

① 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

② 災害に関する組織活動

- ・ 地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
- ・ 職員を対象とした防災に関する研修
- ・ 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設管理者は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設管理者は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関、情報手段、水道や電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設管理者は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域

の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行う等災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらう等訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 文化財災害予防対策

住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の予防対策を図る。

- 1 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- 2 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- 3 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第 2 1 節 防災関係機関相互応援体制の整備

町、消防本部及び県の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに警察、自衛隊、国、ライフライン関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

第 1 被災自治体に対する相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定の適切な見直し

町は、町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」をその後の市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、その運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、町は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化に努める。

(1) 県内市町との協定

町は、1 に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

(2) 県外市町村との協定

町は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

〈資料編 2-24 災害時における市町村相互応援関係〉

〈資料編 2-25 那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書〉

〈資料編 2-26 災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書〉

第 2 大規模災害に備えた受援計画

被害の規模が甚大で、県内のみでは十分な応急対応が実施できない大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な応援が想定される。

県は、大規模災害発生により県内市町において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

町は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定するよう努め、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

県及び町は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第 3 県内消防相互応援体制の整備

1 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和 56 年に締結し

た特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

2 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県と県消防長会で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

〈資料編2-27 広域消防相互応援協定〉

第4 消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化

町は、大規模災害発生時において、消防本部、警察及び自衛隊の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

第5 協定先機関等との連携

町は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、住民の安全と住民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第6 その他の協定の締結推進

災害発生時において必要な応援、支援等を実施又は要請するため、次に掲げるような項目についての協定を締結するよう推進するものとする。

- (1) 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定
- (2) 災害時における食糧、生活必需品等の確保に関する協定
- (3) 土木・建設重機、建設資材等に関する協定
- (4) その他災害対策に必要な協定

第 2 2 節 孤立集落災害予防対策

地震発生時に発生する土砂災害による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区については、事前に地区の状況を把握し、孤立集落発生未然防止及び発生に備えた取り組みを実施する。

第 1 現状と課題

町では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）で、交通等の途絶が生じた場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、県及び町は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

第 2 孤立可能性地区の実態把握

町は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平常時から現状の把握に努める。

第 3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

県、町及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

第 4 発生時に備えた取組の実施

1 連絡体制の整備

町は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

2 避難場所等の確保

町は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

3 離着陸場用地の確保

町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリコプターの離着陸に適した土地の確保に努める。

4 孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

町は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進を支援する。

5 住民への普及啓発

町は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

6 住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第 5 節第 1 に記載の住民の備蓄量 3 日分に加え、1 週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・行政区・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第 2 3 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る。

第 1 現状と課題

東日本大震災、平成 2 7 年 9 月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

第 2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 町の対策

町は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、「災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に大量に発生すると見込まれる災害廃棄物の処理について、発生量・集積場・処理費用などを想定し、初動体制を整備する。

2 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「災害時の廃棄物処理対応マニュアル」（平成 2 9 年 3 月 栃木県）に基づき訓練等を行うなど、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害の規模に応じた災害対策の中核となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 町の活動体制

災害の規模に応じた町の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

| 体制 | 設置基準 | 体制の概要 | 備考 (勤務時間外の配備) |
|--------|---|--|---|
| 注意体制 | 1 震度4の地震が発生した場合 | 小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課・建設課・産業振興課・上下水道課の職員のうち、各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施 |
| 警戒体制 | 1 震度5弱強の地震が発生した場合 | 災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課職員と建設課・産業振興課・上下水道課職員のうち各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施 |
| 第1非常体制 | 1 大規模な災害が発生するおそれがある場合 2 大規模な災害が発生した場合 | 災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制 | 応急対策を実施する各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施 |
| 第2非常体制 | 1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合 | 災害対策本部を設置して、町の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 | 全職員 |

第2 注意体制

町は、震度4の地震が発生したとき、注意体制をとる。総務課・建設課・産業振興課職員のうち、各課長が必要とする職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて町長、副町長、教育長への報告

(6) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置(警戒体制)

町は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 震度5弱強の地震が発生したとき
- イ その他総務課長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 被害の発生するおそれなくなると本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、那珂川町災害警戒本部要領の定めるところによる。

4 代決者

本部長(総務課長)不在時等の意思決定は総務課長補佐が、総務課長補佐が不在の場合は総務課消防交通係長が行う。

<資料編2-28 那珂川町災害警戒本部設置要綱>

第4 災害対策本部の設置(第1非常体制・第2非常体制)

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 震度6弱以上の地震が発生したとき
- イ 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合
- エ その他町長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたととき解散する。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

(1) 栃木県

(2) 警察

(3) 消防本部、消防署

(4) 陸上自衛隊第12特科隊

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(6) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、那珂川町災害対策本部条例（平成17年10月1日那珂川町条例第17号）及び別に定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容に応じて警察、消防署等に職員派遣を要請する等、柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

〈資料編2-29 那珂川町災害対策本部条例〉

〈資料編2-30 那珂川町災害対策本部組織及び業務〉

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害救助法の実施に関する事

(2) 災害予防及び災害応急対策の実施、調整に関する事

(3) 災害に関する情報の収集に関する事

(4) 本部の活動体制に関する事

(5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関する事

(6) 県、他の市町村への応援要請に関する事

(7) 応援に関する事

(8) 災害広報に関する事

(9) 災害対策本部の解散に関する事

(10) その他重要な事項に関する事

5 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は副本部長（副町長）が、本部長、副本部長ともに不在時の場合は総務課長が行う。

第5 業務継続計画

町は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、「業務継続計画（BCP）」を策定し、全庁体制で業務を実施・継続する体制を整える。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

町及び関係機関は、地震情報等を関係機関、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。

また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要な情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、町は、ケーブルテレビ網を最大限活用した情報収集を行う。

その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、防災行政無線（移動系）、音声告知・屋外拡声システム・ケーブルテレビ放送、Jアラート、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、携帯アプリ等の各種通信手段の確保を図る。

特に、町ケーブルテレビ網を活用した各種通信は、災害時に最も有効な情報収集・伝達手段の一つであることから、システムの基盤となる各種設備・ケーブル網の保守点検及び機能強化に努める。

第1 情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（総務課長、建設課長、産業振興課長、上下水道課長）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、災害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

町は、県、消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。また、災害等の状況に応じ、県に対し、栃木県火災・災害等即報要領に基づき災害の状況を報告する。

第2 地震情報等の伝達

1 地震情報の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台及び県が管轄するもの）

ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、宇都宮地方気象台が発表した地震情報等は以下により速やかに通知する。

《気象注意報・警報の伝達系統》

宇都宮地方気象台 ⇒ 栃木県(危機管理課) ⇒ 那珂川町 ⇒ 住民、関係機関

〈資料編2-18 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

- (2) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 住民からの通報

(1) 発見者（住民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、町又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく烏山土木事務所、町又は警察に通報する。

(2) 町、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた町は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生状況、その救護措置の状況
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の状況
- (11) その他法令に定めがある事項

2 町の情報収集

町は、次の方法により情報の収集を行い、主管課である総務課が中心となり情報の一元管理に努めるとともに、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

- (1) 職員の登庁途中での情報収集
- (2) 現地調査による情報収集
- (3) 住民、消防団等からの通報による情報収集
- (4) 行政区等への照会による情報収集
- (5) 消防署、警察署、ライフライン関係機関等からの情報収集
- (6) 町独自のケーブルテレビ網を活用した通信による情報収集

3 消防本部の情報収集

消防本部は、住民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報の収集を行う。

第4 被害状況の報告

1 町及び消防本部の報告

- (1) 町及び消防本部は、町内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、町内で震度5強以上の地震が発生した場合は国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編2-31 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編2-32 即報基準一覧〉

第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、町等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

| 区分 | 通信手段 | 説明 |
|--------------------|---------------------|---|
| | 県防災行政ネットワーク | 県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。 |
| | 中央防災無線 | 内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク |
| | 消防防災無線 | 消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。 |
| | 市町防災行政無線 | 市町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備 |
| | 町ケーブルテレビ | 町の区域内に敷設されたケーブルテレビ網を活用した情報収集・伝達手段 町の情報を逐次発信・受信でき、動画・画像・音声を用いた放送が可能であるほか、ライブカメラ等に接続しての情報収集が可能 |
| | エリアメール (緊急速報メール) | 町内に存在するNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等のキャリアに対して一斉にメールを配信する。 前出の県防災行政ネットワークシステムと一部連携し、避難情報や避難所の情報を発信することが可能 |
| N T T | 災害時優先電話 | 災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定） |
| | 非常・緊急通話用電話 | 災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要） |
| NTT ドコモ | 災害時優先電話 | 災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む） |
| KDDI ソフト バンク | 災害時優先電話 | ・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機 |
| そ | 消防無線 | 消防機関の設置する無線設備 |

| | | |
|--------|-------------------|--|
| の 他 | 警 察 通 信 | 県警察専用電話及び無線通信 |
| | 企 業 局 無 線 | 県企業局の設置する無線通信 |
| | 非 常 通 信 | 関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信 |
| | 防 災 相 互 通信用無線機 | 国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機 |

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部（局）へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部（局）へ配信する。

2 町防災行政無線（移動系）

町公用車、消防団車両に搭載、消防団に配備されている移動系無線機により、災害情報の収集、災害現場との交信を行う。

3 音声告知方法・屋外拡声システム

ケーブルテレビの放送網を活用した音声により情報を伝達するシステム。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

4 ケーブルテレビ放送

光ケーブル等の専用ケーブルにより各家庭まで動画・画像・音声を届けるシステム。町の正確な情報を画像で提供し、迅速・確実に伝達する。現状、災害時に最も効果的な情報伝達手段であり、今後の利用促進、活用検討を行う。

5 公衆電気通信設備の利用

町及び防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」等をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関連機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

6 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

7 警察通信設備の利用

町、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

8 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通

信施設を利用する。

(1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名(職名)を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し発信人の住所、氏名(職名)、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュア等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておくものとする。

(5) 非常通信の経路

町と県との間の有線電話等が不通となった場合、警察、消防、県出先機関等を中継して通信を行う。那珂川町の発信依頼局は下記のとおりである。

| 発信依頼機関 | | | 中継機関 | 着信機関 |
|--------|--------------|--------------|-------------------|-------|
| 機関名称 | 電話番号 | FAX番号 | | |
| 那珂川消防署 | 0287-92-2800 | 0287-92-2844 | 南那須地区広域行政事務組合消防本部 | 危機管理課 |
| 那珂川警察署 | 0287-92-0110 | 0287-92-0110 | 栃木県警察本部警備第二課 | |

第7 通信施設の応急復旧

町の通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、住民への情報伝達手段の確保及び県と町、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

第8 放送要請

町が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

第9 住民への伝達手段

住民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- (1) 音声告知放送及び屋外拡声システムによる伝達
- (2) ケーブルテレビ放送による伝達
- (3) サイレン等の使用による伝達
- (4) 消防団車両の使用による伝達
- (5) 町広報車の使用による伝達
- (6) 消防団員による個別訪問による伝達
- (7) 消防関係機関による個別訪問による伝達
- (8) 町ホームページによる周知
- (9) ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる伝達
- (10) 緊急速報メールによる伝達

第3節 相互応援協力・派遣要請

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し、災害派遣の要請を行う。

第1 市町村相互応援協力等

1 市町村間の相互応援協力

町は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応援対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

町は、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

<資料編2-24 災害時における市町村相互応援関係>

<資料編2-25 那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書>

<資料編2-26 災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書>

(3) 県への応援要請

町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

2 県の応援協力

県は、震度6弱以上の地震を観測した市町には、第1節第4の8の緊急対策要員の項に定めるとおり、あらかじめ指名する緊急対策要員が当該市町に自動参集して必要な情報収集にあたる。

また、県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

3 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、町長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第7節の定めるところによる。

第2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

(1) 町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求

め、災害対策に万全を期する。

(2) 町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣を要請する(あっせんを求める)理由

イ 派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 ライフライン関係機関との連携

町は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

(1) 町の災害応急対策活動との調整

(2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携

(3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第4 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請すべき公共性、緊急性、非代替性な事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|---------------------|--|
| 1 被害状況の把握 | 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 2 避難の援助 | 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。 |
| 3 避難者等の 捜索救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 |
| 4 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。 |
| 5 消防活動 | 火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。 (消火剤等は、県が提供するものを使用する。) |
| 6 道路、水路 の啓開 | 道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。 |
| 7 診察、防疫、 病虫害の防除 | 被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。) |
| 8 人員、物資 の緊急輸送 | 救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う |
| 9 被災者生活支援 | 被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。 |
| 10 救援物資の 無償貸付、譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、 |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| | 支援物資を無償貸付、譲与する。 |
| 11 危険物の保安、除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。 |
| 12 その他臨機の措置等 | その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 |

3 災害派遣要請の依頼方法

(1) 要請先 知事(県民生活部危機管理課経由)

(2) 事務手続

町は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

| | |
|---|--------|
| 様式 | 那珂総第 号 |
| | 年 月 日 |
| 栃木県知事 様 | 那珂川町長名 |
| <p>陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>4 その他参考事項</p> | |

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎のあっせん

町は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

町は、災害救助活動の必要がなくなったと判断した場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議のうえ、県に対して撤収の要請を依頼する。

<資料編 2 - 3 3 自衛隊の災害派遣の態勢>

第4節 災害救助法の適用

町は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、必要により県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 町内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数（那珂川町の場合：50世帯）以上のとき。（1号基準）
- (2) 町内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数の2分の1（那珂川町の場合：25世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 町内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 町内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 災害救助法の適用に係る報告

- (1) 町は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、町は県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 災害救助法所管課は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のな

いよう留意する。

- (4) 町は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 町は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には直接内閣府に対して情報提供を行う。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）に基づき、次の救助を実施する。

（救助の種類）

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、町及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 町は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、県からの通知により、その事務を県に代わり行う。
 - ア 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること
 - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること
- (2) (1)により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。

この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第5節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

さらに、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 実施体制

町長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。また、県からの緊急な支援が必要と判断した場合は県に対して要請を行う。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示（緊急）を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示（緊急）を行った者は、速やかにその旨を町に通知するものとする。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 避難の勧告、指示（緊急）及び警戒区域の設定の内容

1 避難の勧告及び指示（緊急）

(1) 避難の勧告及び指示（緊急）の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

また、発令にあたっては、今後の気象予測、巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

なお、町長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき

ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

エ 工作物等の倒壊の危険があるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

(2) 避難の勧告及び指示（緊急）の内容

町及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難の勧告、指示（緊急）を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

(3) 避難の勧告及び指示（緊急）の種類

避難の勧告及び指示（緊急）の種類は下表のとおり。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

| 区 分 | 実 施 者 | 措 置 | 実 施 の 基 準 |
|------------|------------------------------------|----------------------|---|
| 避難の勧告 | 町 災害対策基本法 第60条第1項・第2項 長 | 立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき |
| | 知 災害対策基本法 第60条第6項 事 | 立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示 | 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき |
| 避難の指示（緊急）等 | 町 災害対策基本法 第60条第1項・第2項 長 | 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき |
| | 知 災害対策基本法 第60条第6項 事 | 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 | 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき |
| | 知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条 | 立ち退きの指示 | 地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき |
| | 知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 水防法第29条 | 立ち退きの指示 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき |
| | 警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項 | 立ち退きの指示、 立ち退き先の指示 | 町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき |
| | 警 察 官 警察官職務執行法 第4条 | 警告、避難の措置 | 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき |
| | 自 衛 官 自衛隊法 第94条第1項 | 警告、避難の措置 | 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる |

<資料編2-21 避難勧告等の判断基準及び伝達手段>

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示（緊急）は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。

また、警戒区域の設定には、避難の指示（緊急）にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。警戒区域の設定の種類は次のとおり。

| | 実 施 者 | 措 置 | 実 施 の 基 準 |
|-----|--|---------------------|---|
| (1) | 町 災害対策基本法 第63条第1項 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき |
| (2) | 水防団長、水防団員、消防職員 水 防 法 第21条第1項 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | 水防上緊急の必要がある場合 |
| (3) | 消防吏員、消防団員 消 防 法 第28条第1項、第36条 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | 火災の現場、水災を除く災害 |
| (4) | 警 察 官 災害対策基本法 第63条第2項 他 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | (1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合 |
| (5) | 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項 | 立ち入りの制限、 禁止、退去命令 | (1)、(4)の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる |

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 避難準備・高齢者等避難開始

町は、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する住民が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 住民への周知

避難の勧告、指示（緊急）を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳

幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 音声告知放送による伝達
- (2) 屋外拡声システムによる伝達
- (3) サイレン等の使用による伝達
- (4) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (5) 広報車の使用による伝達
- (6) ケーブルテレビ放送等による伝達
- (7) 緊急速報エリアメール(NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル等)による伝達
- (8) Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送等による伝達
- (9) 町ホームページによる伝達
- (10) ソーシャル・ネットワークキング・サービス等による伝達

3 県への報告

町は、避難の勧告、指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

町及びその他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

町及びその他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

スーパーマーケット、宿泊施設等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

6 案内標識の設置

町は、避難に際しては、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に收容する。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、密閉、密集、密接を避けられるような避難所の設営や、避難所の收容人数を考慮

し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

- (4) 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (5) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (7) 町は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県防災行政ネットワークの入力などにより県に報告する。

ア 避難所開設（移転）の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 町は、自主防災組織、行政区、社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画等に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

- (2) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供するには確実に被災者に伝達できるよう、活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において多言語表示シートの提示等により配慮するよう努める。

- (3) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を充分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- (5) 町は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

- (6) 町は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。

- (7) 町は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。

ア 収容者名簿の作成

イ 収容の状況

ウ 転出先の把握

エ 食料・物資の配給状況

- (8) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確

保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (9) 町は、通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 町は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難所となっている施設の管理者及び当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (11) 町は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに災害対策本部と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第5 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

町及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医療品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関(県看護協会等)へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

町及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

町及び県は、被災した外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 こころのケア対策

町は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の

避難状況の把握に努める。

また、県は町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

第8 町における計画

町は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。

なお、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第9 帰宅困難者対策

1 避難所への誘導

町は、帰宅困難者がいると予想される場合には、音声告知放送、屋外拡声システム、町ホームページ等により、開設した避難所を周知し、帰宅困難者に対して情報を提供する。

2 避難所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

3 一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、県と連携し、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、住民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

4 徒歩帰宅者の支援

県は、協定を締結した民間事業者に対して災害時帰宅支援ステーションの開設を要請する。災害時帰宅支援ステーションは、徒歩帰宅者に水、トイレ、災害情報等の提供を行う。

5 外国人への支援

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第10 住民の広域避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、町長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑な実施のための支援協力を行う。

第11 町外避難者の受入

1 初動対応

町は、大規模災害の発生等により町外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、町と調整の上、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所」という)の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難場所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、町営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)

エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県及び町は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県及び町は、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

<資料編2-34 災害救助法施行細則>

第6節 広域一時滞在対策

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、市町、県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 制度概要

町は、その町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。

協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第2 県内市町における一時滞在

1 被災市町の実施事項

(1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

(2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町からの通知の内容の公示

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 県への報告

(3) 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町への通知

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

エ 県への報告

2 協議先市町の実施事項

(1) 被災市町から1の(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること

イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと

ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 協議先市町は、被災市町から1の(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外広域一時滞在（以下「県外一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

イ 内閣府令で定める者への通知

- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 県への報告

イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

ウ 内閣府令で定める者への通知

2 県の実施事項

- (1) 県(県民生活部、以下この項において同じ。)は、第4節第1の4に掲げる「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援統括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 他都道府県からの協議

1 県の実施事項

- (1) 県(県民生活部、以下この項において同じ。)は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議

元の都道府県に通知しなければならない。

- (3) 県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1の(1)の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
- ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市町は、1の(3)の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行

県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を内閣総理大臣が当該市町村に代わって行う。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つとまがないときは、県に代わって内閣総理大臣が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第6 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

(1) 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第7節 救急・救助活動

震災により被災した者を迅速に救助するため、また、火災による被害を最小限に止めるため、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、警察、自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

第1 地域住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救急・救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到着したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により消防計画に基づき自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- 3 二次災害防止措置
- 高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。
- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
 - (2) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
 - (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 町及び消防機関の活動

1 救急・救助活動

町及び消防機関（消防署、消防団）は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

- (1) 町は、直ちに救護所を開設し、傷病者の救護にあたり、救護所の場所、傷病者の状況等を県災害対策本部及び県北健康福祉センターに報告し、必要に応じ医療救護班等の派遣を要請する。
- (2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重傷者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏えい等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災

防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

第4 県消防防災ヘリコプター等の運用

町は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

(ア) 被災地等からの救急患者の搬送

(イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

(ア) 被災状況等の調査、情報収集活動

(イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送

(ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

(ア) 林野火災等における空中消火活動

(イ) 被害状況調査、情報収集活動

(ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 町等からの緊急運航の要請

町長又は消防本部消防長は、本町において災害等が発生した場合は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

3 ヘリコプター活動体制

町は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。

また、町は傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

〈資料編2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第5 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、ブロック代表消防機関の長に連絡する。

イ 第二次応援体制

上記アによってもなお消防力が不足する場合、一つの消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制

要請手続：① 被災地消防本部は当該地幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に対して要請
② 県が各消防本部へ連絡し、出動可能隊数を確認
③ 県と代表消防機関にて出動隊を編成し、被災地消防本部及び各消防本部に報告

〈資料編 2-27 広域消防応援等計画〉

(2) その他の協定

(1)によるほか、町が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

〈資料編 2-24 災害時における市町村相互応援関係〉

〈資料編 2-25 那珂川町及び愛荘町の災害時における相互応援に関する協定書〉

〈資料編 2-26 災害時における那珂川町と美郷町との相互応援に関する協定書〉

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害の種別・状況

(エ) 人的・物的被害の状況

(オ) 応援要請日時

(カ) 必要応援部隊数

(キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

(ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート

(ケ) 指揮体制及び無線運用体制

(コ) その他の情報(必要資材、装備等)

※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う。

イ 町は、県に連絡が取れない場合、直接国(総務省消防庁)に応援要請を行うものとする。

第6 警察の活動

警察は、町等からの救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施するとともに、関係機関に協力して負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

また、消防機関等の救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

第7 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第8 各機関との連携

町は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救出救助活動を実施する。

第9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、生きていることが明瞭であるようなとき

(3) 災害の発生が継続しているとき

〈資料編2-34 災害救助法施行細則〉

第8節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 町の実施体制

町は、災害の状況により南那須医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。
町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。医療救護活動の実施にあたり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に県災害医療本部を、被災地に現地災害医療本部を設置する。県災害医療本部には、県医師会長の指揮のもと、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。現地災害医療本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の医療ニーズを把握し、現地災害医療対策の総合調整を行う。

さらに、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

県北健康福祉センターは、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、町の要請を受けて活動する。

県は多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害時の状況を判断し、DMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。

2 災害拠点病院の救護班の編成

拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、県との協定に基づき、救護班を編成する。

4 DMAT指定病院のDMAT

DMAT指定病院においては、1チーム以上のDMATを編成する。

※DMAT 「医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム[Disaster Medical Assistance Team]

第3 救護所の設置

町は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

第4 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

(4) 期間

分娩した日から7日以内

<資料編2-34 災害救助法施行細則>

第9節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

本章第19節第3に定めるところによる。

2 土砂災害の防止

(1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被災状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

ア 危険度判定実施本部の設置

町災害対策本部長は、地震によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、那珂川町被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、建設課長を本部長とする実施本部の設置を行う。

イ 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営は、那珂川町被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

ウ 危険度判定実施本部の業務

- ・危険度判定実施に必要な拠点の確保
- ・現地危険度判定拠点との連絡調整
- ・危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- ・危険度判定実施についての被災地住民への周知
- ・危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- ・その他の現地での判定活動の補完作業

(3) 避難対策

県、町、消防は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告を若しくは指示を行う。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準

地震の影響により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

町及び県は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、那珂川町震災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、建設課長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営は、那珂川町震災建築物応急危険度判定実施要綱の定めるところによる。

(3) 危険度判定実施本部の業務

- ア 危険度判定実施に必要な拠点の確保
- イ 現地危険度判定拠点との連絡調整
- ウ 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- エ 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- オ 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- カ その他の現地での危険度判定活動の補完作業

第 1 0 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、町、県、国、防災関係機関等は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第 1 実施体制

町は、被災者の輸送を行う。

町は、町での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第 3 輸送手段の確保

1 町の確保体制

(1) 町は、町有車両を動員するものとするが、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

(2) 町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、次のものに対して応援を依頼し、確保を図るものとする。

ア 町内輸送業者

イ ア以外の一般個人・法人

ウ 官公署又は公的団体

- ・消防・防災ヘリコプターを県に要請する。
- ・鉄道事業者に協力を要請する。
- ・ブロック内市町村に協力を要請する。

エ 自衛隊

(3) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量(重量)

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

4 緊急通行車両の確認

町は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

第4 輸送体制の確保

町及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保する。

1 物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所を確保する。

2 緊急輸送路の確保

町は、県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、災害時の緊急輸送路として確保に努める。なお緊急輸送路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポート等を確保する。

<資料編2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧>

第5 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費。

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の 調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。町単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

町は、被災者等の支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物質の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児・妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第 2 給食

1 実施体制

町は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

町は食料の供給を実施するにあたり、町内に分散備蓄している食料及び町内外の小売業者との協定等により、食料を調達するものとする。

なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

(1) 備蓄物資の放出

県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。

(2) 主要食料の調達

ア 主要食料として、アルファ米、乾パン、ソフトパン等を備蓄する。

イ 備蓄で不足する場合は、直ちに応急食料の供給を知事に要請する。

(3) 副食の調達

原則として、関係業者から調達し、主食とともに供給する。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に収容された者

- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であつて、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木支局地方参事官等管下の担当課長に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することができる。

イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

ア 主食費(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)

イ 副食費(調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない)

ウ 燃料費(品目、数量について制限はない)

エ 雑費(炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費)

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水

1 供給の対象

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があつた場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

2 飲料水の確保対策

(1) 町は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。

(2) 町は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

(3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。

(4) 町は、災害の発生に備え、災害用浄水機の整備に努める。

(5) 町は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

3 給水活動

(1) 町は、水道施設が被災した場合は、給水班を組織して給水活動を行い、水道事業者と共に水道施設の応急復旧活動を実施する。

ア 水源施設が被災した場合

(ア) 他の水源より配水区域を変えて給水する。

イ 一部区域の配水管が被災した場合

(ア) 他の配水管より給水する。

(イ) 消火栓から給水する。

(ウ) 備蓄用水を使用する。

(エ) 容器により給水・取水する。

(オ) 給水車等により搬送給水する。

(2) 町の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて県、他市町村に対して応援要請を行う。

4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があった場合又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

2 生活必需品等の確保

町は、町の物資供給に関して、生活必需品の供給についてあらかじめ町内外の小売業者との協定等を締結し、流通備蓄調達体制を確保するよう努める。

県は、町において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、物資を供給する。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住する

ことができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給(貸)与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ア) 寝具(タオルケット、毛布、布団等)

(イ) 被服(洋服、作業衣、子供服、肌着等)

(ウ) 身の回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)

(エ) 炊事用具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)

(オ) 食器(茶碗、皿、箸等)

(カ) 日用品(石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等)

(キ) 光熱材料(マッチ、プロパンガス等)

(ク) 要配慮者(高齢者・障がい者・難病患者等)の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材(紙おむつ、ストーマ用装具等)

イ 支給方法

物資の確保は原則として県が行う。町までの物資の輸送については、本章第9節により行うものとする。被災者への支給は、主として町が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

(4) 給(貸)与期間

給(貸)与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第 1 2 節 農地・農林水産業用施設等対策

震災により被害を受けた農地・農林業用施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の復旧を目指す。

第 1 被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については県北環境森林事務所）に報告する。

第 2 応急対策の実施

1 施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な建造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町及び県に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。
また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
- (4) 農業用ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- (5) 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

2 町・県の対応

町及び県は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 復旧へ向けての対策

(1) 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所管農業振興事務所及び森林事務所等に報告する。

(2) 復旧対策の実施

町は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

第 1 3 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

第 1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、被災者の健康管理を担当する医療救護班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う環境対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

町だけでは対応が困難である場合、県に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

2 食品衛生監視

町は、災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題について、県、関係団体と連携して、被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

3 栄養指導対策

(1) 実施体制

県は、栄養指導体制を確立し、市町、関係団体と連携して、避難場所等での巡回指導・相談、支援などを行う。

(2) 実施方法

ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて県北健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化をはかる。

(イ) 災害対策本部及び被災地を所管する県北健康福祉センターからの要請に応じて、部内及び災害対策本部と協議のうえ必要と認められた場合には、被災地外の広域健康福祉センターなどに対して人材等の派遣要請を行う。

(ウ) 人材及び特別用途食品（低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食など乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

イ 被災地を所管する県北健康福祉センターが実施する対策

(ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

(イ) 被災者の栄養指導

被災地を所管する県北健康福祉センターは、市町と連携して被災者の栄養指導を行う。

(ウ) 栄養指導班の編成

被災地を所管する県北健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、所内に栄養指導班を編成する。

(エ) 食事提供(炊出し等)の栄養管理指導

市町などが設置した炊出し実施現場を巡回して炊出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(オ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(カ) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(キ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、飲食の早期平常化を支援する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者)の搜索は、原則として町が警察、消防機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索は、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案(検視)

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案(検視)にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 町が実施する対策

- (ア) 南那須医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- (イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。
また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- (ウ) 捜索により発見された遺体について警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

町で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行なわれるよう調整を要請する。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、町営墓地の中に所要の地積を確保する。町営墓地に地積の確保

が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

(ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担）する。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 町が実施する対策

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。ただし、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県が町と協力して適切な処置を実施する。

(2) 町が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

ウ 家畜伝染病の恐れがある場合には、県の定めによる。

第 1 4 節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第 1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第 2 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

第 3 放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。

この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき

は、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

1 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

2 県公安委員会との連携

(1) 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

(2) 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

3 国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第 1 5 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

第 1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、町のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、町へ災害廃棄物対策に関する技術的助言を行うとともに、町から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、町が推計した災害廃棄物の発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

県は、仮置場として県有地や国有地が必要な場合には、関係機関と調整を行う。

5 収集運搬

(1) 町は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 災害時に大量に排出される粗大ごみ等については、一時期に処理施設への大量搬入された場合は、その処理が困難となるおそれがあるので、町は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、町が収集処理を行う。

(4) 町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」

（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混

合を防止し適切に取り扱う。

第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、町のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、町へ災害廃棄物対策に関する技術的助言を行うとともに、町から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、町が推計したし尿、避難所ごみの発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

5 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

第3 国庫補助制度の積極的活用

町は、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）の積極的な活用を行い、災害廃棄物の適切な処理を図る。

第4 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域にのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

町及び県は、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、町に対し必要な情報の提供を行う。

2 留意事項

町及び県は、廃棄物処理業の許可を受けずに廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第 1 6 節 文教施設等応急対策

災害時の幼児・児童・生徒等の生命、身体的安全確保や応急時の教育の実施のため、町及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

第 1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- 1 児童・生徒・教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- 2 災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は町教育委員会に報告する。
- 3 教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

第 2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 町教育委員会及び県教育委員会は教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

| 災 害 の 程 度 | 応急時の教育の実施の予定場所 |
|--------------------------|---|
| 学校等の一部の校舎が災害を受けた場合 | 特別教室、体育館、講堂 |
| 学校等の校舎が全部災害を受けた場合 | 1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎 |
| 特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合 | 1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎 |
| 県内大部分についての災害を受けた場合 | 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設 |

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

町教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 災害の状況により、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、町教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 県教育委員会及び町教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を、栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、（中等教育学校の前期課程の生徒を含む、以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。））、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう、以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、町教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第5 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町に通報する。所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力し、その結果を県に報告する。

第6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第7 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し町教育委員会又は県教育委員会に報告する。

第 17 節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、町は関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第 1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として町が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、県は関係団体、町と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、必要数に不足する場合は応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給するものとする。

第 2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内で確保できない場合、町は、県に県営住宅等の供給の要請を行う。

第 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

本節第 2 に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

町において決定するものとする。なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化するよう努めるとともに、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1 戸当たり 29.7 平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常(緊急)災害対策本部に協力を要請する。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

4 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

5 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。

ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用され、同法30条により県がその事務を町に委任した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 内容

県が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を町と連携し被災者に提供する。

第 1 8 節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第 1 労務供給計画

1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

(1) 町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

ア 相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請

イ 県への要員確保依頼

ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

(2) 町及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担を軽減するため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するようにする。

第 2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県、町の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、町又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町又は県が雇用する者

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

(8) 炊出しその他による食品の給与

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第 19 節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 輸送関係施設の対策

1 道路施設

(1) 被害情報の収集

町及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

町は、巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

町は、交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第 47 条の 4 に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

町は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

町は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

町は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第 2 ライフライン関係施設の対策

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により那珂川町工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 導水管及び送配水管等の復旧手順

(ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に水源から浄水場までの導水管及び浄水場から配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、災害拠点に向けて進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓を設置の際は、那珂川消防署に連絡し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

エ 通水作業

応急措置後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

町は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、町は、二次災害の発生のおそれがある箇所安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド株式会社は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド株式会社は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需要に不均衡が生じた場合は、各電力会社からの電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

県、県警察、町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講ずるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド株式会社は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行なうものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド株式会社は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

(ア) 発電施設

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド株式会社は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地区へ周知する。

第3 河川管理施設等の対策

町及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

地震発生後は、河川護岸施設の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険

箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに烏山土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア 消防団（水防団）が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団（水防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 消防団（水防団）の団長及び部長は所定の場所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をす

る。
(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

町は、県とともにできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第 2 0 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

また、危険物施設の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域住民の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

第 1 災害の拡大防止活動

- 1 事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- 2 町、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第 2 危険物等の大量流出に対する応急措置

町は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第 3 避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本編第 3 章第 6 節に準じる。

第 4 石油類等

石油類等危険物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合は、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自主防災組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (4) 災害の発生時には、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。また、危険物の流出防止のため、土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等に努める。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火などを行う。また、漏洩対策として、液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 町、消防機関の対策

- (1) 町は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

第5 火薬類

火薬類災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業所等の対策

- (1) 火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

2 町の対策

町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 LPガス・高圧ガス

ガス災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援、協力

ア 販売事業者等は、応援措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 町、消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第7 毒物・劇物

毒物・劇物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体とな

り応急対策を実施する。

1 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処置等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

2 町の対策

町は、状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第 2 1 節 広報活動

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第 1 広報活動内容

1 広報の内容

町及び消防本部は、県及び防災関係機関等と連携し、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 震度、地震の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

町及び防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

第 2 町の広報活動

1 災害時の広報体制

町は、次により災害時の広報活動を実施する。

(1) 災害情報等の提供窓口の一元化

災害情報等を住民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。

(2) 広報活動

町は、各種広報活動を実施するほか、災害対策本部が行う記者発表に関する諸調整を行う。

ア 各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

イ 情報センターの設置・運営、住民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等への対応

ウ 災害対策本部が行う報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整

(3) 相互連絡体制の確立

効率的な広報活動を期するため、町は、県、その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連

携を図る。

2 災害情報等の提供体制

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 災害情報や町の対策等を、その都度速やかに報道機関に提供する。

イ 一元的な情報の提供

災害情報の発表に当たっては、情報等の混乱を避けるため、本部情報発信班が一元的に窓口となり、災害対策本部が報道機関に対して発表する。

3 住民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 町は、収集した災害情報や町の応急対策等について、必要に応じて報道機関に提供する。

(2) 要配慮者等への配慮

ア 町は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 町は、視聴覚障がい者等、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援にあたっては、障がいの程度(全盲、弱視、聞こえの状態等)に応じた提供方法(点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等)による情報支援に努める。

ウ 町は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

町は、住民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難場所等へ町有車両(町広報車・消防自動車等)を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。

イ ケーブルテレビ網を活用した音声告知放送、屋外拡声システムによる情報提供

ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

キ ボランティアの支援を得て、情報の収集や広報活動を実施

ク 消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

4 報道要請

大規模災害が発生した場合には、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、県に報道要請を依頼する。

(1) 警報の発令・伝達、避難の勧告、指示

(2) 消防、その他の応急措置

(3) 被災者の避難、救助その他の応急措置

(4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育

(5) 施設、設備の応急の復旧

(6) 保健衛生に関すること

(7) 交通の規制、緊急輸送の確保

- (8) 災害の拡大防止の措置
 - (9) その他災害応急に対策に関すること
- 5 記録写真の収集並びに記録集の作成
- (1) 災害に関する写真や映像等を整理・保管するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等を撮影したときは、その内容を速やかに広報班に連絡するとともに広報班は資料の収集に努める。
 - (2) 必要に応じ「災害写真集」、「記録ビデオ」等を作成するものとする。

第3 住民に対する広報活動

町は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する嚴重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、音声告知放送、屋外拡声システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

第4 その他の関係機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市町、その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第 2 2 節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第 1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

(1) 体制の整備

町及び町社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

(2) 町及び町社会福祉協議会等の活動

町は、地域防災計画に基づき、町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第 2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町及び県は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

町及び県は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

町及び県は連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

町及び県は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、那珂川町義援金配分委員会設置要綱に基づき、義援金配分委員会を構成し実施する。

〈資料編 2 - 3 7 那珂川町義援金配分委員会設置要綱〉

(2) 義援金の受入

義援金は、会計部で受け入れ、配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第 2 3 節 孤立集落応急対策

県及び町は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第 1 孤立実態の把握

町及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき、各地域と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡が取れない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の行政区長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第 2 救出・救助活動の実施

町及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第 3 通信体制の確保

町及び県は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第 4 食料等生活必需物資の輸送

町及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプター等による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第 5 道路の応急復旧

町及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本的方向の決定

1 実施体制

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、町は必要に応じて復興計画を定めるものとする。

町の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) (3)の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項。
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとする。

3 国等職員の派遣要請

町及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

町、県及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。

- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した場合において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町及び県は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、町及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもと、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

町及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

4 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

第 2 節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第 1 被災者のための相談、支援

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

さらに、必要に応じて、県との連携で、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第 2 り災証明書の発行

町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 地震保険の活用

地震保険は、地震等により被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、町は、その制度の普及促進に努める。

第 4 租税の減免等の措置

町は、災害の状況に応じて地方税法、条例に基づき、町税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長(県税条例第 13 条・那珂川町税条例第 18 条の 2)

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日(災害のやんだ日から 2 月以内)を指定して、町が画一的に期限を延長する。

2 徴収猶予(地方税法第 15 条)

災害により町税を一時に納税することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として 1 年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除等を行う。

第5 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県は町長に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

| 補助の種類 | 対象農作物等 | 対象被害率 | 補助率 |
|--------------------|--------------------------------|-----------|-------|
| 病虫害防除用農薬購入費等補助 | 農作物 | 30%～70%未満 | 1/2以内 |
| | 果樹 桑樹 | 30%以上 | |
| 樹草勢回復用肥料購入費等補助 | 農作物 | 30%～70%未満 | |
| | 果樹 桑樹 | 30%以上 | |
| 蚕種購入費補助 | 桑樹 | 70%以上 | |
| 代替作付け用種苗等購入費補助 | 農作物、きのこ類 | 70%以上 | 1/2以内 |
| 種苗・桑葉等の輸送費補助 | 農作物、桑樹 | 30%以上 | |
| 被害農作物取り片付け作業費等補助 | 農作物、きのこ類 (収穫直前) | 70%以上 | |
| 被害果実の選果等作業費補助 | 果実 | 30%以上 | |
| 農作物育成管理用施設等撤去作業費補助 | 農作物、きのこ類 に係る農作物育成 管理用施設等 | 70%以上 | |

第5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援基金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 町内において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万人未満のものに限る。)
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- (6) (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯(人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯)以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない

事由により住宅を解体した世帯

(3) 災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位:万円)

| | 世帯 人員 | 合計 支給 限度額 | 基礎 支援金 | 加算支援金 | | |
|------------------|----------|-----------------|-----------|---------|-----|------|
| | | | | 住宅の再建方法 | | |
| | | | | 建設・購入 | 補修 | 賃借 |
| 全壊・解体・長期 避難世帯 | 単数 | 225 | 75 | 150 | 75 | 37.5 |
| | 複数 | 300 | 100 | 200 | 100 | 50 |
| 大規模半壊世帯 | 単数 | 187.5 | 37.5 | 150 | 75 | 37.5 |
| | 複数 | 250 | 50 | 200 | 100 | 50 |

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である(公財)都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

第6 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)が適用されたが、本県では支援法の要件を満たさなかったため、支援法が適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度(以下「支援制度」という。)を平成25年4月に創設した。なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって、被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第4の2と同じ

3 支援金額

本節第4の3と同じ

4 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、金額を支給する。

なお、支援金支給に要した町の費用については、町は申請書等の確認を行い、支援(公財)栃木県市町村振興協会から町に交付される。

第7 那珂川町災害復旧等支援金制度

自然災害により家屋等に被害を生じた場合に、その復旧に対し支援するもの。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じる災害。

2 支給対象

国、県、町等の負担により実施する災害復旧の採択基準に適合しない復旧工事等であり、また、被災者生活再建支援制度等の対象とならないもので、災害により被災した家屋等の復旧工事等、復旧に必要な工事又は災害の発生を防止するために必要な工事を実施する場合。

3 支給条件

災害復旧工事等に10万円以上の費用を要した者に対して、復旧費用の2分の1以内の額で10万円を限度として支給する。

4 支給手続

被災者は、町に工事見積書及び災害箇所の写真等を添付して支給申請を行い、さらに、復旧工事終了後に領収書を提出する。町は、復旧工事完了の確認を行い支援金を支払う。

第8 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。町は、これらの制度を被災した住民に対し周知に努める。

融資・貸付・その他資金等の概要

| | 資金名等 | 対象者 | 窓口 | 県担当課 |
|---|----------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------|
| 支 給 | 災害弔慰金 | 災害により死亡した者の遺族 | 町健康福祉課 | 危機管理課 |
| | 災害障害見舞金 | 災害により精神・身体に重度の障害を受けた者 | 町健康福祉課 | 危機管理課 |
| 貸 付 | 災害援護資金貸付金 | 災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり） | 町健康福祉課 | 危機管理課 |
| | 生活福祉資金 | 災害により被害を受けた低所得世帯 | 町社会福祉協議会 | 保健福祉課 |
| | 勤労者生活資金 | 災害により被害を受けた県内居住の勤労者 | 労働金庫 | 労働政策課 |
| | 中小企業融資 (県制度融資) | 災害により被害を受けた中小企業者 | 県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫 | 経営支援課 |
| | 災害復興住宅融資 | 災害により被害を受けた住宅の所有者 | 住宅金融支援機構 | 住宅課 |
| | 災害条例資金制度 (災害経営資金) (施設復旧資金) | 災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農漁業者 | 農業協同組合等 | 経済流通課 |
| | 農業近代化資金 (災害復旧支援資金) | 町長の認定を受けた被害農業者 | 農業協同組合等 | 経済流通課 |
| 災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、農林漁業セーフティネット資金（災害） | 町長の認定を受けた被害農林漁業者 | 日本政策金融公庫 | 経済流通課 林業木材産業課 | |

〈資料編 2－38 金融支援制度〉

第9 被災者への制度の周知

県、町及び関係機関は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 防災行政無線、ラジオ放送
- (4) 町及び関係機関等のホームページ
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、町は県と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

| 災 害 復 旧 事 業 名 | 関 係 省 庁 | 担 当 課 |
|--|---|---|
| 1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1)河 川 (2)砂防設備 (3)林地荒廃防止施設 (4)地すべり防止施設 (5)急傾斜地崩壊防止施設 (6)道 路 (7)下水道 (8)公 園 | 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課 |
| 2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1)農地・農業用施設 (2)林業用施設 (3)共同利用施設 | 農林水産省 農林水産省 農林水産省 | 農地整備課 林業木材産業課、森林整備課 環境森林部・農政部 |
| 3 文教施設等災害復旧事業 (1)公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2)私立学校施設（激甚災害法） (3)公立社会教育施設（激甚災害法） (4)文化財 | 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 | 施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化財課 |
| 4 保健衛生施設等災害復旧事業 | 厚生労働省 | 保健福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課 |
| 5 社会福祉施設災害復旧事業 | 厚生労働省 | 保健福祉課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課 |

| | | |
|---|--|--|
| 6 廃棄物処理施設災害復旧事業 | 環 境 省 | 廃棄物対策課 |
| 7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資） | 厚生労働省 厚生労働省 | 医療政策課 医療政策課 |
| 8 水道施設災害復旧事業 | 厚生労働省 | 生活衛生課 |
| 9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街 路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業 | 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課 |
| 10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧 | 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 住宅課 住宅課 住宅課 |
| 11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 | 農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 | 森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 |
| 12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧作業 | 国土交通省 " (関係省庁) | 交通政策課 (各事業所管課) (関係課) |

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

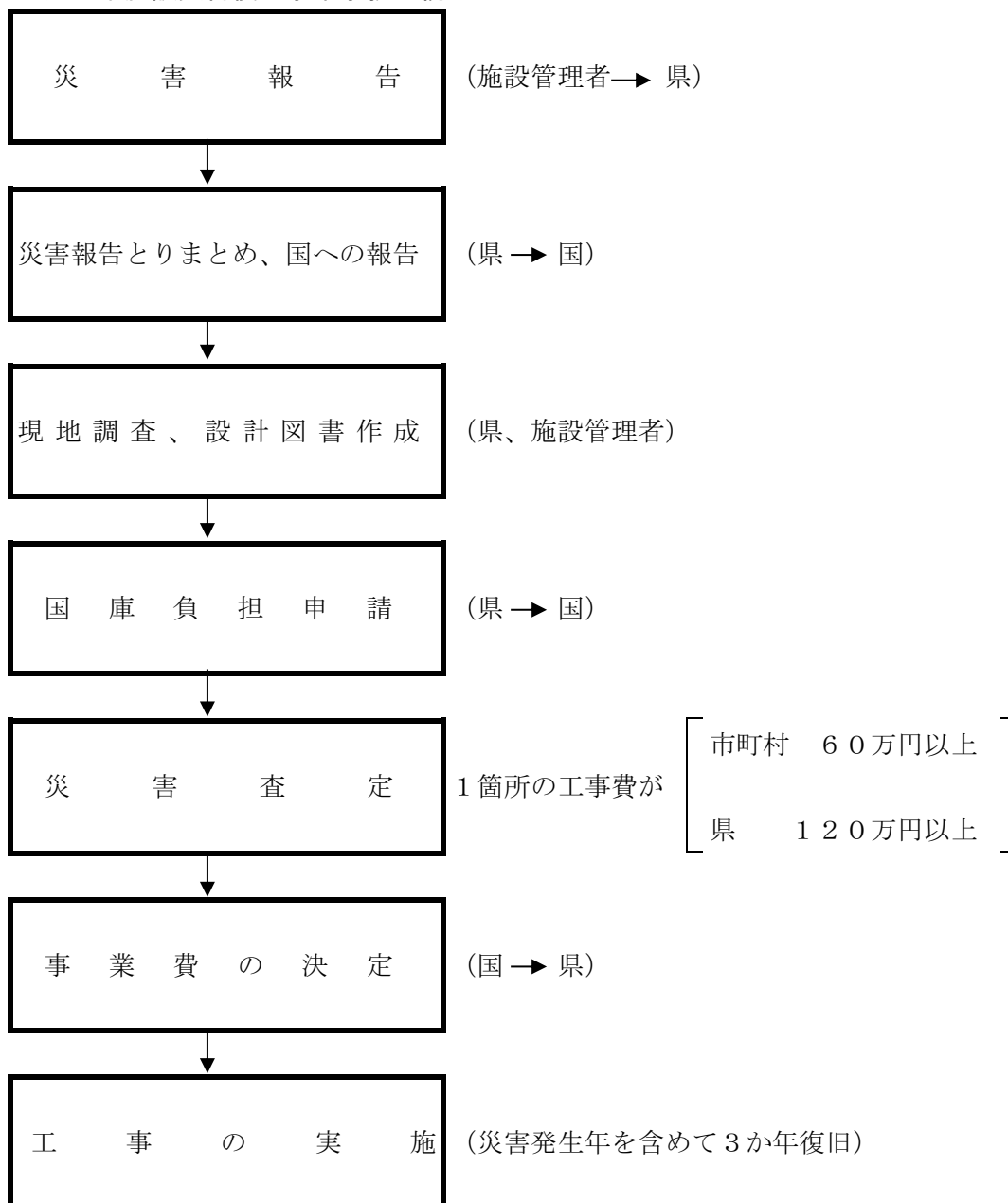
3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

<公共土木施設災害復旧事業事務手続き>



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

(1) 県

ア 県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害(本激)、局地激甚災害(局激)の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚

災害の指定を受けられるよう措置する。

(2) 町

町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

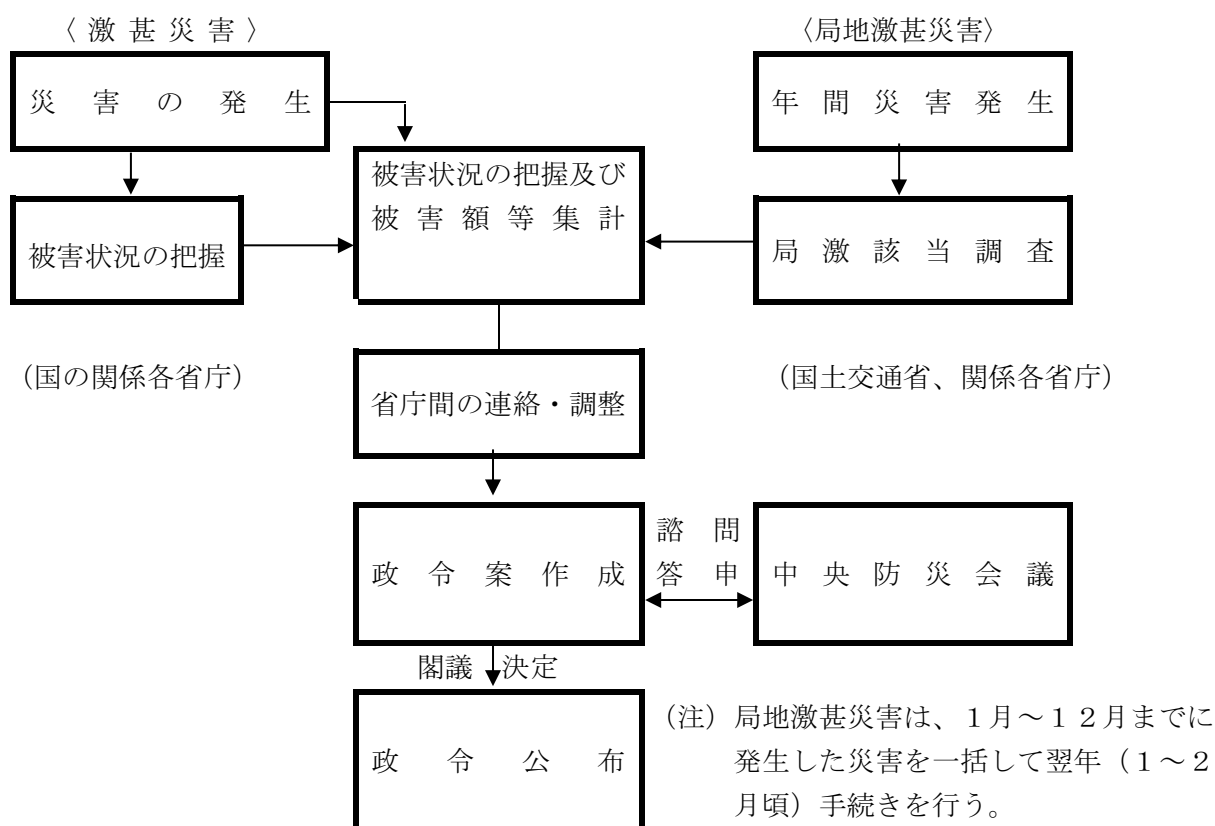
3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けると判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

4 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

| 適用措置 | 指定基準 |
|--|---|
| 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3条、第4条) | 次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 2.5% 2 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5% |

| 適用措置 | 指 定 基 準 |
|---|---|
| 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 | <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>[B基準] 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県の事業費査定見込額>都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 2 都道府県の事業費査定見込額>10億円 |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例〈法第6条〉 | <p>次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害 |
| 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例〈法第8条〉 | <p>次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>[A基準] 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>[B基準] 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p> |
| 森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉 | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×おおむね5%</p> <p>[B基準] 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60% 2 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×おおむね1.0% |
| 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉 | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 中小企業関係被害額 >当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×0.2%</p> <p>[B基準] 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> |

| | |
|--|---|
| | 一つの都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 |
| 適用措置 | 指 定 基 準 |
| 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (法第19条) | 激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。 |
| 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (法第22条) | 次のいずれかに該当する災害 [A基準] 滅失住宅戸数>4,000戸以上 [B基準] 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある 1 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上 |
| 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条) | 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害 |
| 上記以外の措置 | 災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮 |

イ 局地激甚災害

| 適用措置 | 指 定 基 準 |
|--|---|
| <p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p> | <p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税収入×50% ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。 ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。</p> |
| <p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉</p> | <p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く)</p> |
| <p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p> | <p>林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村 2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る)×おおむね25%</p> |
| <p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p> | <p>中小企業関係被害額 >当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合を除かれる。</p> |
| <p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p> | <p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p> |

IV 火災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 本町の火災を取り巻く環境

市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本町の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第 1 市街地等の状況

本町において住宅密集地は、馬頭地区では新町、室町、南町、田町、小川地区では、本町、栄町、大和町など学校を中心に存在する。この地域においては、国道沿いを中心として木造の建築物が密集している箇所が点在しており、火災発生時には延焼し被害が拡大する恐れがある。

また、そうした密集地の中には空き家も存在していることから、火災発生への覚知が遅れる可能性がある。

第 2 野外堆積物の状況

町内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第 3 気象の状況

本町は、典型的な内陸型の気候であり、年間降水量は約1,500mm、初雪は12月下旬、終雪は3月下旬で積雪は年間5日前後となっている。気象の特徴としては、夏は湿度が高く、冬は冷たい北西の季節風が強く吹き乾燥する。

第 4 林野の状況

本町は、高山の裾野に広がる林野地域となっている。冬季には、空気が乾燥し、「那須おろし」と呼ばれる強い北西の風も吹くため、いったん林野で火災が発生すると大火災となる危険性がある。

第2節 本町に被害を及ぼした主な火災

第1 主な火災の概要

| 年月日 | 原因（地域） | 被害の概要 |
|------------------------|-----------------------|--|
| 昭和52年 3月15日 ～16日 | 林野火災 (黒羽町・ 馬頭町) | 黒羽町大字北滝の非住家から出火（放火）、馬頭町に延焼 林野焼失面積 1,517ha、住家等被害36 総被害額 3,508,951円 馬頭地区 960ha 焼失 |
| 平成25年 9月28日 ～30日 | 建物火災 (大山田下郷) | 工場（旧馬頭東中学校体育館）外周部に堆積されていた樹木の皮に発酵熱が蓄積し温度が上昇、発火、工場に延焼 焼損床面積1,119.12㎡、工場1棟全焼 被害総額143,554,000円 |

第2 火災発生の状況

過去の火災発生状況は以下のとおり。

| 年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 |
|-------------|------|--------|--------|------|---------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 出火件数 (件) | 6 | 12 | 12 | 11 | 13 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| 損害額 (千円) | 589 | 21,755 | 18,980 | 301 | 169,474 | 85,599 | 21,115 | 3,463 | 34,756 | 3,011 |
| 死者数 (人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 負傷者数 (人) | 0 | 4 | 1 | 2 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |

第2章 災害予防

第1節 住民等の防災活動の促進

住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

第1 火災予防対策の推進

1 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

町及び県は、防火管理者、消防設備士、消防用設備等点検資格者、防火対象物点検資格者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法(昭和23年法律第186号)」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

3 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険のある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

4 入山者等への防火意識の啓発

町及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

5 森林保全巡視活動

町は、県や林業関係者と連携し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

6 防火知識の普及啓発

消防本部は、春季(3月1日～7日)・秋季(11月9日～15日)の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動(3月1日～7日)、栃木県春の山火事防止強調運動(3月1日～5月31日)を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災意識の普及・徹底

町及び県は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるように自主防災意識の普及、徹底を図る。

2 自主防災活動の推進

(1) 自主防災組織の組織強化

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、町及び県は、自主防災組織の強化促進や防災資機材の整備を進める。

(2) 女性防火クラブ等の育成強化

町及び消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

3 消防団活性化

町及び消防本部は、災害時には消火、救出救助、避難誘導等を、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

4 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

5 事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割(従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。

また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

町及び県は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第2節 火災に強いまちづくり

火災に強いまちづくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

(1) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。そこで、防災上の観点を踏まえながら、町の都市計画マスタープランに基づき、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

2 火災延焼防止のための緑づくり

町及び県は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第3 野外堆積物対策

消防本部は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、町及び県等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

町及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

消防本部、県及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建物火災安全対策の充実

消防本部、県及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い建物構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅の火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年6月1日施行)、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防本部は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災報知機設置の推進を図る。

4 文化財等の安全対策の促進

町及び県は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財等の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリコプターと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

町及び消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確把握し、火災警報を発令するなど大規模な火事災害防止に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 町、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 町、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 町、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

町、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

町の職員の非常参集体制については、本編第3章第1節のとおりとする。

また、町は必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県、消防本部及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

(2) 町及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

(3) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、

連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

第3 消火活動への備え

1 消防組織の充実・強化

町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。また、町及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

〈資料編2-10 那珂川町消防団の概要〉

2 消防施設等の整備・強化

(1) 消防施設・設備の整備

町は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するように、計画的に整備を進める。

(2) 消防水利の整備

ア 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(3) 消防用資機材等の整備

ア 町及び消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

イ 町及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 空中消火活動拠点の確保

町及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離着陸場の確保に努める。

〈資料編2-22 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 救助・救急、医療活動への備え

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

1 救助・救急活動への備え

町及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

2 医療活動への備え

(1) 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

町、県及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 医薬品、医療資機材の整備

町、県、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第5 避難収容活動への備え

1 避難場所及び避難所

町は、公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、避難場所及び避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難誘導への備え

町は、避難場所及び避難所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

〈資料編2-20 指定緊急避難場所及び指定難場所一覧〉

第6 関係機関の防災訓練の実施

町及び消防機関は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

火災(大規模火災・林野火災)の発生時、町は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

| 体制 | 災害の態様 | 体制の概要 | 備考 |
|--------|--------------------------|--|---------------------------------|
| 警戒体制 | 火災により大規模な災害が発生するおそれのある場合 | 災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。 |
| 第1非常体制 | 火災により大規模な災害が発生した場合 | 災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制 | 各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。 |

第2 大規模な火災発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

- ア 町内に大規模火災が発生した場合
- イ その他本部長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節に準じる。

(4) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律

第223号)第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合

イ その他本部長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節に準じる。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 県からの支援

町は、県からの緊急な支援が必要と判断した場合、県職員の派遣を要請し、町内の被害情報の収集を依頼するとともに、避難勧告、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を受ける等の支援を受ける。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 大規模火災

1 町及び消防本部の情報収集・伝達

(1) 町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、大規模火災発生により、町内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に(直接即報に該当する場合は、国(総務省消防庁)にも)報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)に報告する。

また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

<資料編2-31 栃木県火災・災害等即報要領>

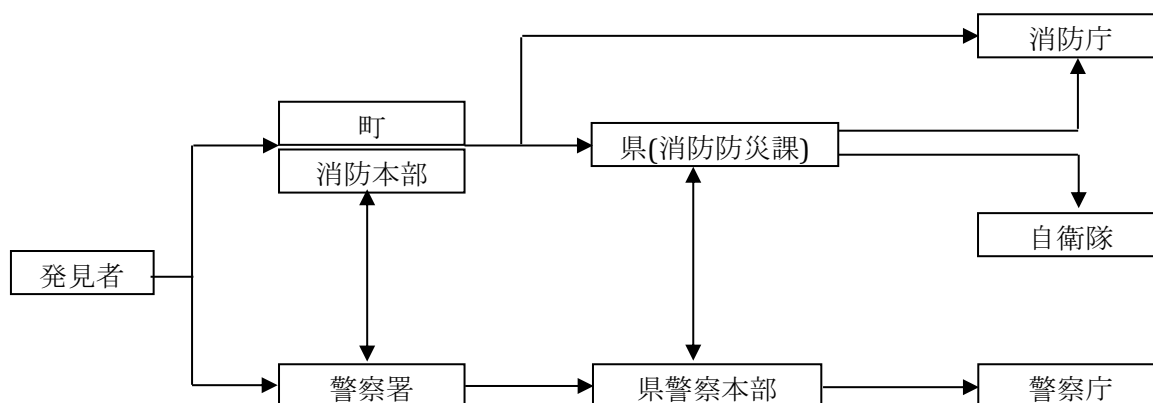
<資料編2-32 即報基準一覧>

(2) 県への情報収集・伝達系統

町及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や町に派遣された県職員等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

○情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 林野火災

1 町及び消防本部の情報収集・伝達

(1) 町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、林野火災発生により、町内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に(直接即報に該当する場合は、国(総務省消防庁)にも)

報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)に報告する。

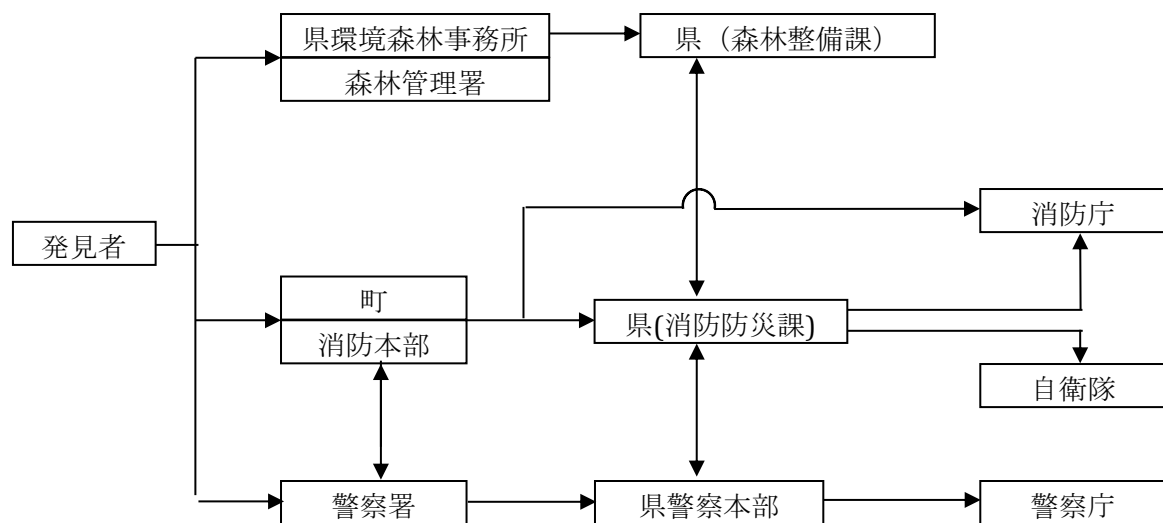
また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 県への情報収集・伝達系統

町及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や町に派遣された県職員等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

○情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節に準じる。

第 3 節 災害救助法の適用

町は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用し、法に基づく応急的な救助を実施する場合、県の補助機関として救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 5 節に準じる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第 1 条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。

ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の派遣要請を県へ行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第2 消防相互応援・広域応援等の要請

消防相互応援等の要請については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節第4に準じる。

自衛隊の災害派遣要請については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第4節第4に準じる。

第3 大規模火災対策

1 住宅密集地における火災

消防本部は、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」においてまとめられた提言に基づき「那珂川消防署警防計画」を策定し、住宅密集地における予防・消火活動について定め、住宅密集地における火災の被害を低減するよう努める。

2 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継

続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

3 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第4 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

町及び消防本部は、県と十分協議の上、ヘリコプター離着陸場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第 5 節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、町及び消防機関等関係機関は、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 6 節に準じる。

第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、住民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

町及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第 7 節 広報活動

第 1 情報発信

町は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第 2 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第4章 災害復旧・復興

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、町や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

町、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

町は、県及び関係機関と連携して林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

V 原子力災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、本町においても農林水産物の出荷制限や観光事業等への風評被害、除染への対応など、町内の経済や住民生活等に多大な影響を及ぼした。

栃木県には原子力発電所は存在しないが、東日本大震災における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響を踏まえ、近隣県における原子力発電所等での事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本町の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、住民の安全・安心を確保することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、那珂川町防災会議が作成する計画であり、国の「防災基本計画」及び「栃木県地域防災計画」を基本とし、町がとるべき原子力災害対策の基本的事項を定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編、震災対策編」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第 3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。令和元年 7 月 3 日改正。以下「対策指針」という）及び「原子力災害対策の手引き」（平成 27 年 3 月策定）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本町において必要な防護措置について整備する。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと(以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という)が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関(IAEA)の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

2 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:PlumeProtection PlanningArea)

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内避難エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

※栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、該当する区域は無い。

第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならぬため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(EAL)が設定された。(別表1参照)

第2 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という。）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要

| 区分 | 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EAL2) | 全面緊急事態 (EAL3) |
|-----------|--|---|--|
| 事態の 段階 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 |
| 措置の 概要 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。 放射性物質放出後は、計測 |

| | | | |
|---------------------------|--|---|---------------------------|
| | | | される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施 |
| 福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置の例 | 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。 | 避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。 | 避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。 |

第 4 節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準として O I L (Operational Intervention Level) が設定された。

第 1 運用上の介入レベル (O I L)

運用上の介入レベル (O I L) とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|--------|---------|---|---|---|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。） |
| 早期防護措置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施 |

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|---------|--|-------------------------------------|--|
| O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線 : 40,000 cpm | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。 |
| | | β 線 : 13,000 cpm 【1 ヶ月後の値】 | |

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | | | 防護措置の概要 |
|-----------------|--|--|---------------|------------------|--|
| 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | $0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 |
| O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 |
| | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg | |
| | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

那珂川町から日本原子力発電(株)東海第二発電所までの距離は、約58kmの位置関係にある。

○近隣県における原子力発電所

| | | | | | | |
|-------|------------------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 発電所名 | 福島第一原子力発電所 | | | | | |
| 事業者名 | 東京電力ホールディングス株式会社 | | | | | |
| 所在地 | 福島県大熊町・双葉町 | | | | | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 | 5号機 | 6号機 |
| 熱出力 | 138万kw | 238.1万kw | | | | 329.3万kw |
| 電気出力 | 46万kw | 78.4万kw | 78.4万kw | 78.4万kw | 78.4万kw | 110万kw |
| 運転開始日 | S46.3 | S49.7 | S51.3 | S53.10 | S53.4 | S54.10 |
| 備考 | 廃炉決定 | | | | | |

| | | | | | | |
|-------|------------------|--------|--------|--------|-------------|--|
| 発電所名 | 福島第二原子力発電所 | | | | 東海第二発電所 | |
| 事業者名 | 東京電力ホールディングス株式会社 | | | | 日本原子力発電株式会社 | |
| 所在地 | 福島県楡葉町・富岡町 | | | | 茨城県東海村 | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 | — | |
| 熱出力 | 329.3万kw | | | | 329.3万kw | |
| 電気出力 | 110万kw | 110万kw | 110万kw | 110万kw | 110.万kw | |
| 運転開始日 | S57.4 | S59.2 | S60.6 | S62.8 | S53.11 | |
| 備考 | 停止中 | | | | 定期検査中 | |

| | | | | | | | |
|-------|------------------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 発電所名 | 柏崎刈羽原子力発電所 | | | | | | |
| 事業者名 | 東京電力ホールディングス株式会社 | | | | | | |
| 所在地 | 新潟県柏崎市・刈羽村 | | | | | | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 | 5号機 | 6号機 | 7号機 |
| 熱出力 | 329.3万kw | | | | | 392.6万kw | |
| 電気出力 | 110万kw | 110万kw | 110万kw | 110万kw | 110万kw | 135.6万kw | 135.6万kw |
| 運転開始日 | S60.9 | H2.9 | H5.8 | H6.8 | H2.4 | H8.11 | H9.7 |
| 備考 | 定期検査中 | | | | | | |

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全対策委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(原発から半径約8～10km)」(EPZ:Emergency Planning Zone)にも本県の地域は含まれていなかったが、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

町は、核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本町における具体的影響、想定等

(1) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が町内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき本町が汚染状況重点調査地域に指定され、子どもの生活環境圏である施設を優先して除染を実施し、放射線量の低減対策を行ったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など生活と産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置(屋内退避)の必要性を判断する。県及び町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

第6節 リスクコミュニケーションの充実

住民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、町内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、環境業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、町は、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

1 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

(1) 町は、県と連携し、住民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。

(2) 町は、県と連携し、学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

2 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、住民等に的確に伝達するよう努める。

3 環境放射線モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供

町は、県の協力を得て、環境放射線に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

4 住民生活への影響に係る説明

町は、県の協力を得て、2及び3で住民に提供する情報について住民生活にどのような影響があるか、専門家や国等の助言を受けながら住民に分かりやすく説明するよう努める。

5 相談体制の整備

町は、重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対応できるよう、総合的な問合せ窓口を設置するとともに、国、専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

第2章 災害予防

第1節 初動体制の整備

町は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県と連携し、国、近隣県、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 町の役割

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報収集に努める。

また、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性を鑑み、夜間休日等の場合でも対応できるよう連絡体制を整備する。

2 県の役割

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築するとともに、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という）との間において、原子力発電所等における異常事態の連絡や平常時の意見交換のほか、地域防災計画の整合を図るなど、情報収集体制・情報共有体制の整備・充実に努める。

また、県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

3 原子力事業者の役割

近隣県における原子力事業者は、県と原子力発電所等に係る安全確保に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や通常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

2 人材の育成・確保

町は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。

また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

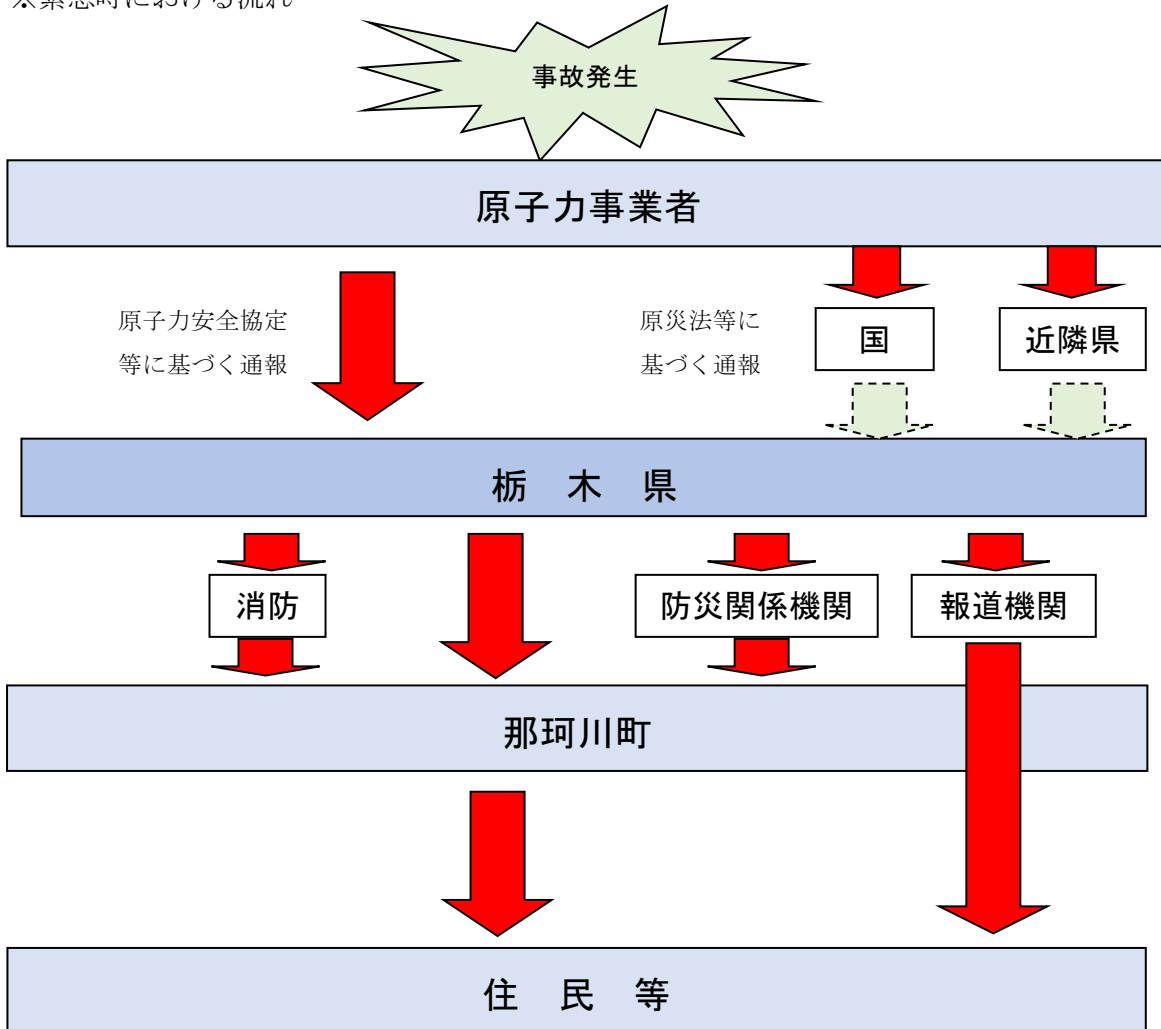
1 通信連絡網等の整備

町は、県と連携して、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、県及び防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

町は、県と連携して、栃木県防災行政無線、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ



第 2 節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定、実施するための体制を確保する。

第 1 避難体制等の整備

1 避難等の準備

町は、県と連携し、屋内退避の指示が出された場合を想定し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

2 避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

町は、学校、地区公民館等の公共的施設のほか、民間の社会福祉施設との協定等により福祉避難所を確保するとともに、配備すべき資機材を整備する。

(2) 避難誘導用資機材の整備

町及び消防機関は、県の助言に基づき住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

3 避難所、避難方法等の周知

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法などの避難情報について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備

町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

第 2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、住民が受けると予測される実効線量又は等価線量が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長に対して、O I Lに基づき避難の指示が発出される。

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋外退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本町に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内避難を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内避難退避解除に努める。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町は、原災法及び災対法の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察署、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 要配慮者等への対応

町は、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第3節 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備することとなっているため、町はこれに協力する。

第1 モニタリングによる監視の実施等

町は、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、県と連携して環境放射能モニタリング強化時の調査等に関する情報の収集に努める。

また、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、県が実施している環境放射能モニタリングに関する情報提供を求める。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持への協力

町は、平常時・緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、県が実施するモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等の整備・維持に協力する。

(2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、町は県と連携して、万一、モニタリングポストが稼働しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

町は県と連携して、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

第3 関係機関との協力体制の整備

町は緊急時の環境放射線モニタリングに関し、県及び近隣市町村等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第4節 住民等の健康対策

住民等の健康等を保持するため、必要な資機材等を整備するとともに、県と連携して初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

町は原子力災害発生時における住民等の健康対策を実施するため、県や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

町は県が実施する放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に対して協力をする。

また、県と連携して緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は県と協力して、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、近隣市町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

町は県と連携して、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射性サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 町は、原子力災害時における迅速かつ適切な医療を確保するため、関係機関に対して緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供等を要請する。

(2) 町は救急医療を担う医療機関に対して、一般傷病者等の受け入れに関して協力を要請する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害救急医療情報システムの充実

町は、一般傷病者等の医療を円滑に実施できるよう、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実に協力する。

(2) 情報提供システムの有効活用

町は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供するために県が整備する情報提供システムを有効に活用する。

第5節 農林水産物・加工食品等の 安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、県と連携して、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第1 出荷制限体制の整備

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本町においても、野菜類、茶、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、必要に応じてモニタリングを実施している状況である。

町は、事故発生時における農林畜水産物等への影響を的確に把握し、出荷制限等の措置が適切に実施できるよう県に協力する。

第2 検査体制の整備

町は、県と協力し事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備するよう努める。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等の習熟に努める。

さらに、原子力災害発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、平常時から県と連携して検査方法等を確認する。

第6節 幼児・児童・生徒等の安全対策

幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、学校等及び県と連携し、防災体制を整備する。

第1 原子力防災体制の整備

認定こども園、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童・生徒等及び教職員の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関、町災害対策本部等関係機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、原子力災害に備え、原子力災害時における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、学校等の管理者は、地域の実情等を踏まえ、対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

町及び県は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第 7 節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第 1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

町は、迅速な災害対策を実施するため、緊急時における輸送手段、県が指定している緊急時における輸送経路等の確認、各部等関係機関に対して周知徹底を図り、事故の長期化や広域化、又は緊急的な事態にも迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。

また、事故の状況や対策区域の設定によって物流の停滞が生じるおそれがあることを考慮し、各種災害対策に支障が生じることのないよう、特に緊急車両用の燃料などの物資について県及び関係事業者と連携して十分な量が確保できる体制を整備する。

第 2 道路交通管理体制の整備

町は、町が管理する道路等について、緊急時の道路交通が安全に行えるよう管理体制の整備に努めるほか、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うための道路機能を確保できるよう、国県道道路管理者と協力して情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

また、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、警察署が行う交通誘導や応急対策業務について密に連絡を交わし円滑な緊急輸送体制に協力する。

第8節 住民等に対する普及・啓発活動

災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

第1 住民等に対する普及・啓発

町は、国、県及び原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本町の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に町、県、国等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、職員の知識向上に努める。

また、必要に応じ県や関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に町、県、国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第 9 節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の業務範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

第 1 訓練計画の策定及び実施

町は、県及び警察署、消防署等の防災関係機関、原子力事業者等と連携し、総合訓練のほか、次に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関のほか、住民等を含めた様々な組織を効率的に運用できるよう努め、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時のモニタリング訓練
- (4) 住民等に対する情報伝達訓練
- (5) 原子力災害対应用資機材の取扱い

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第 2 国等が実施する防災訓練への参加

町は、必要に応じて県と連携し、国(安全規制担当省庁)及び近隣県が原災法第 13 条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練に参加する。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

町内に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害の規模に応じた対策本部等を設置し、県、消防、警察、近隣市町及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

| 体制等 | 災害の態様 | | 体制の概要 | 備考 (勤務時間外の配備) |
|--------|--|--|-----------------------------------|--|
| 注意体制 | 近隣県の原子力発電所等において事故等(EAL 1)が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合 | | 情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施 |
| 警戒体制 | ①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報(EAL 2)があった場合 ②総務課長が必要と認めた場合 | | 災害警戒本部を設置し、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 | 総務課職員及び警戒、配備に該当する関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施 |
| 第1非常体制 | ①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合(EAL 3) | ①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合 | 災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制 | 応急対策を実施する各課長が必要とする職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施 |
| 第2非常体制 | ②町長が必要と認めた場合 | 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 | 災害対策本部を設置し、町の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 | 全職員 |

第2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。総務課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置

エ その他必要な事項

- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて町長等への報告
- (5) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置(警戒体制)

町は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、那珂川町災害警戒本部要領第3条の規定により、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 原子力事業者から県に対して原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 県からの緊急時の通報を受け、総務課長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ その他本部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、次の順位により設置し、その後の順位は、本部長の指定する場所に設置する。

第1順位 馬頭総合福祉センター

第2順位 小川総合福祉センター

(3) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として那珂川町災害警戒本部要領の定めるところによる。

4 代決者

本部長(総務課長)不在時等の意思決定は総務課長補佐が、総務課長補佐が不在の場合は総務課消防交通係長が行う。

<資料編2-28 那珂川町災害警戒本部設置要綱>

第4 災害対策本部の設置(第1非常配備・第2非常配備)

1 災害対策本部の設置、解散の時期

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア 原子力事業者から県に原災法第15条1項に定める通報があったとき。

イ 知事から緊急時通報を受け、町長が災害対策本部設置の必要を認めたとき。

ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で500 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

オ その他本部長が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、那珂川町本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、次の順位により設置し、その後の順位は、本部長の指定する場所に設置する。

第1順位 馬頭総合福祉センター

第2順位 小川総合福祉センター

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと本部長が認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

(1) 栃木県

(2) 警察

(3) 陸上自衛隊第12特科隊

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(5) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、那珂川町災害対策本部条例（平成17年那珂川町条例第17号）の定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容に応じて警察、消防署等に職員派遣を要請する等、柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

〈資料編 2-29 那珂川町災害対策本部条例〉

〈資料編 2-30 那珂川町災害対策本部組織及び業務〉

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること
- (4) 本部の活動体制に関すること
- (5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (6) 県、他の市町への応援要請に関すること
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散に関すること
- (10) その他重要な事項に関すること

5 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は副本部長（副町長）が、本部長、副本部長ともに不在時の場合は総務課長が行う。

第5 専門家等への支援の要請

1 専門家に対する支援要請

町は、特定事象の発生等に伴う影響の把握や、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たり、必要に応じて、県を通じて原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

2 県に対する支援要請

町は、災害応急対策又は災害後の対策について必要と認めるときは、知事に対し職員の派遣を要請し、又は関係機関等の職員の派遣について支援を求める。また、県に対して避難勧告、応急救助等の各種対策の意思決定に資する情報提供及び助言のほか、対策の実施に必要な物資、資機材、施設等の提供など、必要な支援を要請する。

第6 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

町は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材等の整備等必要な措置をとるとともに、消防本部その他防災関係機関に対して防災資材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

町は、原子力災害対応における防災業務関係者の安全を確保するため、次により被ばく線量管理を徹底する。

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSv、かつ1年間につき50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

ウ 女性職員に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

- (2) 町は、県及び関係機関等との緊密な連携のもと、被ばく線量管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (3) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県及び原子力業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国、県、原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関等及び住民等に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原発所在県をはじめ、官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

また、県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けることとなっているため、町はこれらの情報を迅速に収集するとともに、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他町内への影響の把握に努める。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされていることから、町は県と連携を密にし、関係情報を収集して対応に備える。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

(1) 職員の確保

町は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

町は、県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 住民等への情報伝達

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等に対する情報伝達

(1) 町は、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努めるため、収集した情報を次の手段等により広く迅速に住民等に対して確実に伝達する。

ア 音声告知放送、屋外拡声システムによる伝達

イ サイレン等の使用による伝達

ウ 消防車(消防団)・町広報車の使用による伝達

エ 町ホームページによる伝達

オ ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる伝達

(2) 町は、県が持つ情報を栃木県防災行政ネットワークにより収集し、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。

(3) 町は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県及び町が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、県及び防災関係機関と連携しながら的確に伝える。また、庁内において情報の一元化を図り、常に最新の情報の共有に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

町は、住民等への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

町は、住民への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。

(3) 情報伝達内容

町、災害発生時の情報伝達に当たっては、次の事項に留意し伝達する。

ア 事故・災害等の概況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

町は、災害発生時の情報伝達に当たっては、次の事項を確認し伝達する。

ア 伝達する情報は、県や関係機関と十分に内容を確認し広報活動を行う。

イ 発表内容や時期については、県、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

町は、県、関係機関等と情報交換を行い、公式見解をいち早く発表し、住民等の間に拡散す

る誤情報の抑制に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

町は、県と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、相談窓口の開設に当たっては、各部との情報の共有化を図り、ワンストップサービスの充実に努める。

2 情報の収集・整理

町は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

町は、原子力災害発生時には、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、県と協力して屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難等措置の実施主体

避難等の措置は、県が主体となって実施するが、町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民等が動揺・混乱しないよう、速やかに指示できるよう努める。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、町は、県と連携を図り、住民等に対して情報提供を行う。

特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 県は原子力災害発生時において、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長指示、その他住民の安全のために必要と認めた場合は、町に対して、住民の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施することとなる。

(2) 町はこれらの対策の実施に合わせ、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(3) 町は、警察署、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

3 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県、警察署、消防署、消防団等と協力し、住民等の避難状況等を的確に把握する。

第3 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の配布

町は、国の原子力災害対策本部等からの安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、県や関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配付する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の配布を行った場合、医師等専門家の指示のもと、適切な服用場所において住民等が速やかに服用できるよう指示する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

町は、原子力災害発生時において、住民等に対して避難の勧告又は指示をした場合、避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

(1) 町は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等

の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、避難者、ボランティア、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

- (2) 町は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるように準備しておく。
- (3) 町は、避難所の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供に努める。また、要配慮者等の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者への情報伝達手段に配慮する。
- (4) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。
- (5) 町は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 町は、避難者等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。
- (7) 町は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。
 - ア 避難者名簿の作成
 - イ 避難の状況
 - ウ 転出先の把握
 - エ 食料・物資の配給状況
- (8) 町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分に留意する。

3 飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足する場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

また、町は水道水の安全性を確認した上で避難所における給水活動を実施する。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本町に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県の市町と下記の県内市町の間で次のとおり協定を締結している。

| 避難元市町 | 避難先市町 | 協定締結日 |
|-------|------------------------------------|----------------|
| 水戸市 | 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、野木町 | H30(2018).5.21 |
| 城里町 | 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 | H30(2018).3.28 |
| 常陸大宮市 | 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町 | H29(2017).9.28 |
| 笠間市 | 小山市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町 | H29(2017).3.22 |

避難先は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難場所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

県は、避難受入市町に対し、適切な助言を行うとともに茨城県からの要請に基づき必要な調整及び支援を行う。

また、県は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。

2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。

第6 要配慮者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、町は、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

県は、緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握することとなっているため、町は県と緊密な連携を図り、情報を住民等に対して公表する。

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市町と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表することとなるため、町は県と連絡を密にしながら、情報を迅速に収集し、住民等に広く公表するよう努める。

第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果のとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡することとなるため、町は、県と連絡を密にしながら、モニタリング結果等を迅速に収集し、住民等に広く公表するよう努める。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、環境モニタリング等を行い、実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡することとなるため、町は県と連携を密にし、モニタリング等の実施により得られた結果等の情報を迅速に収集し、住民等に広く公表する。

第6節 医療救護活動等

原子力災害発生時において、県及び医療機関と連携して、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

町は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。

また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

第2 相談窓口の設置

町は、県と連携し、県有施設及び町有施設において、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。

また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第3 被災者を対象とする医療活動の実施

1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

町は、医療行為が必要な被災者がある場合は、医療機関に協力を要請し、これに協力する。

また、特に必要な場合は、県に緊急被ばく医療チームの派遣を要請する。

2 医療救護活動

町は県及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、被災者等を対象とした汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置に協力する。

また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療関係等へ搬送する。

なお、この場合において道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物・加工食品等の安全の確保

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、県と協力して放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、住民等に対して広く周知する。

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。町は当該情報の提供を受けた場合は速やかに住民に周知する。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物制限を行うことから、県及び町は速やかに住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準値に基づき対応する。

また、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。町は必要な情報があれば住民に周知する。

□ 飲食物摂取制限の基準

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | | | 防護措置の概要 |
|-----------------|--|--|------------|------------------|---|
| 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の 空間放射線量率) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 |
| OIL6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 | 飲料水、牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 |
| | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg | |
| | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

□ 食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

| 食品群 | 基準値 (ベクレル/kg) |
|-------|---------------|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 乳児用食品 | 50 |
| 一般食品 | 100 |

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

町は、県によるモニタリング検査等の結果、国が定める基準値を超過した情報を得たときは、速やかに関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、町ホームページへの掲載や、報道機関等による報道要請など、様々な手段を使って住民等に対し広く周知する。

また、町は、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、県と連携して関係団体を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除することとなるため、町は、県と情報交換を密にし、生産者及び住民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

町は、独自の調査及び県が実施するモニタリングの結果や国の指導・助言、指示に基づき、水道水について国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標や原子力発電所等の事故状況に関する情報を収集するよう努める。なお、町は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等を推進する。

第4 食品等の供給

町は、県からの食品等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第11節に準じた食品等の調達及び供給活動を実施するなど、住民等への応急措置を講じる。

第 8 節 児童生徒等の安全対策

原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の生命、安全確保や応急時の教育の実施のため、町及び県の教育委員会は必要な措置を講じる。

第 1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、県や関係機関と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。

さらに、医療機関の協力を得て、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるような体制の整備に努める。

第9節 緊急輸送活動

原子力災害発生時における応急対策に必要な人員、緊急物資などを確実に輸送するため、町、県、警察署、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ・避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ・コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ・食料等生命の維持に必要な物資
- ・その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送体制の確立

町は、次により災害時の緊急輸送体制を確立する。

- (1) 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 緊急輸送に係る人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 交通状況の把握

町は警察署及び関係機関等からの情報をもとに、災害発生時の交通状況を迅速に把握し、緊急輸送が円滑に実施できるよう努める。

2 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

町は、原子力緊急事態宣言の通報直後に県警察が実施する区間の指定や車両の規制などの広域交通管制に協力して、緊急交通路を確保する。

3 交通情報の提供

町は、災害発生時の緊急交通路を確保するほか、う回誘導等のため、県及び警察署から情報を収集し、緊急交通路の指定等について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

4 緊急通行車両の確認

町は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

第4章 災害復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

第1 住民への対応

町は、住民等の放射線等に関する不安を払拭するため、県と連携して住民等に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、県が実施する緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の実施の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査実施の必要性が認められた場合には、町は県と連携して、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等に対して調査を要請し、これに協力する。

3 メンタルヘルス対策

町は県及び医療機関や関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等の心のケアに配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

町は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、県と連携して飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

学校等は原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童・生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の発生に伴う児童・生徒等の健康問題の解決のためには、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

また、町は学校等における児童・生徒等の心のケア対策に関して、県と連携して学校等に対して必要な支援を行う。

3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、町及び学校等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。
- (2) 町及び学校等は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。また、学校等における児童生徒等の心のケア対策に関して、県と連携して学校等に対して必要な支援を行う。

第2節 風評被害対策

県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

町は、農林水産物等についての風評被害を最小限にとどめるため、県及び関係機関と連携して、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を確認した上で積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

町は、県と連携して、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認ができるよう積極的に支援を行い、安全性を確認した上で積極的にPRしていく。

2 具体的方法

(1) 国内における対策

町は、農林水産物等の流通促進のため、県の協力を得て、速やかに、かつ継続的に町ホームページなど様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を積極的に発信する。

(2) 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県が国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組むこととなるので、町は積極的にこれに協力する。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

町は、県と連携して、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、町長の安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

2 観光客等への説明

町は、本町を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本町が安全であることを広めてもらうよう努める。

第3 被害者の救済

町は、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県と連携して原子力事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理

町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第1 基本方針

町は、原子力災害発生後の生活環境を保全するため、国、県、原子力事業者と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・認定こども園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染するなど、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

除染作業の実施に当たっては、必要に応じて、原子力事業者に対して除染等に必要な防災資機材の借用や、原子力防災要員の派遣を要請する。

第2 除染の実施

町は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、県及び防災関係機関及び住民等と協力し、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、住民等の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・認定こども園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物との混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

県、町、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg を超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県は、早期の処理を図るため、住民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 町及び排出事業者が処理する廃棄物

県、町、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg 以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県は、町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

県及び町は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

県及び町は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償請求

原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、町が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

町は、県と連携して、次のとおり原子力災害により損害を受けた事業者等の損害状況等に関する情報を収集し、支援するよう努める。

- (1) 原子力災害による損害に対しては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、町は、賠償内容や手続きについて、県を通じて国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 町は、原子力災害により、町内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県と連携して、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 町は、県と連携して町内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

町は、県と連携して、収集した被害情報等に基づき、次のとおり原子力災害による損害を受けた事業者等に対する支援を行う。

- (1) 町は、原子力災害により町内の事業者等に損害が発生した場合には当該事業者等が正当な賠償を受けることができるよう、県と連携して、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
 - ア 広報誌や町ホームページ、テレビ、ラジオ等の報道媒体を活用した原子力損害賠償請求に係る制度の周知
 - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
 - ウ 相談窓口の設置
- (2) 町は、県と連携して、被害を受けた事業者が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、損害賠償の対象となる損害の内容等についての周知を心がける。

第2 町による請求

町は、原子力災害において損害を受けたと判断される場合は、県と連携して、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、原因となる原子力事業者に対して迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示することとなるため、町は県と緊密な情報の共有化を図る。

第1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握することとなっている。

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに解除実施状況を確認する。

(別表1)

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|---|--|
| 状 況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | |

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

| | |
|--------|--|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事 態 |
| | <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> |

(3) 全面緊急事態 (EAL3)

| | |
|---|---|
| 状 況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事 態 |
| <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | |

2. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|----|---|
| 状況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> |

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

| | |
|----|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
| | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> |

(3) 全面緊急事態（EAL3）

| | |
|----|--|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
| | <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> |

3. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（2. 及び3. に掲げるもの（3. にあっては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|----|--|
| 状況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| | <p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> |

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

| | |
|--|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
| <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | |

(3) 全面緊急事態 (EAL3)

| | |
|--|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
| <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | |

4. 原子炉（1. ～ 3. に掲げる原子炉を除く。）に係る原子炉施設（加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設及びナトリウム冷却型高速炉（発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

| | |
|----|--|
| 状況 | その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態 |
| | <p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> |

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

| | |
|----|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態 |
| | <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> |

(3) 全面緊急事態（EAL3）

| | |
|----|---|
| 状況 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態 |
| | <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> |

用語集

| 用語 | 説明 |
|--------|--|
| 安定ヨウ素剤 | <p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても¹³¹Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。</p> |
| EAL | <p>緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p> |
| EPZ | <p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。</p> |
| OIL | <p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p> |
| 屋内退避 | <p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p> |

| 用語 | 説明 |
|--------------|--|
| オフサイトセンター | <p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p> |
| 確定的影響 | <p>放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮膚障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。</p> |
| 確率的影響 | <p>放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。</p> |
| 外部被ばく | <p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時の엑스線を受けることがあげられる。</p> |
| 空間線量率 | <p>対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。</p> |
| 原子力災害合同対策協議会 | <p>緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。</p> |
| 原子力防災管理者 | <p>当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。</p> |
| サーベイ | <p>サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキャンニング）すること</p> |

| 用語 | 説明 |
|---------------|--|
| | により、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。 |
| シーベルト (Sv) | 人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。 |
| 実効線量 | 身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。 |
| 除染 | 身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。 |
| スクリーニング | 放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。 |
| 等価線量 | 人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。 |
| 特定事象 | <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5 μ Sv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50 μ Sv/h の放射線量か5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から1 m 離れた地点で100 μ Sv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等 |
| 内部被ばく | 生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。 |

| 用語 | 説明 |
|----------|---|
| P A Z | 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)。P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述のE A Lに依じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること(5 k mを推奨)とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね半径5 k m」を目安とする。 |
| ベクレル(Bq) | 放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。 |
| 放射性物質 | 放射性核種を含む物質の一般的総称。 |
| 放射性プルーム | 気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。 |
| 放射線 | X線、 γ 線などの電磁波(光子)並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。 |
| 放射能 | 放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq(ベクレル)と定めている。 |
| U P Z | 緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。U P Zとは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね30 k m」を目安とする。 |
| 予測線量 | 放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。 |

《参考文献》

- ・原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間取りまとめ(平成24年3月22日)
- ・(財)高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

